

～「子どもの想い」を第一に考えるまち こおりやま～

保育・幼児教育ビジョン

将来にわたり持続可能かつ質の高い保育・幼児教育を目指す基本方針

目 次

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 第1章 ビジョンの策定にあたって | 1 |
| 1. ビジョン策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2. 基本理念 | 1 |
| 3. 大人の責務と育みたい子どもの姿 | 1 |
| 4. ビジョンの位置づけ | 3 |
| 5. ビジョンの策定体制 | 4 |
| (1) アンケート調査の実施 | 4 |
| (2) 郡山市子ども・子育て会議による審議 | 4 |
| (3) パブリックコメントの実施 | 4 |
| 第2章 保育・幼児教育の現状及び課題 | 5 |
| 1. 保育・幼児教育を取り巻く全国的な動向 | 5 |
| (1) 人口減少と少子高齢社会 | 5 |
| (2) 女性の出産・子育て期の就業率の上昇 | 5 |
| (3) 子ども・子育て支援新制度及び幼児教育・保育の無償化 | 5 |
| (4) 特別な配慮を必要とする児童の増加 | 6 |
| (5) 保育者の不足 | 6 |
| 2. 郡山市の現状及び課題 | 7 |
| (1) 多様な保育・幼児教育ニーズへの対応 | 7 |
| (2) 特別な支援を要する児童や保護者への対応 | 9 |
| (3) 保育人材の確保と保育者の負担軽減 | 10 |
| (4) 保育者の資質の維持・向上 | 12 |
| (5) 待機児童ゼロの継続 | 13 |
| (6) 公立保育所の老朽化への対応と今後のあり方の検討 | 14 |
| (7) 将来的な保育・幼児教育需要の減少を見据えた施設の配置 | 16 |
| (8) 子育て支援体制の充実 | 18 |
| (9) 感染症や災害への対応 | 19 |
| 第3章 ビジョンの基本的な視点 | 20 |
| 1. 子どもの最善の利益を尊重する視点 | 20 |
| 2. バックキャストの視点 | 20 |
| 3. SDGs の視点 | 20 |
| 4. セーフコミュニティの視点 | 21 |
| 5. こおりやま広域連携中枢都市圏の視点 | 22 |

| | |
|--|-----------|
| 第4章 基本方針と取組みの方向性 | 23 |
| 基本方針 1 保育・幼児教育の質の向上に必要な基盤を整えます | 23 |
| 1. 保育者の就労環境改善 | 23 |
| 2. 保育士・保育所支援センターの機能強化 | 24 |
| 3. 研修機会の確保 | 24 |
| 4. 市内の施設や保育者のネットワーク構築 | 25 |
| 5. バックキャストの視点による就学に向けた支援 | 25 |
| 基本方針 2 多様な保育・幼児教育ニーズへ対応していきます | 26 |
| 1. 特別な支援の必要な児童・保護者への支援 | 26 |
| 2. 医療的ケア児への支援 | 26 |
| 3. 病児保育事業の拡充 | 27 |
| 4. 延長保育事業の拡充・休日保育の検討 | 27 |
| 5. 保育施設等の広域利用の検討 | 27 |
| 基本方針 3 施設の適正配置に取り組みます | 28 |
| 1. 公立保育所の機能強化 | 28 |
| 2. 必要な保育・幼児教育の確保 | 29 |
| 3. 少子化の進行に応じた公立保育所の適正配置 | 30 |
| 基本方針 4 非常時（災害・コロナ感染症等）に強い体制をつくります | 32 |
| 1. 非常時の協力体制の構築 | 32 |
| 2. 災害対応にかかわる計画策定の支援 | 32 |
| 3. 施設の危機管理体制の強化 | 32 |
| 4. ニューノーマルへの対応支援 | 33 |
| 資料編 | 34 |
| 1. 郡山市子ども条例（平成 30 年郡山市条例第 19 号） | 34 |
| 2. 保育・幼児教育の状況 | 36 |
| 3. 郡山市の人口 | 43 |
| 4. アンケート調査結果の概要 | 48 |
| (1) 施設アンケート | 48 |
| (2) 保育者アンケート | 57 |
| (3) 保護者アンケート | 64 |
| 5. 郡山市子ども・子育て会議 | 68 |

第1章 ビジョンの策定にあたって

1. ビジョン策定の背景と趣旨

本市では、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画である「第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」を2020（令和2）年3月に策定し、「誰一人取り残さない子育て支援」の実現を目指した各種施策に取り組んでいます。

また、公共施設の質と量の最適化と安全・安心で持続可能な維持管理を実現するため、2016（平成28）年に「郡山市公共施設等総合管理計画」を策定し、その個別計画の中で、公立保育所についても施設ごとの個別施設方針を検討することとなっています。

引き続き「子どもの想い」を保育・幼児教育行政の中心に置き、この2つの計画を着実に推進するとともに、全ての保育関係者と協働で持続可能な保育・幼児教育を実現させるため、その基本方針となる保育・幼児教育ビジョンを策定します。

2. 基本理念

「子どもの想い」を第一に考えるまち こおりやま

上位計画である「第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」では、「児童憲章」「児童の権利に関する条約」「郡山市子ども条例」の理念を踏まえ、子どもを『独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体』と捉えるとともに、『子どもを第一に考えるまち』を目指してこの基本理念を定めました。

本ビジョンにおいても、これを基本理念とし、「子どもの想い」を第一にこれからの保育・幼児教育を考えていきます。

3. 大人の責務と育みたい子どもの姿

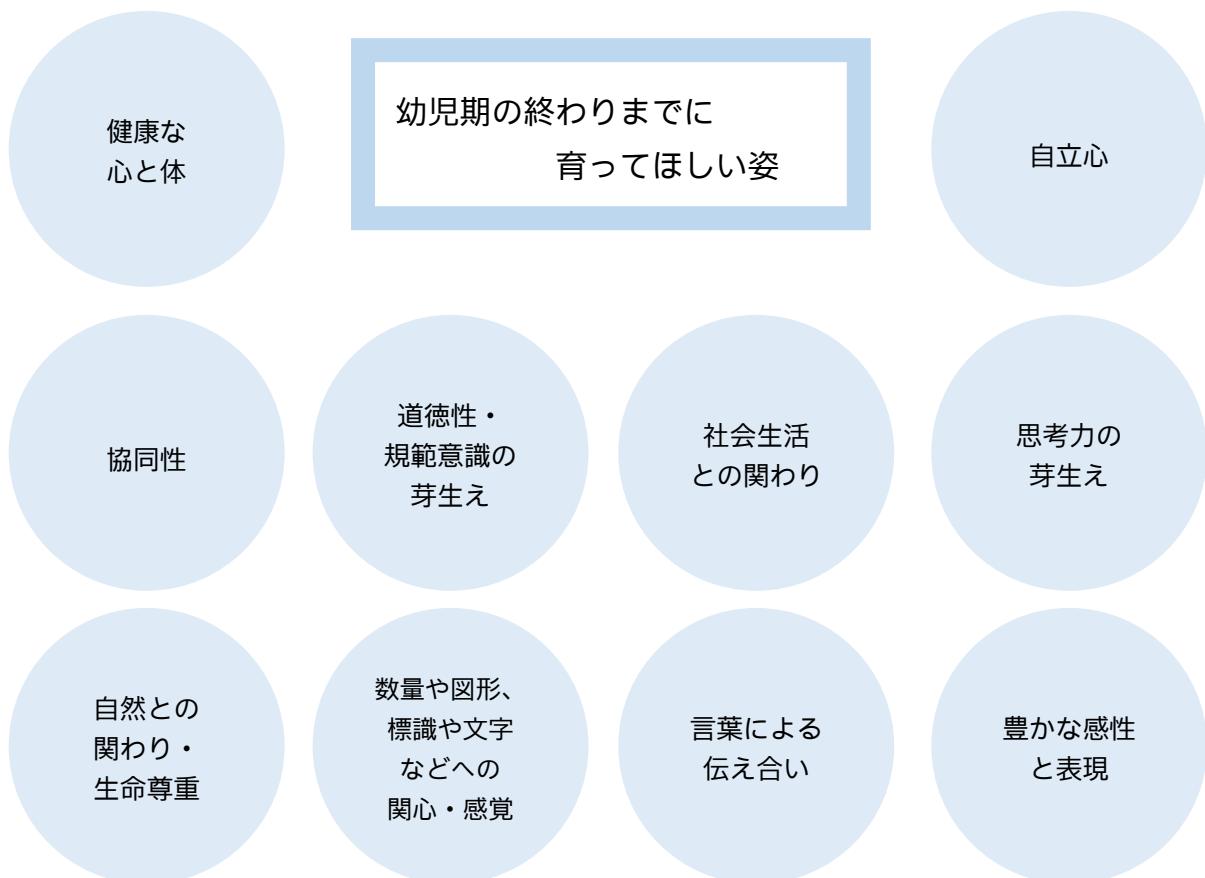
本市では、2018（平成30）年4月に、子どもが心身ともに健やかに成長し、自立できる社会の実現を目指して、「子どもを第一に考えるまちづくり」を推進する「郡山市子ども条例」を施行しました。この条例の第3条には、子どもへの支援の基本理念が次のように定められています。

- 子どもへの支援は、子どもが成長段階に応じた学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

- 子どもへの支援は、子どもが差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことがなく安心して生きていくことができるよう、子どもの人権が尊重されることを旨として行われなければならない。
- 子どもへの支援は、子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付けることにより、他者の人権を尊重することができ、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければならない。
- 子どもへの支援は、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければならない。

本市の保育・幼児教育に携わる大人は、この基本理念に基づき、子どもが必要とする支援をしていくことで、それぞれの責務を果たしていく必要があります。

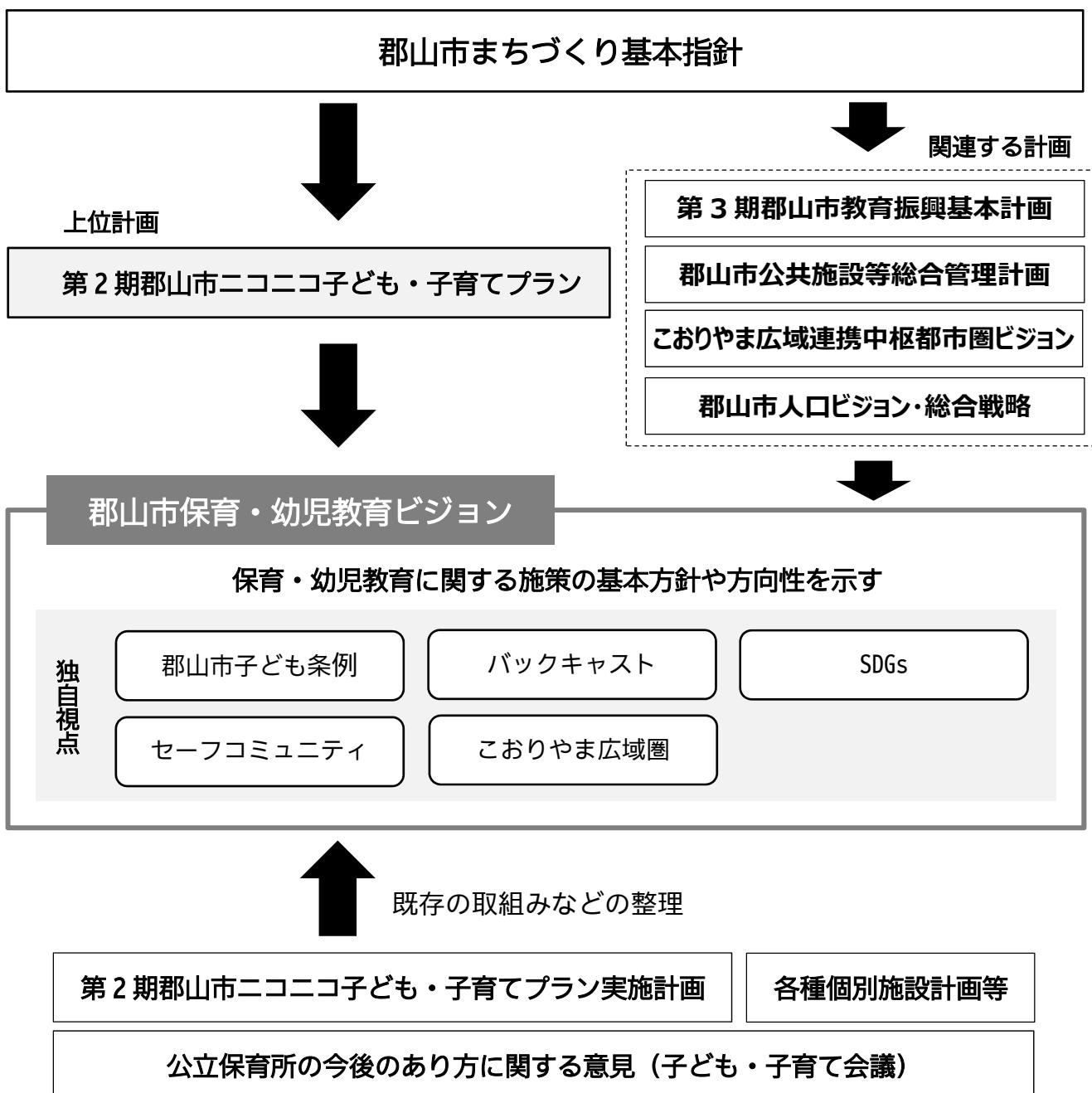
また、2017（平成29）年3月に告示され、2018（平成30）年4月から施行されている現行の「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として「10の姿」が示されています。保育・幼児教育では、個々の育ちを大切にしながら、小学校への接続へ向け、この「10の姿」を育んでいくことが求められています。



4. ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、就学前の児童に係る分野のうち、保育・幼児教育について、課題や市民ニーズを分析・検証し、郡山市まちづくり基本指針などと整合を図りながら、基本方針や取組みの方向性を示すものです。

上位計画となる第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランの内容を踏まえ、国や福島県における施策の動向や、郡山市子ども条例、バックキャスト、SDGs未来都市、連携中枢都市圏（こおりやま広域圏）などに位置付ける本市の取組みを整理しながらビジョンを策定しました。



5. ビジョンの策定体制

(1) アンケート調査の実施

本ビジョンを策定する基礎資料とするため、アンケート調査を実施し、郡山市の保育・幼児教育の現状及び課題などの把握を行いました。

① 施設アンケート

| | |
|------|---|
| 対象 | 公立保育所、民間認可保育所、民間認可小規模・事業所内保育事業、民間認可認定こども園、民間認可外保育施設、幼稚園 |
| 依頼方法 | 施設あてに調査票及び回答票を電子メールにて送付 |
| 実施期間 | 2021（令和3）年3月8日～3月24日 |
| 回収方法 | 回答票を電子メールにて返送 |
| 回答数 | 125 |

② 施設アンケート

| | |
|------|---------------------------------|
| 対象 | アンケート対象施設の保育従業者 |
| 依頼方法 | 施設でチラシを回覧または配付 |
| 実施期間 | 2021（令和3）年3月8日～3月24日、5月6日～5月13日 |
| 回収方法 | 簡単電子申請またはFAX |
| 回答数 | 611 |

③ 保護者アンケート

| | |
|------|----------------------|
| 対象 | アンケート対象施設の保護者 |
| 依頼方法 | 施設からチラシを配付 |
| 実施期間 | 2021（令和3）年3月1日～3月19日 |
| 回収方法 | 簡単電子申請 |
| 回答数 | 2,516 |

(2) 郡山市子ども・子育て会議による審議

ビジョンの策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映する計画とするため、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び学識経験者等で構成される「郡山市子ども・子育て会議」において、ビジョンの内容を協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

2021（令和3）年9月1日から9月30日までパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章 保育・幼児教育の現状及び課題

1. 保育・幼児教育を取り巻く全国的な動向

(1) 人口減少と少子高齢社会

日本は、2008（平成20）年をピークとして既に人口減少時代に突入しており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、今後一貫して人口が減少し続けると推計されています。

若い世代の人口減少や婚姻数の減少は出生数・出生率の低下を招いており、これらは総人口に占める高齢者世代の割合の増加につながっています。

(2) 女性の出産・子育て期の就業率の上昇

女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び上昇するM字カーブを描いていますが、30歳から39歳の就業率の上昇により、M字の底が浅くなり、台形に近い形状に変化してきています。この背景として、女性の高学歴化や意識の変化に加え、女性活躍推進法が2015（平成27）年に施行されるなど、働く場面において女性の力が十分に発揮できるよう社会全体で取り組んでいる状況があります。

今後想定されている生産年齢人口の減少に伴い、女性の活躍がますます期待されることで、今後も女性の就業率は上昇していくことが見込まれます。

(3) 子ども・子育て支援新制度及び幼児教育・保育の無償化

国では、2015（平成27）年4月から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。新制度により、地域の実情に応じて認定こども園の普及を図るとともに、「小規模保育事業」「事業所内保育事業」「家庭的保育事業」などの地域型保育事業を創設しました。その後、2016（平成28）年には、従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整えて、離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援することを目的に、「企業主導型保育事業」などを創設しました。

さらに、保育・幼児教育の重要性や少子化を背景に、これまで段階的に推進してきた幼児教育・保育の無償化の取組みを一気に加速させるとし、2019（令和元）年10月から、3歳から5歳までのすべての児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童について、利用料を無料化する「幼児教育・保育の無償化」を実施しています。

<子ども・子育て支援新制度で増加した保育・幼児教育の場>

| 種類 | 概要 | 入園できる子ども |
|----------|--|----------|
| 幼稚園 | 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校 | 3～5歳 |
| 保育所 | 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設 | 0～5歳 |
| 認定こども園 | 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設 | 0～5歳 |
| 地域型保育 | 保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、子どもを保育する事業 | 0～2歳 |
| ①家庭的保育 | 家庭的な雰囲気のもとで少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う | |
| ②小規模保育 | 少人数（定員6～19人）を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもときめ細かな保育を行う | |
| ③事業所内保育 | 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する | |
| ④居宅訪問型保育 | 障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う | |
| 企業主導型保育 | 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設 | 0～5歳 |

(4) 特別な配慮を必要とする児童の増加

就学前児童が減少している中、2021（令和3）年1月「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（文部科学省）」において、義務教育段階への就学予定者で、市区町村教育委員会が専門家の意見を聴取するための教育支援委員会などで調査・審議対象となった障がいのある児童の数は増加傾向にあるとされています。

また、福祉行政報告例によると、児童相談所や市町村における児童虐待相談対応件数は年々増えているとされ、特別な配慮や支援が必要な児童は増加傾向にあります。

(5) 保育者の不足

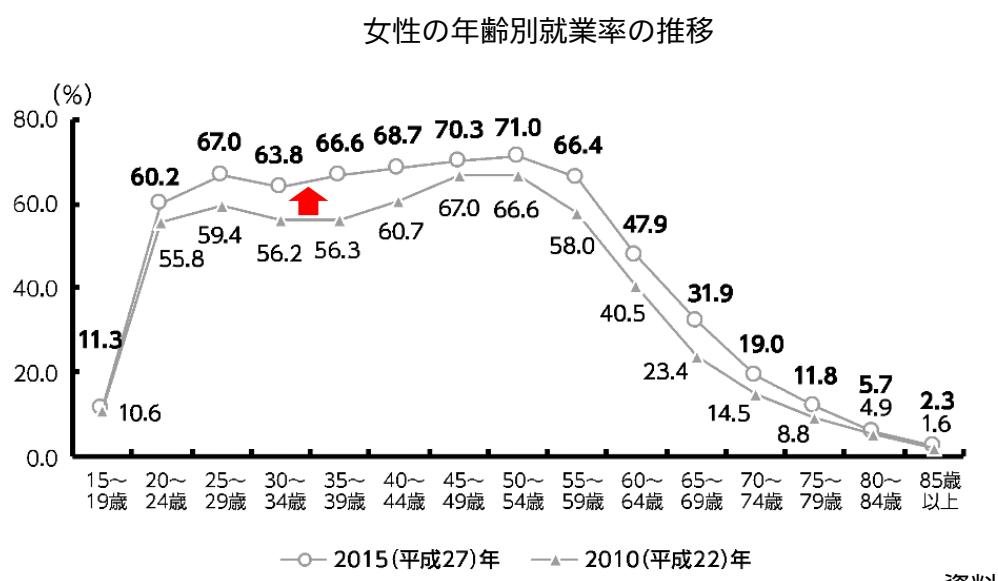
子ども・子育て新制度がスタートしたことにより、保育・幼児教育施設が増加し、種類の多様化も進みました。保育・幼児教育の受け皿として多様な施設が増加する一方で、保育者は恒常に不足し、2021（令和3）年3月の有効求人倍率は全職種1.12に対し保育士は2.67となっています。

保育士の登録者数は増加傾向にあることから、保育士の資格を有しながら、保育所等で働いていないいわゆる潜在保育士が多くいることも、保育者が不足する大きな要因であると考えられています。

2. 郡山市の現状及び課題

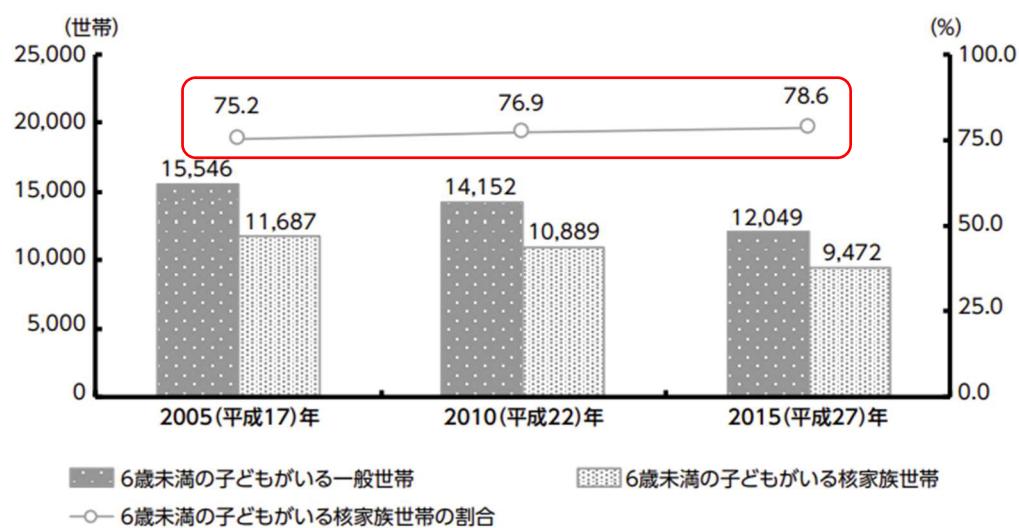
(1) 多様な保育・幼児教育ニーズへの対応

全国的な動向と同様に、本市においても女性の就業率の増加に伴い、共働き世帯が増加しています。また、世帯構成において、児童がいる核家族世帯やひとり親世帯の割合が増加傾向にあり、保護者アンケートでは、早朝や夜間、日曜・祝日の保育、施設利用中に体調不良となった場合の病児保育を求める意見が多いなど、多様なニーズへの対応が求められています。



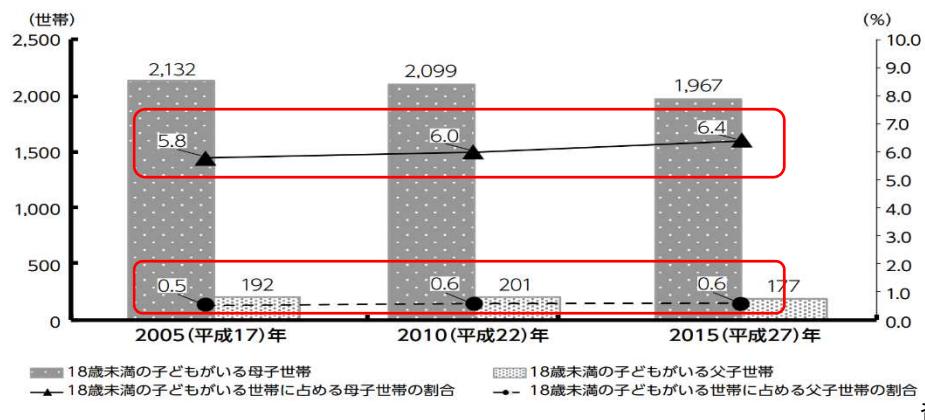
資料：国勢調査

6歳未満の子どもがいる世帯の状況



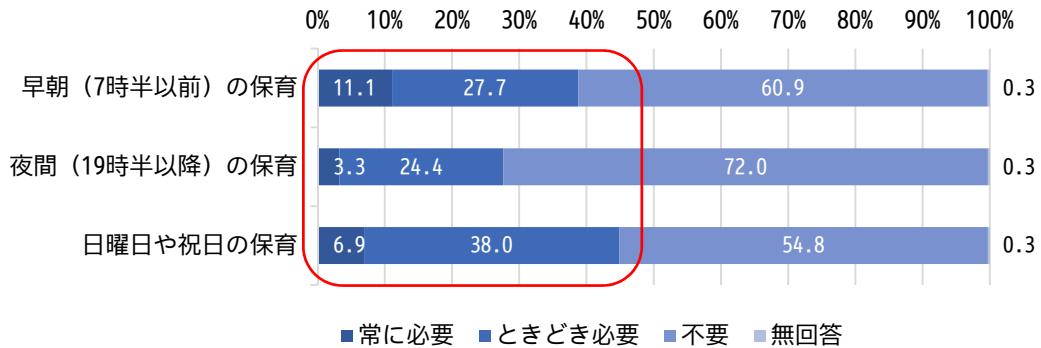
資料：国勢調査

ひとり親世帯の推移



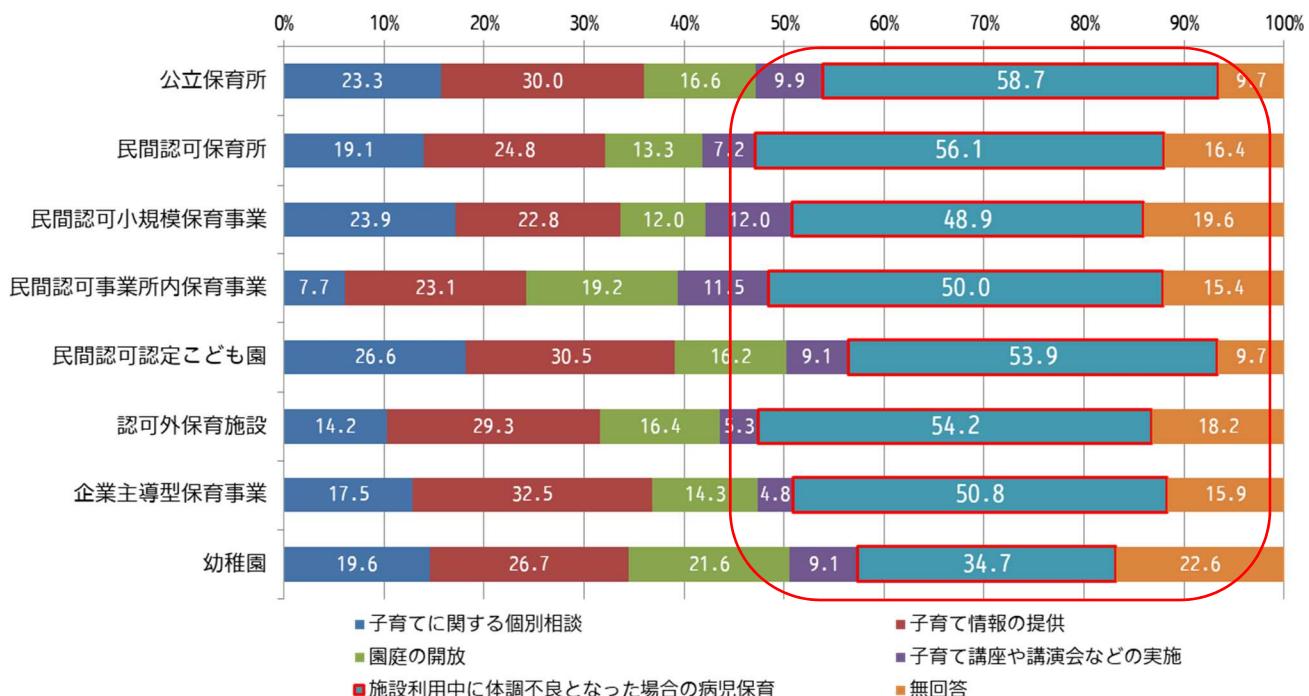
資料：国勢調査

早朝や夜間、日曜・祝日の保育ニーズ



資料：保護者アンケート

施設で行ってほしい子育て支援（施設種類別・複数回答）



資料：保護者アンケート

(2) 特別な支援を要する児童や保護者への対応

施設へのアンケート結果では、障がいの診断を受けている児童の受入れ人数や、障がいの診断は受けていないが何らかの障がいや発達の遅れが疑われる特別な支援を要する児童の受入れ人数が増加傾向にあると多くの施設が回答しています。そして、こうした児童への対応が施設運営上の課題となっていると約6割の施設が回答していることから、人的・財政的な支援や関係団体との連携支援など、支援体制の確立が必要です。

また、施設の約7割が特別な支援が必要と思われる保護者※の人数が増加傾向にあると感じていることから、関係機関や各種支援が効果的に連携し、対応していくことが求められています。

※ 児童の栄養状態が悪い、無断欠席や遅刻が多い、児童が保護者から暴力や暴言を受けている疑いがある、ネグレクトの疑いがある、貧困などの理由により支援を必要とする保護者のこと

障がいのある児童の受入人数が増加傾向にあると感じますか



資料：施設アンケート

特別な支援を要する児童の受入人数が増加傾向にあると感じますか



資料：施設アンケート

施設運営上の課題と感じるもの上位3項目（複数回答）

| | |
|----|----------------------------------|
| 1位 | 保育者の確保 (68.3%) |
| 2位 | 保育者の資質の維持・向上 (60.2%) |
| 3位 | 障がいのある児童や特別な支援を要する児童への対応 (57.7%) |

資料：施設アンケート

特別な支援が必要と思われる保護者の人数が増加傾向にあると感じますか



資料：施設アンケート

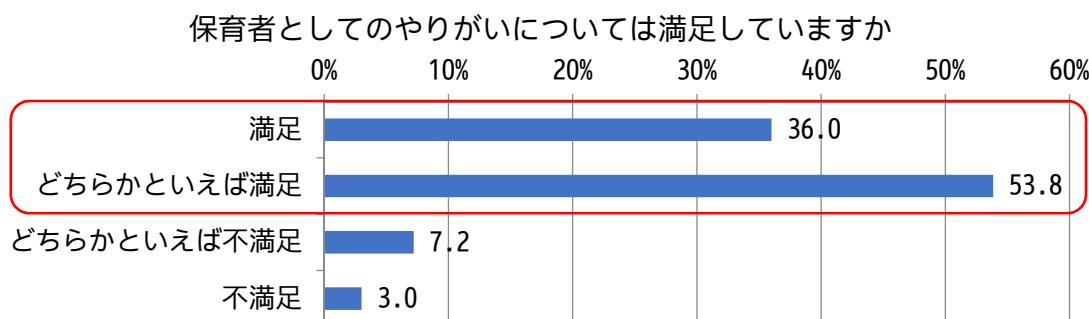
(3) 保育人材の確保と保育者の負担軽減

全国的に保育者が不足している中で、本市の施設においても施設運営上の課題として「保育者の確保」が1位となっています。保育者アンケートでは、約9割の保育者がやりがいについて満足しているものの、7割以上の保育者が一度は退職を考えたことがあるという結果になりました。

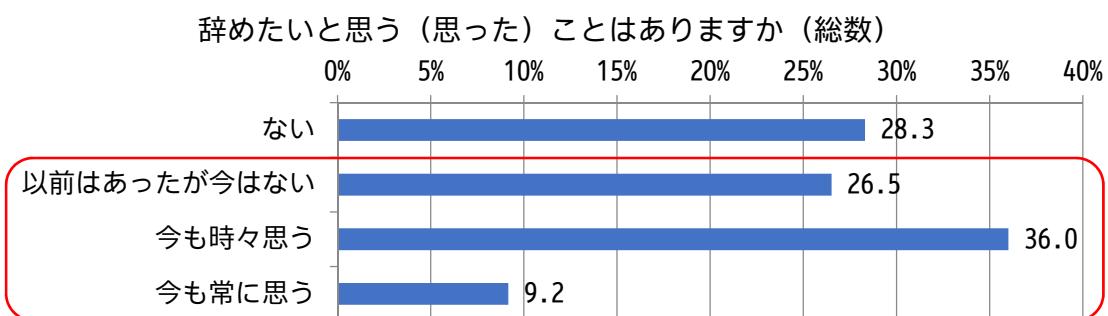
現在の施設での就業年数別にみると、辞めたいと「今も時々思う」「今も常に思う」人の割合が5年目～9年目が最も多く、保育業務以外の後輩指導や職場の人間関係、さらにはその責任の重圧などから、いわゆる中堅保育者の負担が重くなっていると推測されます。

| 施設運営上の課題と感じるもの上位3項目（複数回答） | |
|---------------------------|----------------------------------|
| 1位 | 保育者の確保 (68.3%) |
| 2位 | 保育者の資質の維持・向上 (60.2%) |
| 3位 | 障がいのある児童や特別な支援を要する児童への対応 (57.7%) |

資料：施設アンケート

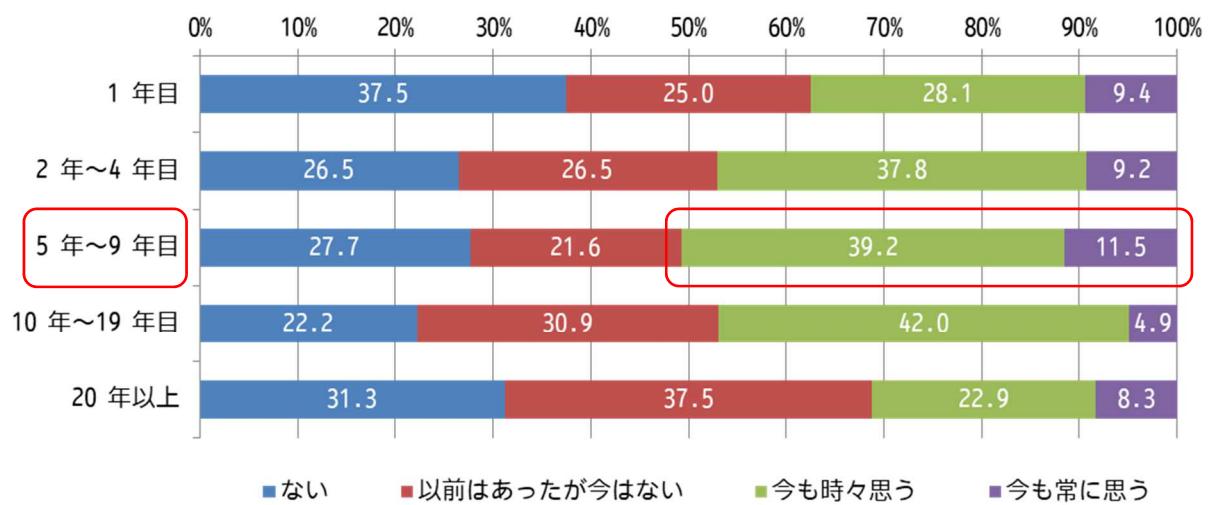


資料：保育者アンケート



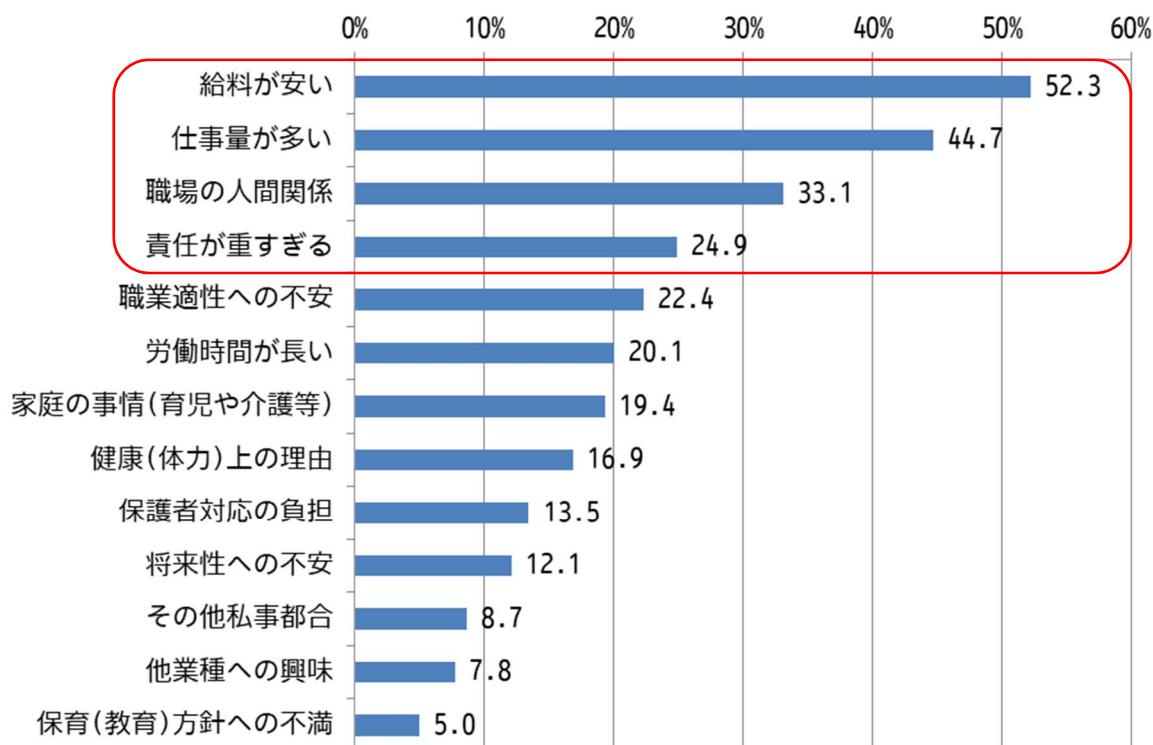
資料：保育者アンケート

辞めたいと思う（思った）ことはありますか（現在の施設での就業年数別）



資料：保育者アンケート

辞めたいと思う（思った）理由（複数回答）



資料：保育者アンケート

(4) 保育者の資質の維持・向上

施設運営上の課題として、施設の多くが「保育者の資質の維持・向上」と回答しており、保育・幼児教育の質の向上のために必要なこととして、施設・保育者ともに、「保育者の専門職としての知識・技術の向上」が1位となっています。

また、保育者の専門職としての知識・技術の向上に取り組むうえでは、各種研修を受講することがひとつの手段ですが、受講意欲があっても、それが実現していないことが保育者アンケートの結果から見ることができます。

| 施設運営上の課題と感じるもの上位3項目（複数回答） | |
|---------------------------|----------------------------------|
| 1位 | 保育者の確保 (68.3%) |
| 2位 | 保育者の資質の維持・向上 (60.2%) |
| 3位 | 障がいのある児童や特別な支援を要する児童への対応 (57.7%) |

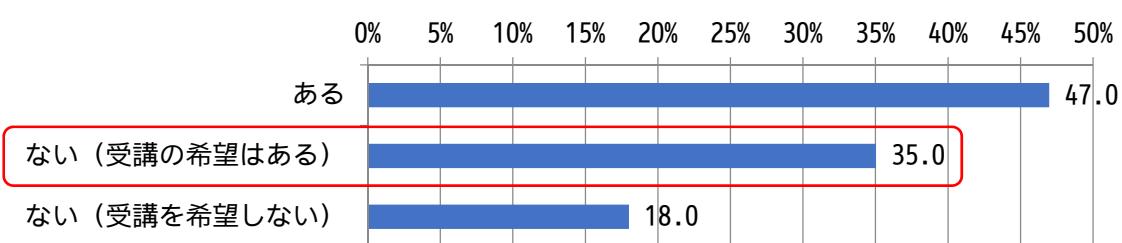
資料：施設アンケート

| 保育・幼児教育の質の向上のために必要なこと上位5項目（複数回答） | | |
|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 順位 | 保育者 | 施設 |
| 1位 | 保育者の専門職としての知識・技術の向上 (76.1%) | 保育者の専門職としての知識・技術の向上 (94.4%) |
| 2位 | 保育者の確保・加配 (59.2%) | 保育者の確保・加配 (60.5%) |
| 3位 | 保育環境の安全性の向上 (47.1%) | 保育環境の安全性の向上 (54.8%) |
| 4位 | 障がい児や特別な支援を要する児童への対応力強化 (43.9%) | 保護者とのコミュニケーションの充実 (42.7%) |
| 5位 | 保護者とのコミュニケーションの充実 (36.3%) | 障がい児や特別な支援を要する児童への対応力強化 (38.7%) |

資料：保育者アンケート

施設アンケート

専門性を高める研修を受講したことがありますか



資料：保育者アンケート

(5) 待機児童ゼロの継続

本市の国基準待機児童数は2017（平成29）年度をピークに減少し、2021（令和3）年4月にゼロとすることができます。これは、市が待機児童の多い地域に施設整備をしたことに加え、小規模保育事業や認可外保育施設、企業主導型保育事業が、待機児童が多い1～2歳児の受け皿として機能したことでも大きな要因として考えられます。

しかし、継続入所申込者（希望施設の定員に空きが出るまで待つ方）、育児休業から職場復帰するなど年度途中に入所を希望する方、近隣市町村からの広域入所受入れなど、年間を通じた潜在的な需要を満たしたわけではありません。

今後は、年度を通じた国基準待機児童ゼロを達成するとともに、継続入所申込者ゼロを目指して、保護者や児童が希望の施設に入所できる環境を整えることが求められています。

国基準待機児童数及び継続入所申込者数の推移（各年4月1日現在）



資料：郡山市保育課

第一希望の施設にお子さんを預けることができましたか



資料：保護者アンケート

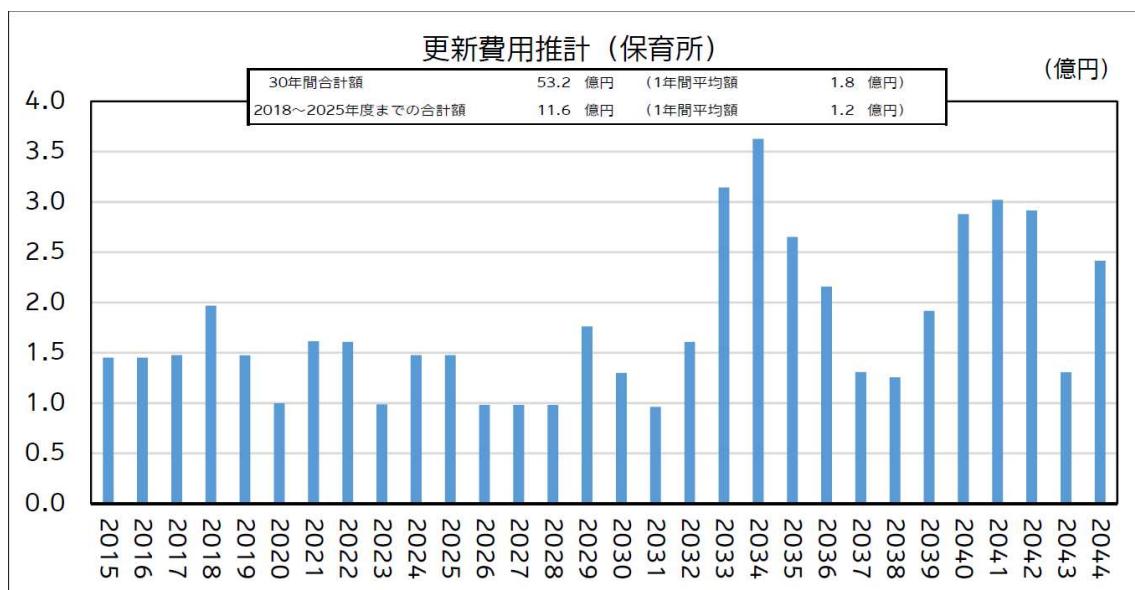
(6) 公立保育所の老朽化への対応と今後のあり方の検討

2021（令和3）年4月時点の平均築年数が、民間認可保育施設6年に対し、公立保育所は36年となっています。2022（令和4）年度には、25か所ある公立保育所のうち20か所が築30年を超えることから、老朽化への対応が必要となってきます。

しかしながら、2018（平成30）年3月に策定した郡山市公共施設等総合管理計画の個別計画・保育所編では、保育所を現状のまま維持し続ける場合に必要な更新費用は、30年間の合計で約53.2億円と試算されており、今後の財政推計において、高齢者の増加に伴い扶助費などの歳出が増加するとともに、生産年齢人口減少に伴う市税などの歳入の減少が予想される中では、現状規模のまま同様の手法で維持していくことは困難な状況です。

そのため、公立保育所の担うべき役割の整理や、少子化による保育需要の減少を見据えた**再編成**など、今後の公立保育所のあり方を検討していく必要があります。

2020（令和2）年11月には、郡山市子ども・子育て会議から「公立保育所の今後のあり方に関する意見書」が提出され、公立保育所の役割として、市全体の保育の質の向上のけん引、採算性の低い地域における保育サービスの確保、特別な配慮が必要な児童への対応などが考えられるとの意見がありました。



（注）総務省ウェブサイトで公表されている更新費用試算ソフトを使用

資料：郡山市公共施設等総合管理計画の個別計画・保育所編

【公立保育所の今後のあり方に関する意見書（抜粋）】

2 公立保育所の役割について

行政機関としての公立保育所には、以下の役割があると考えます。

(1) 郡山市全体の保育の質の向上

今後も保育の量の確保を計画的に進めるとともに、更なる保育の質の向上に努める必要があります。

民間事業者の中には、新制度スタート後に保育所運営を始め、保育経験の浅い事業者もあり、また、保育の実践や保護者支援に対して具体的な取組事例を必要とすることから、豊かな経験を有する公立保育所において、民間事業者との交流や研修を行うことにより、郡山市全体の保育の質の向上を牽引していく必要があります。

(2) 地域における保育サービスの確保

入所児童数が少ない地域においては、民間事業者による施設運営が困難であることから、公立保育所において地域の保育サービスを確保する必要があります。

(3) 特別な配慮が必要な児童への対応

障がいのある児童や医療的ケアが必要な児童、年々増加傾向にあるいわゆる「気になる子」の保育・教育や保護者支援には、保育士や看護師等の加配及びその保育方法について専門の知識や経験が必要です。

さらに、虐待の疑いがある児童、ひとり親家庭等、特別な支援が必要な家庭への対応については、児童相談所や警察、医療関係者のほか、市他部局等、多くの関係機関との関わりが必要となります。

これら特別な配慮が必要な児童については、行政機関として専門性を持ち、関係機関との連携を図ることができる公立保育所において積極的に対応する必要があります。

(4) 子育て家庭に対する支援

保育所には、地域の子育て支援の拠点としての役割もあり、特に公立保育所においては、家庭保育を含めた子育て支援のほか、行政機関の窓口として、児童や家庭の状況、子育てに関する市民ニーズを把握し、市の保育施策へ反映させる機能が必要です。

3 民間活力の導入について

公立保育所は、公共施設等総合管理計画個別計画において、民間活力の導入について検討を行っていくこととなっています。

しかしながら、公立保育所は、「2 公立保育所の役割について」で記載したように、採算性の低い地域における保育サービスの確保や特別な配慮が必要な児童への対応等、市民の保育ニーズにきめ細やかに対応する必要があることから、今後、個別の施設についてその方向性を検討する際には、以下の項目について配慮するよう提案します。

(1) 公立保育所の必要性

「公立保育所の役割」を実践するために、必要な公立保育所を存続させる。

(2) 公立保育所の配置

民間活力の導入の検討に当たっては、「公立保育所の役割」に留意し、児童数の少ない地域の保育を継続するほか、児童の小学校へのつながりを考慮し、小学校の方部（東西南北中）ごとに保育の中核となる公立保育所を配置する。

(3) 個別施設方針の検討開始について

個別の公立保育所の方針については、原則として公共施設等総合管理計画個別計画の検討開始年度に検討を開始するが、以下の①から③のいずれかの項目に該当する公立保育所については、公共施設等総合管理計画個別計画の検討開始年度に関わらず、民間活力の導入等について検討を開始する。

①老朽化等により施設の建て替えが必要となった保育所

②4月1日現在の入所率が、3年以上連續して100%を下回った保育所

③保育施設の量が過剰と判断された地域にある保育所

ただし、待機児童の解消は最重要施策であることから、幼児教育・保育の無償化等の国の動向などにより今後の待機児童の状況に変化が生じる恐れがある場合や現に待機児童が発生している地域の保育所等、慎重に判断すべき事項がある場合は、個別施設方針の決定を数年遅らせる必要もある。

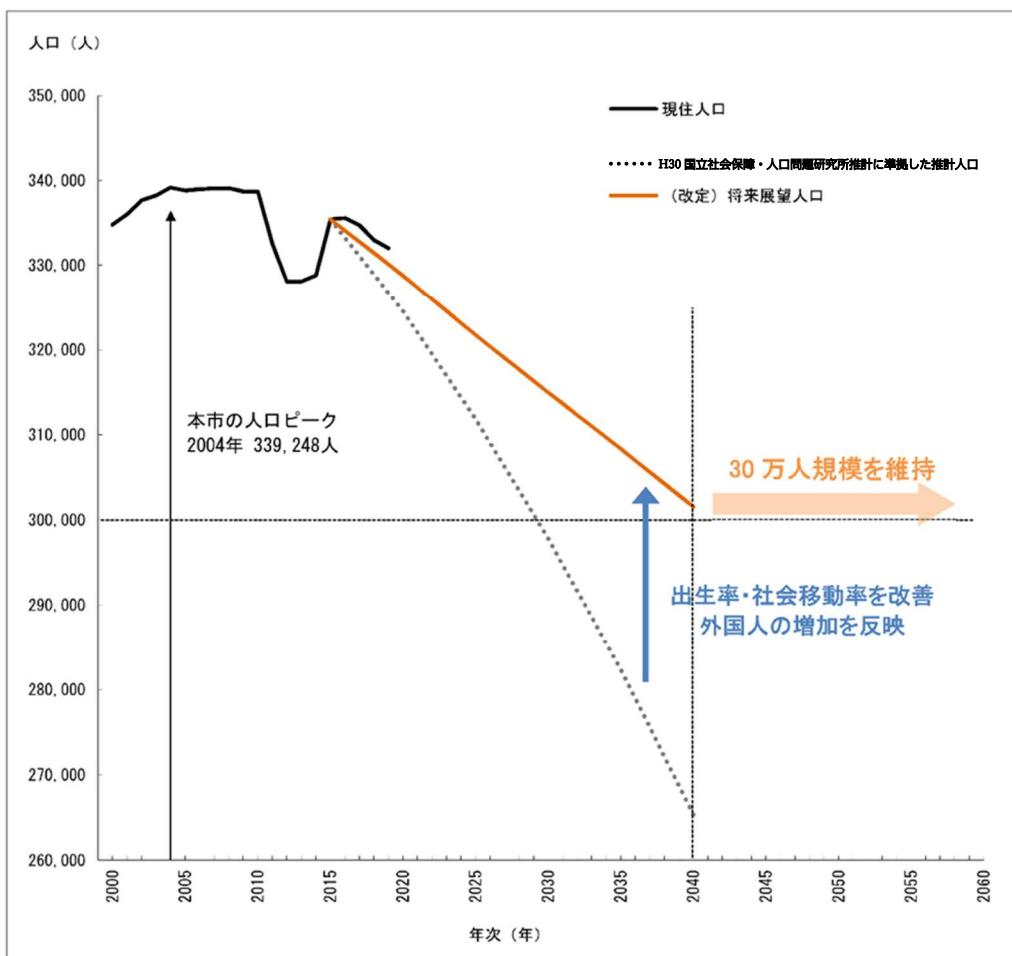
(7) 将来的な保育・幼児教育需要の減少を見据えた施設の配置

本市においても人口減少及び高齢化が進行しており、「郡山市人口ビジョン 2020」において、下図のとおり、現在の人口減少が継続すると 2040（令和 22）年には、本市の人口は約 26.5 万人となると推計されており、社会動態の改善、出生率の改善、外国人の増加を反映し、人口約 30 万人規模を維持していくことを目標としています。そのうち 15 歳未満の年少人口については、**17 ページ**上の比較図を見ると、2015（平成 27）年時点で 41,865 人だったものが、現状の人口減少が続くと、2040（令和 22）年には 25,899 人と約 6 割まで減少すると推計されていますが、本市では約 8 割までの減少に抑えることを目標としています。

実際に、就学前児童数の推移を **17 ページ** 下のグラフのようにまとめると、2017（平成 29）年から 2021（令和 3）年の 5 年間で 15,667 人から 14,843 人へ大きく減少しており、女性の就業率が上昇したとしても、将来的には、確実に保育・幼児教育需要は減少していくと見込まれます。

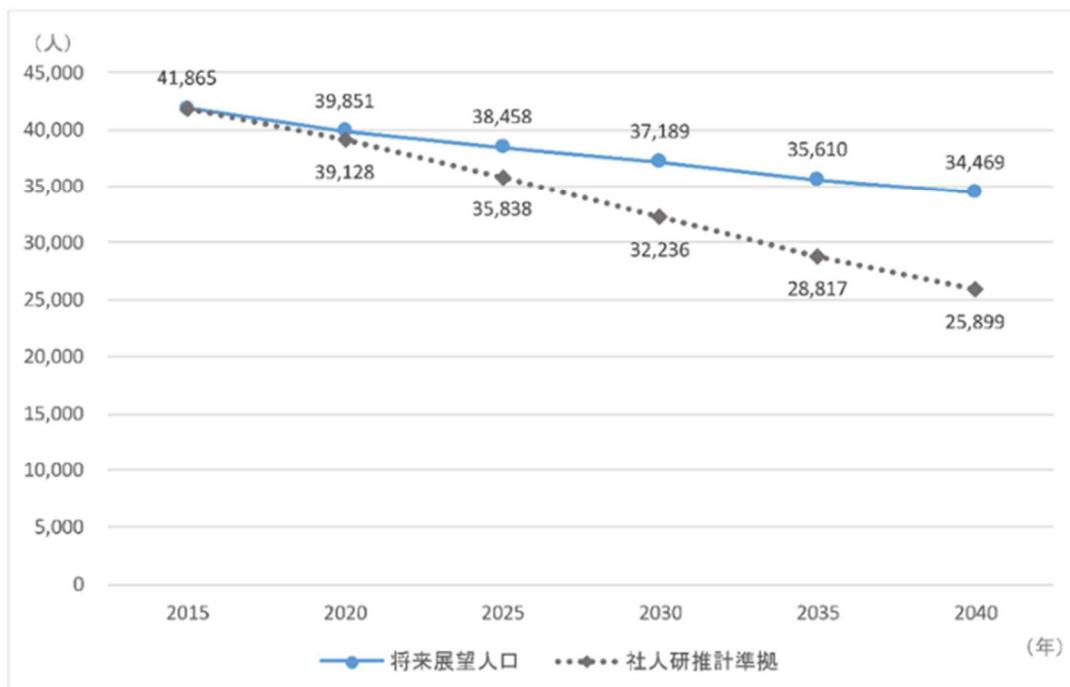
これまで、待機児童ゼロを最優先課題として施設整備や定員拡大に努めてきましたが、今後は、将来の保育・幼児教育需要減少を見据え、施設の最適配置について検討していく必要があります。

推計人口と（改訂）将来展望人口の比較



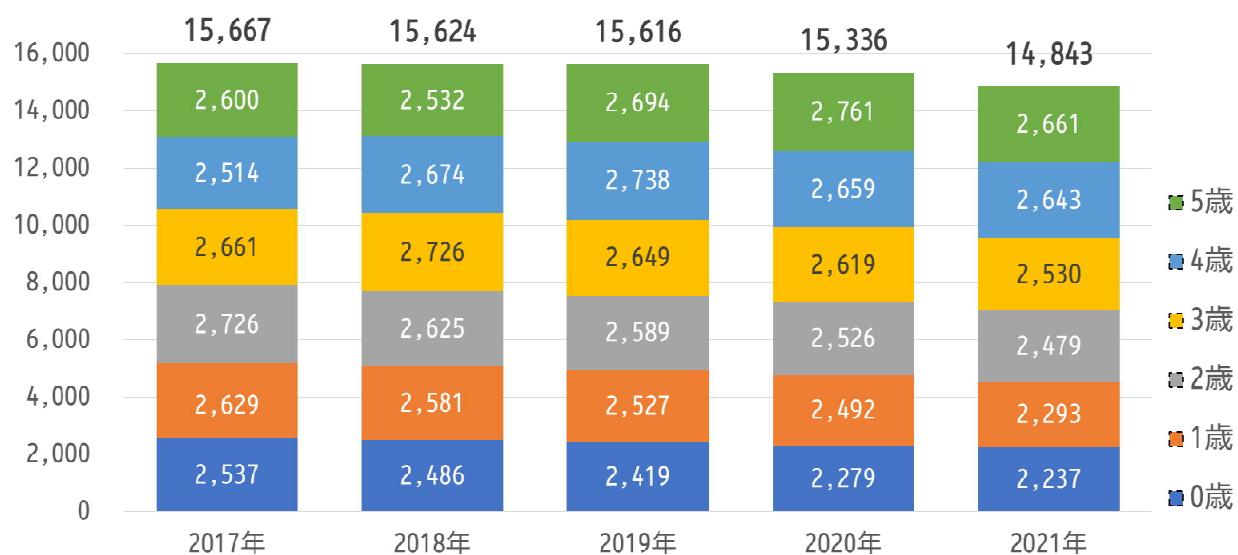
資料：郡山市人口ビジョン 2020

年少人口（0-14歳）の比較



資料：郡山市人口ビジョン 2020

就学前児童数の推移



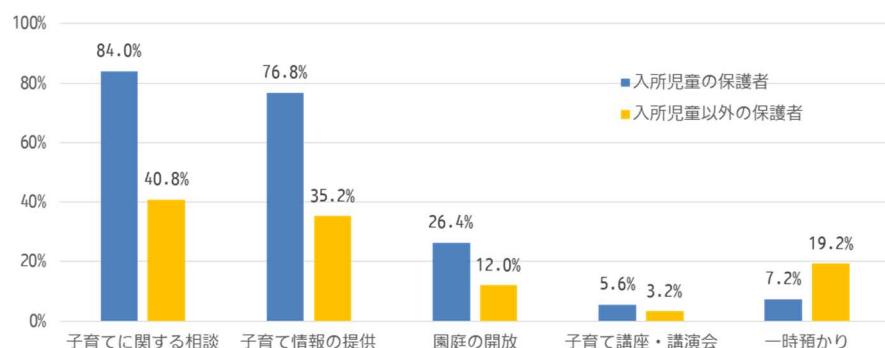
資料：住民基本台帳（郡山市保育課作成）

(8) 子育て支援体制の充実

保育所保育指針では、保育所の役割のひとつに「入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う」とあり、幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、地域とのかかわりが明記され、保育・幼児教育施設が、地域子育て支援を担う施設となることが期待されています。施設アンケート結果からも、多くの施設で「子育てに関する相談」や「子育て情報の提供」が実施されています。

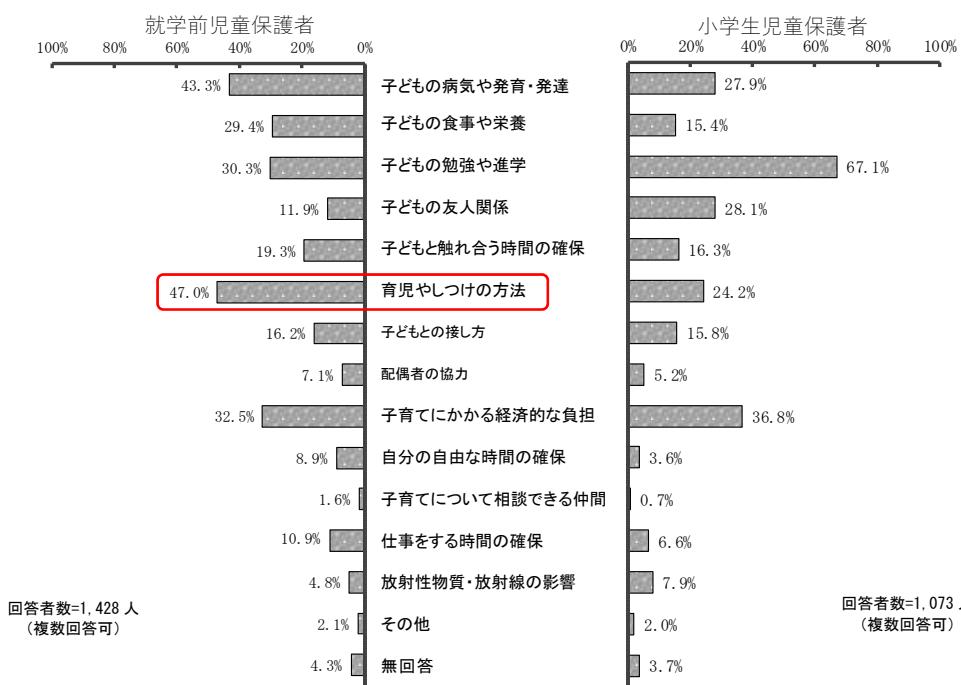
2018(平成30)年に実施した子育てしやすい環境づくりアンケートでは、就学前児童保護者の子育てに関する悩みや心配ごととして、「育児やしつけの方法」という回答が4割を超える、子育てへの不安を抱える保護者が多くいることがうかがえることから、家庭で保育されている児童の保護者も含め、子育て支援制度をさらに充実させていく必要があります。

子育て支援の実施状況



資料：施設アンケート

子育てに関する悩みや心配ごと



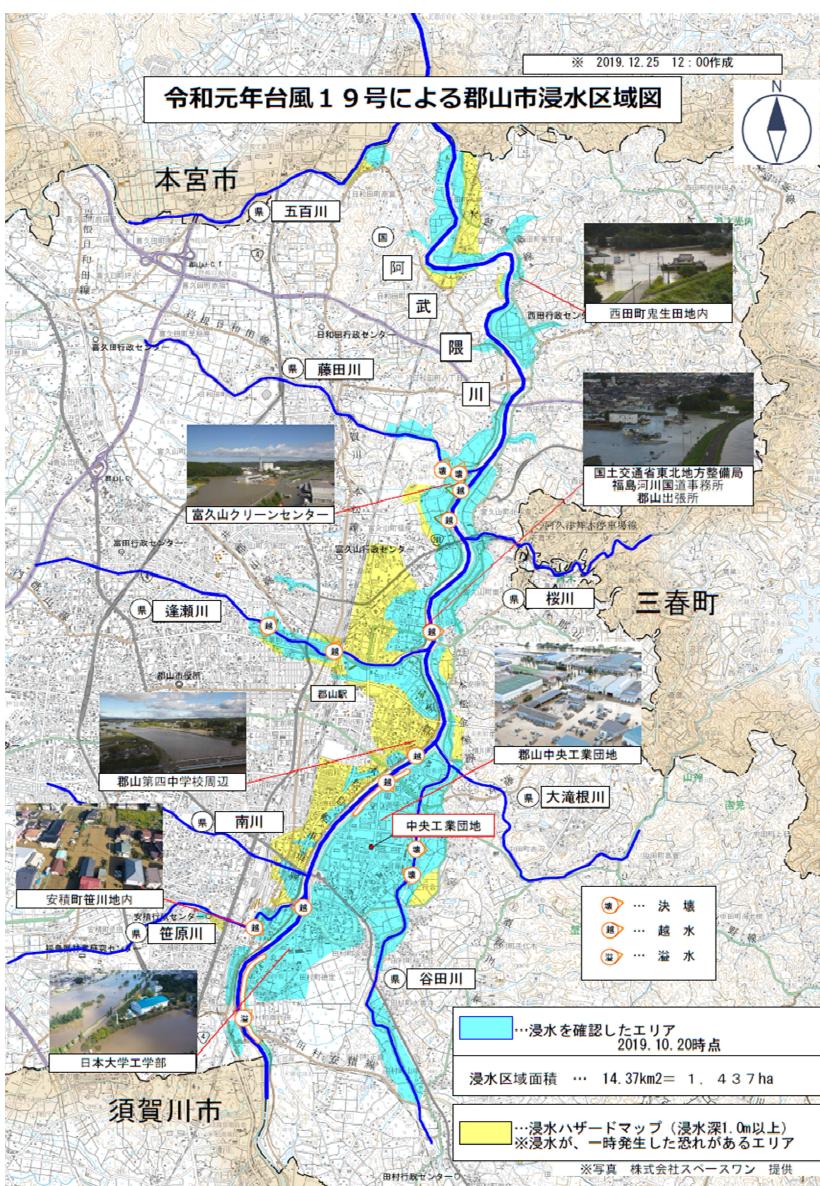
資料：子育てしやすい環境づくりアンケート（平成30年）

(9) 感染症や災害への対応

2011(平成23)年に発生した東日本大震災では、市内の保育・幼児教育施設も大きな被害を受け、その後の原子力災害の影響は今も続いています。また、直近の豪雨災害である令和元年台風19号に伴う大雨では、3施設が床上浸水し、数日間の休所・休園となりました。

新型コロナウイルス感染症対策では、遊具や玩具のこまめな消毒、行事の持ち方の見直し、施設内で陽性者がいた際の保健所との連絡など、現在も各施設が手探りでの対応に苦慮していることがアンケートの自由回答でも見受けられました。

今後児童が安心して施設で過ごすためには、このような大災害の発生や感染症の流行などの緊急事態時においても、児童の安全を確保した上で、保育・幼児教育を提供できるよう、市の支援や施設間の連携・協力体制づくりが必要です。



資料：郡山市河川課

第3章 ビジョンの基本的な視点

本ビジョンでは、以下の視点から基本方針と取組みの方向性を検討しました。

1. 子どもの最善の利益を尊重する視点

子どもは、基本的人権を持つ一人の人間として尊ばれ、社会全体から支援を受けながら自らも社会の一員として自立や成長を遂げていくことが必要です。そのために、幼児期の人格形成を培う保育・幼児教育については、良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達を保障するとともに、子どもの主体性を尊重し、『子どもの想い』に寄り添いながら「児童の権利に関する条約」に定められている「児童の最善の利益」が実現される社会を目指し、取組みを進めます。

2. バックキャストの視点

バックキャストとは、将来的な課題や目標を起点として現在を振り返り、今何をすべきかを考える未来起点の発想法です。

2040（令和22）年頃を展望すると、少子化のさらなる進行・人口縮減・インフラの老朽化など様々な変化や具体的な課題も見えてきており、これらの課題の克服のためには、現時点から取り組むべき方策を整理するバックキャストの視点が重要となってきます。

また、保育・幼児教育においては、小学校教育への円滑な接続のため、幼児期の終わりを起点としたバックキャストの視点により、子ども一人ひとりの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」につながる「学びの基盤づくり」を行っていく必要があります。

バックキャストの視点を取り入れ、持続可能な保育・幼児教育を実現し、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」で示されている「幼児期までに育ってほしい姿」を育んでいく施策を検討します。

3. SDGs の視点

SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015（平成27）年にニューヨーク国連本部の「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際社会の総合的な目標であり、17のゴール（目標）から構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現のために先進国も途上国もすべての国が関わって解決していくものです。本市では、2019（令和元）年7月1日、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取組みを行う都市として、県内で初めて「SDGs未来都市」に選ばれました。

また、選定都市の中でも特に先導的な取組みであって、多様なステークホルダー※との連携を通じ、地域における自律的好循環が見込めるものとして、東北で初めて「自治体 SDGs モデル事業」にも選ばれました。今後も、将来世代につなぐ持続可能なまちづくりを進めるため、保育・幼児教育についても SDGs の視点を取り入れます。

※ 企業などの組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者のこと



4. セーフコミュニティの視点

セーフコミュニティとは、「けがや事故などは偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防することができる」という基本理念に基づいて、地域全体が協働でけがや事故の予防活動など、安全・安心の取組みを行っている地域のことです。

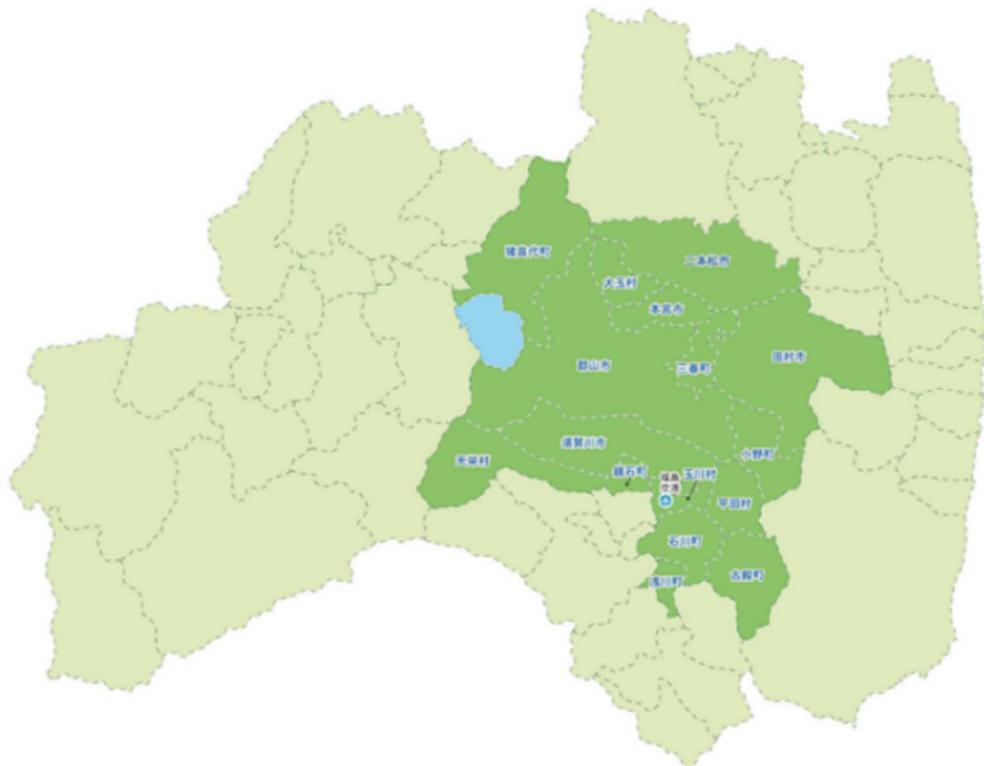
本市では、東日本大震災からの復興により、震災前の快適で暮らしやすいまちを取り戻すだけではなく、より一層の安全と安心に包まれたまちづくりを加速させるため、2014（平成 26）年、WHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティの国際認証取得を目指して活動を開始し、2018（平成 30）年 2 月 2 日に国内 15 番目の国際認証都市となりました。セーフコミュニティ活動は、さまざまなデータの分析により見えてくる地域の課題を解決するために、町内会をはじめとする地域団体、企業、行政などがそれぞれ行っている安全・安心の取組みを、分野を越えて実施することで、より有効に展開することができます。また、けがや事故の減少により、市民の誰もが求める「安全・安心」の向上や、地域住民、関係機関、各種団体と行政が協働することによる情報や連帯意識の共有、国際基準による安全・安心の取組みを行う自治体としての地域イメージの向上が期待されます。

本市の保育・幼児教育においても、本市の未来をつくる主役である児童の安全・安心の確保が重要であることから、この視点を取り入れます。

5. こおりやま広域連携中枢都市圏の視点

本市では、16 市町村で連携してこおりやま広域連携中枢都市圏を形成し、構成する市町村が自律的にまちづくりに資する個別的事業連携を進め、お互いの強みをいかした「広め合う、高め合う、助け合う」関係の構築を推進するとともに、持続可能な圏域形成を目指しています。

従来から、保護者の就労環境などから市に居住する児童が他の市町村にある保育所などを利用でき、または他の市町村に居住する児童が市の保育所などを利用できる広域入所などを実施しており、このような助け合う取組みを引き続き基本的視点として取り入れることで、地域の将来を見据えた施策を展開します。



こおりやま広域圏構成市町村

郡山市・須賀川市・二本松市・田村市・本宮市・大玉村・鏡石町・天栄村・

猪苗代町・石川町・玉川村・平田村・浅川町・古殿町・三春町・小野町

(2022（令和4）年4月から磐梯町参加予定)

第4章 基本方針と取組みの方向性

2020（令和2）年6月に、厚生労働省「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」から議論のとりまとめが示されました。その中で、「保育の質は、子どもの経験の豊かさと、それを支える保育士等による保育の実践や人的・物的環境からその国の文化・社会的背景、歴史的経緯に至るまで、多層的で多様な要素により成り立つ」とされ、常に「子どもにとってどうか」という視点を中心とすることが重要とされました。

本市では、一定の水準を保ち、更なる向上の基点となるよう定められた「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を基盤としつつ、「子どもの想い」を第一に考えながら、本市の現状や時代の要請を踏まえ、保育・幼児教育の質の向上に取り組んでいきます。

そこで、これまでの保育・幼児教育に係る基本的な取組みも継続しつつ、第2章で明らかとなった課題を解決することで、本市全体の保育・幼児教育の質の向上につながると考えることから、以下の基本方針に基づいて施策を検討し、市全体の保育・幼児教育の質を向上させるとともに、持続可能な保育・幼児教育サービスの提供体制を整えていきます。

(3) 保育人材の確保（10ページ）

<対応する市の現状と課題> (4) 保育者の資質（12ページ）

基本方針1

保育・幼児教育の質の向上に必要な基盤を整えます

子どもの最善の利益を尊重するためには、良質かつ適切な保育・幼児教育サービスを提供し、安全な保育・幼児教育環境を整備する必要があります。そしてそのためには、保育者の確保が重要な課題の一つとなります。必要な人員が配置されることで、保育者に心身の余裕ができ「子どもの最善の利益」へつながる保育・幼児教育を行うことができると言えます。

また、保育者が実際の保育の経験とそれを踏まえて学ぶ機会、さらに学びを支える環境や人材が重要です。子どもが一人の人間として尊重される保育・幼児教育の実現には、一人ひとりの保育者もまた行為の主体として尊重されること、及びその認識が施設内外で共有されることが必要です。

◆取組みの方向性

1. 保育者の就労環境改善

保育者の離職を防止し、就労継続を支援するためには、業務負担軽減や待遇改善など、就労環境を改善することが必要です。

本市では、保育者の業務負担軽減を図るため、保育補助者（保育士資格は有しないが、必要な研修等を受講した上で保育士の補助をする者）や保育支援者（保育士資格を有せ

ず、清掃や給食の配膳等、保育士の負担を軽減する業務を行う者）を雇用する民間施設に対する補助事業を2019（令和元）年度に開始しました。また、ICTの活用により保育士の負担軽減や施設運営の効率化に取り組む施設に対する補助事業も実施しています。

公立保育所においては、2018（平成30）年度から随時保育業務支援システムを導入しているほか、2020（令和2）年度には、シーツ等のメンテナンス契約も含む軽量な寝具のリースを開始しました。

これらの施策を今後も継続しながら、保育業務支援システム活用方法の施設間での共有や、必要な書類の見直し等、さらに業務負担を軽減・効率化する方策を検討し進めていきます。

また、保育者アンケートでは、「就業施設で改善してもらいたいことは何ですか？」との問い合わせに対し、「給与等」が49.1%で1位、「職員配置」が27.0%で2位となったため、処遇の改善や職員配置の改善をするために必要な施策について、国の動向を注視しつつ、先進事例を参考としながら検討していきます。

2. 保育士・保育所支援センターの機能強化

本市では、2013（平成25）年10月に保育士・保育所支援センターを開設し、潜在保育士の掘り起こしや、復職支援などに取り組んできました。保育士・保育所支援センターの登録者数は、2021（令和3）年5月31日時点で累計569人、保育施設等とのマッチング件数は累計486件となっています。

今後は、さらなる潜在保育士の掘り起こしに努めるとともに、研修等の実施や、広域圏市町村との連携などを検討しながら、さらなる機能強化を図っていきます。

3. 研修機会の確保

保育者が専門的知識や技術を獲得し、資質を向上させるためには、研修の受講は有効な手段となります。

施設アンケートでは、90%以上の施設で年に複数回の保育者研修を実施している結果となり、各施設で積極的に保育者の資質向上に取り組んでいることが伺えます。保育者アンケートでも、80%以上の保育者が、自身のキャリアアップのために専門性を高める研修を受けたことがある又は受講の希望があるという結果となり、高い意欲があることが分かりました。

また、施設設置者や施設長といった、施設の運営に関わる方たちに対し、保育・幼児教育を取り巻く状況や、施設運営のあり方、事故防止のための取組みなどについての研修を実施することも、市全体の保育・幼児教育の質の向上を図るために重要です。

それぞれの経験や役割等に応じて必要な研修を受けられるよう、研修受講に対する支援体制の整備、市独自の研修の実施、保育士養成校との連携強化などについて検討していきます。

4. 市内の施設や保育者のネットワーク構築

市全体の保育・幼児教育サービスの質を向上させていくためには、施設同士や保育者同士のネットワーク構築により、情報共有や学びあいをしていくことが必要であると考えます。

本市ではこれまで、認可保育所長会議や主任保育士会議を開催することで情報共有を図ってきましたが、認可保育施設数が多くなったり施設種類が多様化したりしたことにより、新型コロナウイルス感染症の流行により、従来どおりに開催することが難しい状況になっています。

今後も引き続き情報共有や意見交換を行い、相互に学びあい高めあっていくために、新しいネットワークの形について検討していきます。

5. バックキャストの視点による就学に向けた支援

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、保育所、認定こども園、幼稚園など施設の違いを問わず、小学校就学前に生活や学びの基盤を保障し、幼保小が連携して質の高い保育・幼児教育を受けることができるよう、国の動向も見据え、市教育委員会との連携を図るなどバックキャストの視点による幼児教育推進体制の整備について検討していきます。



(1) 多様な保育・幼児教育 (7 ページ)

(2) 特別な支援 (9 ページ)

基本方針 2

<対応する市の現状と課題> (5) 待機児童ゼロ (13 ページ)

多様な保育・幼児教育ニーズへ対応していきます

特別な支援を必要とする児童や保護者への支援がこれまで以上に求められているとともに、女性の就業率の増加や世帯構成の変化などに伴い、求められる保育・幼児教育サービスは多様化しています。これらのニーズへきめ細かく対応することは、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」子育て支援の実現に必要であることから、子どもの最善の利益を尊重する視点を大切にしながら、対応方策について検討していきます。

◆取組みの方向性

1. 特別な支援の必要な児童・保護者への支援

本市では、認可保育施設、認可外保育施設及び幼稚園に臨床心理士を派遣し、集団生活に配慮が必要な児童の保護者や保育者の相談に応じるカウンセリング事業を実施しており、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で回数を減らして実施しましたが、54 施設で123回実施し、10名の児童を医療機関等へとつなぐことができました。今後も、保護者や保育者の不安を解消するとともに、早期に必要な支援へとつなげるため、継続して事業を実施していく必要があります。

また、障がいのある児童等を受け入れる施設へ適切な支援をしていくことは、障がいのある児童等に対し、安定した保育・幼児教育環境を提供するために必要であることから、現在実施している加配保育士に対する財政面での支援に加え、保育者の専門性を高めるための療育の専門家等を講師とする研修の実施、保育課へ臨床心理士等を配置することによる相談窓口の設置、療育機関等との連携強化による支援体制の構築等を検討していきます。

併せて、特別な支援が必要と思われる保護者（子育てに悩みや不安がある・子どもの栄養状態が悪い、子どもが保護者から暴力や暴言を受けている疑いがある、貧困等）についても、こども家庭相談センターや児童相談所等関係機関との連携強化や、相談窓口の明確化など、施設が適切に対応できる支援について検討していきます。

2. 医療的ケア児への支援

医療的ケア児への支援については、2021（令和3）年6月に「医療的ケア児支援法」が成立し、これまでの「努力義務」から「責務」となりました。

医療的ケア児とは…

日常生活の中で長期にわたり医療的ケアを必要とする児童を医療的ケア児といい、医療的ケアの内容には、喀痰吸引、経管栄養、導尿、インスリン注射などがあります。

本市では、2020（令和2）年度に医療的ケア児の保育を実施する認可保育施設に対し、看護師の加配等を支援するため補助制度を創設しました。また、障がい福祉担当課には

医療的ケア児コーディネーターを配置し、相談等の窓口を設置しています。

今後は、公立保育所での受け入れ態勢の整備や、レスパイトケア（家族の介護負担軽減サービス）としての一時預かり事業の実施など、さらなる拡充を検討していきます。

3. 病児保育事業の拡充

本市では、1998（平成10）年から病後児保育事業を開始し、現在では、4つの医療機関で病児保育事業（病児対応型）を実施しています。

そのほか、市内の企業主導型保育事業5施設においても、病児保育事業（病児対応型・病後児対応型・体調不良児対応型）が実施されています。

保護者アンケートにおいて、施設で行ってほしい子育て支援として「施設利用中に体調不良となった場合の病児保育」が58%で最も多い回答となったことから、認可保育施設における病児保育事業（体調不良児対応型）の実施や、在園施設から病児保育事業実施施設への送迎対応など、病児保育事業の拡充について検討していきます。

また、菊池医院「らびっと」については、2020（令和2）年度から協定により広域利用の対象施設としていますが、利用状況等を検証しながら、効果的な広域利用の在り方についても検討していきます。

4. 延長保育事業の拡充・休日保育の検討

本市では、1995（平成7）年から公立保育所における延長保育事業を開始し、現在では、18施設で夕方1時間（保育標準時間の場合）の延長保育を実施し、日和田保育所では朝の延長保育も実施しています。民間認可保育施設については、延長保育事業を実施する施設に対して補助金を交付しており、2020（令和2）年度の実施施設数は、69施設中53施設でした。保護者アンケートにおいて、早朝（7時半以前）の保育を「常に必要」または「ときどき必要」とした回答が38.8%、夜間（19時半以後）の保育を「常に必要」または「ときどき必要」とした回答が27.7%であったことから、実施施設数や実施時間の拡充について検討していきます。

また、休日保育については、現在認可保育施設で実施している施設はありません。保護者アンケートにおいて、休日の保育が「常に必要」または「ときどき必要」とした回答は44.9%と高く、働き方の多様化により休日保育の必要性が高まっていると思われることから、実施について検討をしていきます。

5. 保育施設等の広域利用の検討

市町村の範囲を超えて保育施設等に入所させる広域入所は現在も行っていますが、保護者の就労環境の広域化等により、今後さらにニーズが高まっていくことが想定されることから、こおりやま広域圏内において、市町村単位での入所調整ではなく、広域圏全体としての調整を行う等、より効果的・効率的に広域利用ができる方策について検討していきます。

基本方針 3

(2) 特別な支援（9 ページ） (4) 保育者の資質（12 ページ）
(6) 公立保育所の老朽化（14 ページ）
<対応する市の現状と課題> (7) 保育・幼児教育需要（16 ページ） (8) 子育て支援体制（18 ページ）

施設の適正配置に取り組みます

本市ではこれまで、待機児童解消を最重要課題とし、民間活力を生かした認可保育施設の整備を進めてきました。その結果、2015（平成 27）年には 40 施設（定員数 3,209 人）だった認可保育施設が、2021（令和 3）年には 84 施設（定員数 5,624 人）と倍増し、4 月 1 日時点での国基準待機児童が解消されました。

しかし、近年の少子化傾向にも関わらず、女性の就業率の向上や核家族化の進展等により、認可保育施設への入所希望者数は増加しており、当面、年度の途中での国基準待機児童及び入所保留者が一定数発生すると見込まれることから、幼稚園の認定こども園への移行や、認可外保育施設の認可保育施設への移行とともに、定員以上に児童を受け入れる弾力的運用が必要な状況です。

その一方で、長期的な視点に立てば、さらなる少子化の進行により市全体の保育・幼児教育需要が減少し、このままの施設数・定員規模を維持することが難しくなっていくことが想定されます。

そのため、必要な保育・幼児教育サービスの提供体制を維持しつつ、少子化の進行に応じて施設配置を最適化していく方策について検討していきます。

◆取組みの方向性

1. 公立保育所の機能強化

国基準待機児童の解消を達成したことで、本市の保育・幼児教育行政は、量から質への転換期を迎えました。かつて公立保育所は、必要な保育サービスを確保するという「量」の側面で大きな役割を担っていましたが、子ども・子育て支援新制度のスタートにより民間施設が大きく増えたことで役割が変化し、「質」の側面で本市の保育・幼児教育サービスの質の向上をけん引していく役割へシフトしていく必要があります。

行政機関の一翼としての求められる責任を果たしていくため、以下の方向性で機能強化を図っていきます。

（1） よりよい保育・幼児教育サービスの研究・実践

公立保育所は、1955（昭和 30）年に芳賀保育所を開所して以来、60 年以上に渡って、本市の保育行政の中心的な役割を担ってきました。また、職員の勤続年数が比較的長く、定期的な人事異動もあることから、豊富な経験や知識が蓄積され、現在に至っています。それらを生かして、高い水準の保育・幼児教育サービスを引き続き実践していくとともに、時代の要請に応じた新しい形の保育・幼児教育についても、積極的に研究・実践していく役割を担っています。

また、蓄積した事例や知見・技術は積極的に市内保育・幼児教育施設と共有し、必要に応じて支援することで、市全体の保育・幼児教育の質の向上に貢献していきます。

(2) 特別な支援を要する児童や保護者への支援

特別な支援を要する児童を受け入れ、その子に必要な支援を適切に行っていくためには、看護師や保育士の加配や、専門的な知識や技術が必要となります。また、特別な支援が必要と思われる家庭や保護者への支援については、児童相談所や市の関係部局等、多くの関係機関との連携による重層的支援が必要となってきます。

公立保育所においては、行政機関として積極的に支援をしていく必要があるため、受け入れ体制の整備や職員の専門性向上などに努めていきます。

(3) 地域の子育て支援拠点としての役割

保育所には、地域の子育て支援拠点としての役割もあります。特に公立保育所においては、行政機関の窓口として、児童や家庭の状況、子育てに関する市民ニーズを把握し、市の保育行政へ反映させる機能が必要です。現在実施している地域ふれあい事業等も継続しつつ、小学校や地域民生委員との連携強化、ほかの行政施設との複合化なども検討していきます。

(4) 保育需要の少ない地域におけるセーフティネットの役割

保育需要が少ない地域においても、行政の責務として必要な保育サービスを確保していく必要があります。また、広域市町村から本市へ働きに来る保護者の利便性確保も、広域圏の視点からは必要です。採算性の観点から、保育需要の少ない地域においては民間事業者による施設運営が難しいことが多いため、公立保育所がセーフティネットの役割を果たしていきます。

2. 必要な保育・幼児教育の確保

少子化の進行に伴い、将来的には保育・幼児教育の需要は減少する見込みではあるものの、必要とされる保育・幼児教育を引き続き確保していくことも重要であることから、以下の方向性で確保方策について検討していきます。

(1) 小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）の有効活用

本市にある小規模保育事業・事業所内保育事業 18 施設のうち、2021（令和 3）年 4 月 1 日時点の入所率が 80% に満たない施設が 6 施設あります。これらの施設が 0 歳から 3 歳までの児童のみを対象としており、3 歳以降は別の施設に移らなければならないことを保護者が敬遠することが一つの要因であると考えられるため、保護者が安心してこれらの施設を利用できる環境を整える施策について検討します。

(2) 子ども・子育て支援新制度への移行支援

本市には、新制度へ移行していない幼稚園が 28 園、事業所内保育施設を除く認可外保育施設が 23 施設あります。認定こども園化を希望する幼稚園や、認可を目指す認可外保育施設への支援策を検討していきます。

(3) 特に必要とされる保育・幼児教育サービスを提供する施設への支援

基本方針 1 でも示したとおり、女性の就業率の増加や世帯構成の変化などに伴い、求められる保育・幼児教育サービスが多様化しており、そのニーズに対応していくことが必要となっています。そのため、基本方針 1 の取組みの方向性に挙げられているような保育・幼児教育サービスを提供する施設への支援強化について検討していきます。

3. 少子化の進行に応じた公立保育所の適正配置

必要な保育・幼児教育はしっかりと確保していく必要があるものの、少子化の進行に伴い、必要な保育・幼児教育の量は徐々に減少していくと想定されることから、その対応方策も必要になってきます。

必要な保育・幼児教育の量の減少に対応していく方法としては、定員の縮小や施設の廃止等が考えられますが、雇用の確保や民間活力の活用の観点から、老朽化が進む公立保育所の再編成や定員削減により対応することを基本とします。なお、施設の再編成を行う場合には、あらかじめ一定期間の周知を図るなど、保護者や児童の負担を極力軽減することに十分配慮します。

(1) **再編成**の考え方

① 老朽化の著しい保育所を優先

25か所ある公立保育所のうち、2022（令和4）年度に20か所が築30年を超える。老朽化した施設は修繕等の維持管理コストが高くなり、また、耐用年数を考慮した大規模改修や建て替えの必要性が出てきます。

そのため、公立保育所の**再編成**については、老朽化の著しい施設を優先して検討します。

② 浸水想定区域内にある保育所を優先

安全・安心な保育サービスを提供するため、浸水想定区域内にある施設を優先して検討します。

③ 所在する地域の状況を考慮

基本的には、保育・幼児教育の供給が過剰となっている地域に所在する施設を優先して**再編成**を検討しますが、必要とされる保育・幼児教育サービスの確保のため、近隣の民間施設の状況等を十分考慮して検討します。

(2) 定員削減の考え方

① 定員が100人を超える保育所を優先

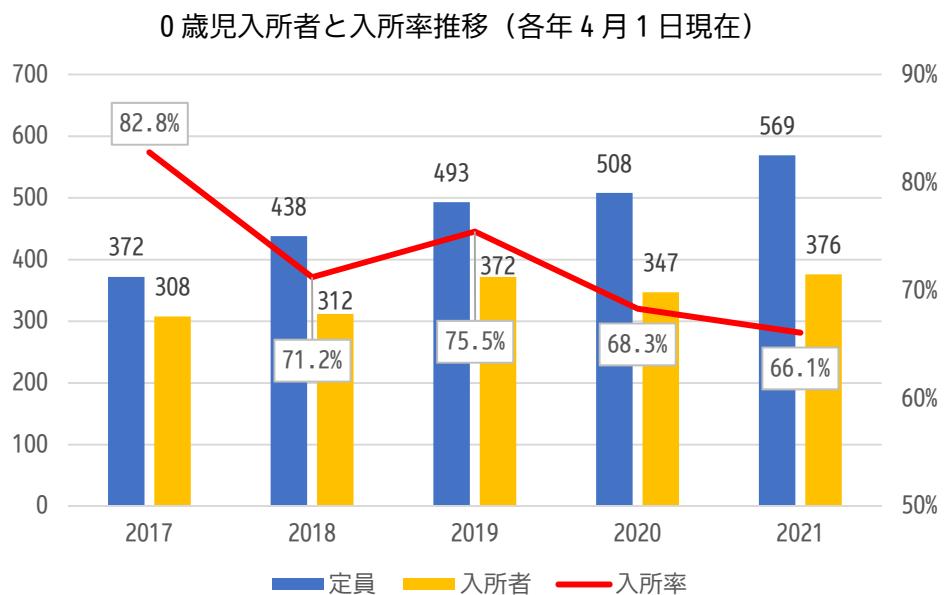
適正な規模できめ細やかな保育サービスを提供するため、定員削減の必要性が生じた場合は、定員が100人を超える大規模な施設を優先して検討します。

② 0歳児の定員削減を優先

0歳児の入所者数は増加傾向にあるものの、それを大きく上回る施設整備がされており、入所率は減少傾向にあります。

また、育児休業制度の普及により、今後も需要はあまり伸びないことが予想されます。

0歳児の入所率は民間施設の経営状態に大きな影響を与えることから、0歳児の定員削減を優先して検討します。



資料：郡山市保育課

(3) **再編成**や定員削減により確保できる財源や人員の有効活用

公立保育所の**再編成**や定員削減などにより確保できる財源は、引き継ぎ子育て支援に活用することを基本とし、保育・幼児教育サービスの充実や子育て世帯の経済的負担軽減策等に有効活用することを検討します。

人員については、先に述べた公立保育所の機能強化を実現するために必要な人員を手厚く配置するなど、有効に活用していきます。



基本方針 4

<対応する市の現状と課題> (9) 感染症や災害への対応 (19 ページ)

非常時（災害・コロナ感染症等）に強い体制をつくります

地震や水害、感染症の流行など、ひとつの施設では対応できない状況になったときに相互に助け合い、安全・安心な保育・幼児教育サービスを提供し続けるためには、平時から準備をし、協力体制を整えておくことが必要であることから、対応方策について検討します。

◆取組みの方向性

1. 非常時の協力体制の構築

地震や水害などの災害、感染症の流行などが発生した際にも必要な保育・幼児教育サービスを維持するための方策として、保育・幼児教育に必要となる物資の備蓄や、被災した施設に通う児童の一時的な保育・幼児教育の受け皿の確保、施設が被災した際の相互の協力体制の構築（対口支援）などを検討していきます。

2. 災害対応にかかわる計画策定の支援

2017（平成 29）年 6 月に土砂災害防止法が改正されました。これにより、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（保育施設を含む）の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。

本市ではすべての対象施設が速やかに策定を終えることができるよう支援をしていきます。

3. 施設の危機管理体制の強化

近年では、地球温暖化の影響か、毎年のように全国のどこかで台風や大雨の被害が報告されています。本市においても、令和元年台風 19 号に伴う大雨では、保育・幼児教育施設のうち 3 施設が床上浸水の被害を受けました。

また、従来の感染性胃腸炎やインフルエンザに加え、新型コロナウイルス感染症の流行により、施設は新たな対応を求められ、施設運営に大きな影響が出ています。

こうした災害や感染症の流行等に施設が適切かつスムーズに対応できるよう、研修の実施やガイドラインの作成など、施設の危機管理体制を強化するための取組みを検討していきます。

4. ニューノーマルへの対応支援

ニューノーマルとは、社会に大きな変化が起こることにより、変化が起こる以前の常識に変革が求められ、新たな常識が定着することをいいます。ニューノーマルという言葉は以前から使用されていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、新たな生活様式や働き方が求められ、ニューノーマルという言葉も注目されました。

保育・幼児教育においても、時代に求められるニューノーマルに柔軟に対応していく必要があります。

施設がこれまでの「当たり前」や「前例」にとらわれることなく、ニューノーマルに対応した保育・幼児教育サービスを提供できるよう支援する方策を検討していきます。



資料編

1. 郡山市子ども条例（平成30年郡山市条例第19号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、未来を担う子どもたちが生きいきと輝くまちづくりを進める郡山市において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにし、子どもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定め、子どもを第一に考えるまちづくりを推進することにより、子どもが健やかに成長し、自立できる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 市民等 市内に住み、勤め、通学する者、又は市内で活動する個人、法人若しくは団体をいう。
- (4) 学校等関係者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設（以下「学校等」という。）の関係者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

（基本理念）

第3条 子どもへの支援は、子どもが成長段階に応じた学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

- 2 子どもへの支援は、子どもが差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことがなく安心して生きていくことができるよう、子どもの人権が尊重されることを旨として行われなければならない。
- 3 子どもへの支援は、子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付けることにより、他人の人権を尊重することができ、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければならない。
- 4 子どもへの支援は、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければならない。

第2章 責務

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもへの支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

- 2 市は、子どもへの支援に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。

（保護者の責務）

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に基本的な役割を果たすことを自覚し、子どもが豊かな人間性及び社会性を身につけて成長していくために必要な協力を周囲から得て、よりよい家庭環境づくりに努めるものとする。

（市民等の責務）

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、子どもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子どもへの支援に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

（学校等関係者の責務）

第7条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育ち、子どもが将来を自ら拓ける「生きる力」を身に付けることができるよう、子どもへの必要な支援に努めるものとする。

2 学校等関係者は、学校等における差別、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力及び責任を意識して、子どもの健やかな成長を支援する活動を行い、子どもへの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する労働者が子どもに接する時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立を可能にできるよう、雇用環境の整備及び当該労働者が仕事と生活の調和について考える機会の提供に努めるものとする。

第3章 子ども支援のための基本的な施策

第1節 子どもの育成のための支援

（子どもの育ちの支援）

第9条 市は、子どもが健やかに成長するために、安全で安心な環境づくりに努めるとともに、子どもが社会の一員として自立

していくことに繋がる施策を講ずるものとする。

(相談支援体制の整備等)

第10条 市は、子どもとその家族の支援の充実を図るため、子どもに関する問題について安心して相談をすることができる総合的な相談の体制を構築するものとする。

2 市は、子どもが抱える様々な悩みに対し、子ども自身が相談できる機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

第2節 子どもの状況に応じた適切な支援

(障がいのある子どもへの支援)

第11条 市は、障がいのある子どもが健やかに成長するために必要な施策を講ずるものとする。

(虐待の予防等に関する取組)

第12条 市は、虐待のないまちを目指し、子どもの虐待の予防及び早期発見その他子どもの虐待をなくすために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、虐待を受けている子ども又はそのおそれがある子どもに対し、決して尊い命が奪われることがないように、一人ひとりに寄り添った迅速な対応を行うとともに、子どもの明るい未来の実現のために最善の策を講ずるものとする。

(いじめ及び体罰の防止等に関する取組)

第13条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、いじめ及び体罰から子どもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

(不登校及びひきこもりに関する取組)

第14条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する問題の解決のために必要な施策を講ずるものとする。

(経済的に困難な事情にある家庭の子どもへの支援)

第15条 市は、経済的に困難な事情にある家庭に生まれ育ったことによって子どもの将来が左右されることのないよう、これらの子どもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(全ての子どもへの適切な支援)

第16条 市は、第11条から第15条までに定めるもののほか全ての子どもに対し、その状況に応じた適切な支援を行うものとする。

第3節 子育て家庭への支援

(様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援)

第17条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、ひとり親家庭をはじめとする様々な子育て家庭に対して、その環境に応じ、子どもが安心して生活することができるための支援を行うものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第18条 市は、市民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長することができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な施策を講ずるものとする。

第4章 子どもを第一に考えるまちづくりの推進

(子どもへのわかりやすい情報提供)

第19条 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、自らが行う子どもへの支援に関する施策や取組等について、子ども自身が理解を深め、自分の意見を形成するために必要な情報を、子どもにわかりやすく伝えるよう努めるものとする。

(意見表明や社会参加の促進)

第20条 市は、子どもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。

2 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの意見表明などの社会参加を促進するため、子どもの考え方や意見を尊重するとともに、子どもの主体的な社会活動を支援するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第21条 市は、子どもへの支援に関する保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(調査研究)

第22条 市は、子どもへの支援に関する施策の推進に関し、必要に応じ、調査及び研究を行うものとする。

第5章 雜則

(委任)

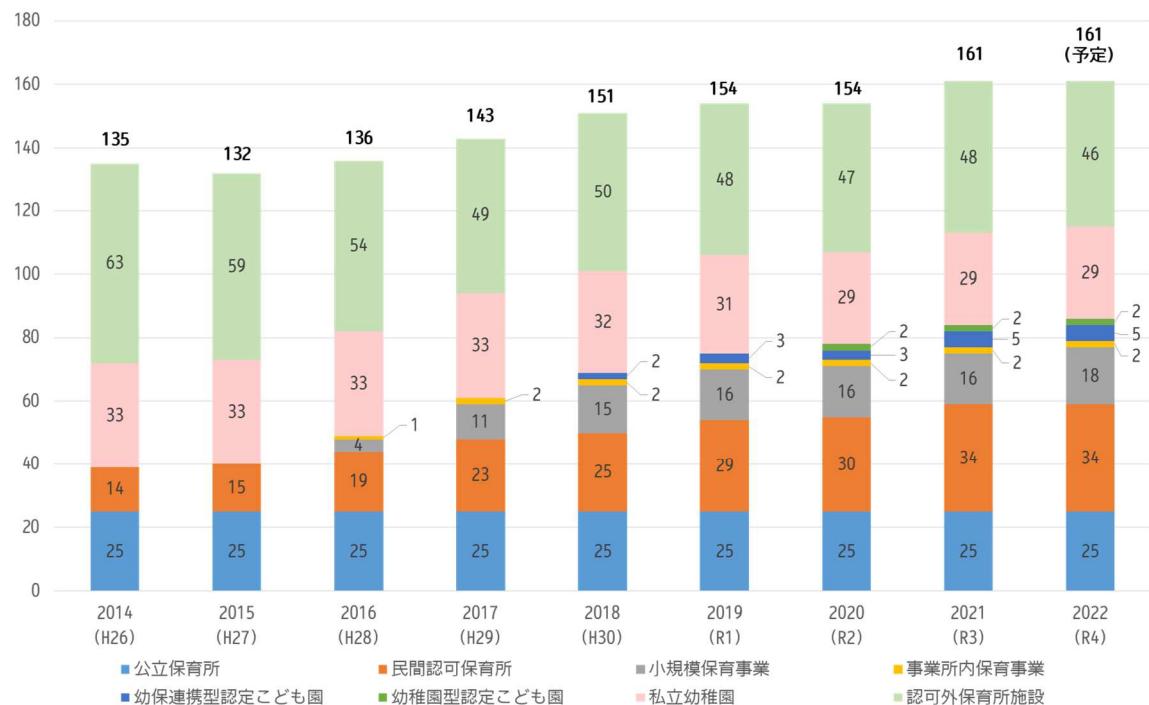
第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

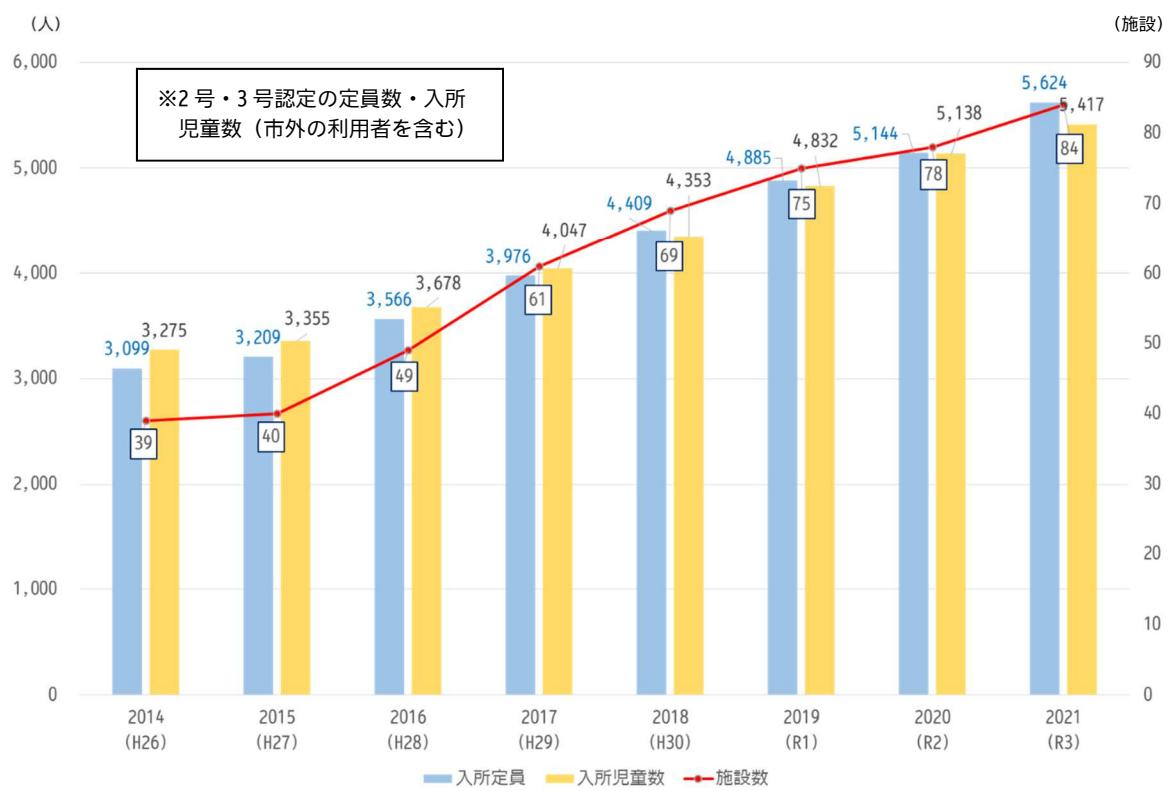
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2. 保育・幼児教育の状況

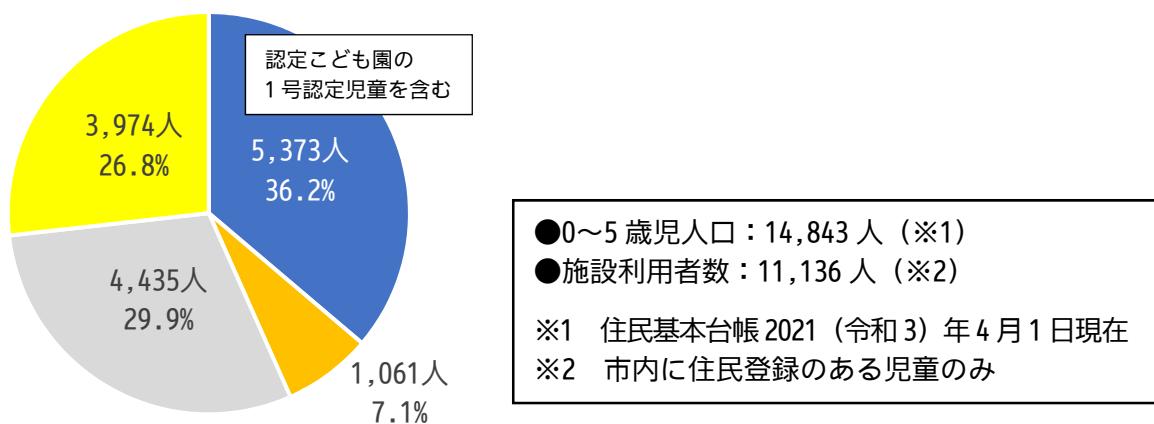
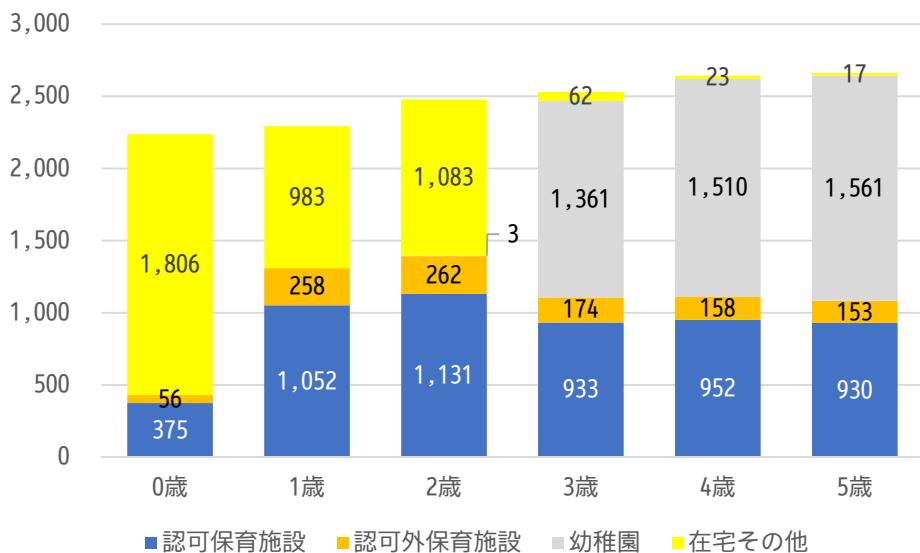
(1) 施設数の推移（各年4月1日現在）



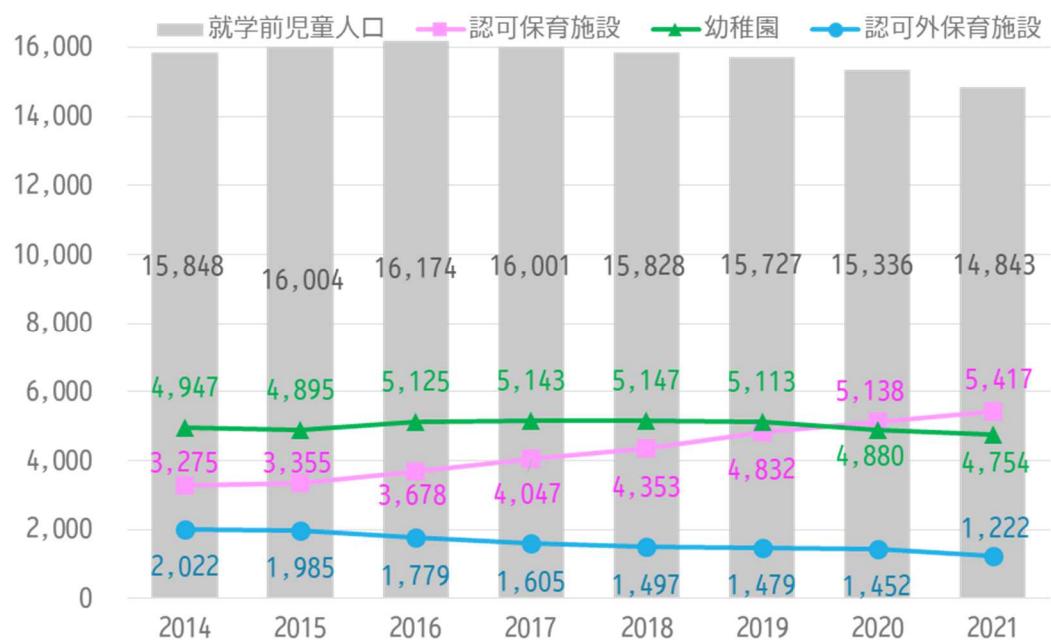
(2) 認可保育所等施設数・定員数・入所児童推移（各年4月1日現在）



(3) 就学前児童の施設利用状況



(4) 就学前児童人口と施設利用者数推移



(5) 施設一覧 (2021 (令和3) 年4月1日現在)

| 種類 | 施設数 | |
|------------------|-----|------|
| | 公立 | 私立 |
| 保育所 | 25 | 34 |
| 地域型保育 | 0 | 18 |
| 小規模保育事業 | (0) | (16) |
| 事業所内保育事業（地域枠あり） | (0) | (2) |
| 認定こども園 | 0 | 7 |
| 幼保連携型 | (0) | (5) |
| 幼稚園型 | (0) | (2) |
| 幼稚園 | 0 | 29 |
| 新制度移行済み | (0) | (1) |
| 新制度未移行 | (0) | (28) |
| 認可外保育施設 | 0 | 25 |
| 企業主導型保育施設（地域枠あり） | 0 | 11 |

■保育所（公立）

| No. | 名称 | 定員(人) | 所在地 | 電話 (市外局番024) | 入所対象年齢 | 延長保育 |
|-----|--------|-------|------------------|-----------------|--------------|------|
| 1 | 芳賀保育所 | 90 | 芳賀二丁目5-6 | 944-3601 | 満1歳から | ○ |
| 2 | 大槻保育所 | 60 | 大槻町字宮ノ前78-4 | 951-2088 | 生後6か月から | ○ |
| 3 | 開成保育所 | 60 | 開成三丁目14-20 | 932-5284 | 生後6か月から | ○ |
| 4 | 香久池保育所 | 130 | 香久池一丁目15-4 | 922-9397 | 生後57日から | ○ |
| 5 | 桃見台保育所 | 60 | 桃見台10-2 | 932-3056 | 満1歳から | ○ |
| 6 | 久保田保育所 | 60 | 富久山町久保田字伊賀河原44-1 | 922-4443 | 生後6か月から | ○ |
| 7 | 針生保育所 | 60 | 大槻町字針生前田26-2 | 933-4600 | 満1歳から | ○ |
| 8 | 鶴見坦保育所 | 60 | 鶴見坦二丁目4-19 | 934-2800 | 生後57日から満2歳まで | ○ |
| 9 | 安積保育所 | 80 | 安積町荒井字南赤坂268-2 | 945-0954 | 生後6か月から | ○ |
| 10 | 永盛保育所 | 60 | 安積町日出山字一本松170 | 944-3120 | 生後6か月から | ○ |
| 11 | 成田保育所 | 90 | 安積町成田字西田96-2 | 945-2139 | 生後6か月から | |
| 12 | 富久山保育所 | 90 | 富久山町福原字泉崎181-1 | 922-2939 | 満1歳から | ○ |
| 13 | 喜久田保育所 | 90 | 喜久田町堀之内字見陣原11-1 | 959-2503 | 生後6か月から | |
| 14 | 中野保育所 | 60 | 湖南町中野字諏訪前2338-2 | 982-2114 | 生後6か月から | |
| 15 | 熱海保育所 | 60 | 熱海町高玉字樋口170 | 984-3144 | 生後6か月から | |
| 16 | 柳橋保育所 | 60 | 中田町柳橋字町向70 | 973-3316 | 生後6か月から | |
| 17 | 西田保育所 | 60 | 西田町三町目字仁王ヶ作18 | 972-2233 | 生後6か月から | |
| 18 | 日和田保育所 | 120 | 日和田町字広野入5-18 | 958-2350 | 生後57日から | ○ |
| 19 | 田村保育所 | 90 | 田村町岩作字穂多礼76-1 | 955-2115 | 生後57日から | ○ |
| 20 | 御代田保育所 | 60 | 田村町御代田字若葉町29 | 944-6877 | 満1歳から | |
| 21 | 桑野保育所 | 60 | 亀田一丁目42-16 | 934-5588 | 満1歳から | ○ |
| 22 | 柴宮保育所 | 90 | 安積町荒井字前田13-1 | 945-4443 | 生後6か月から | ○ |
| 23 | うねめ保育所 | 90 | うねめ町225-2 | 951-0261 | 満1歳から | ○ |
| 24 | 富田保育所 | 90 | 町東三丁目66 | 951-8101 | 満1歳から | ○ |
| 25 | 大成保育所 | 150 | 鳴神三丁目31 | 952-3381 | 満1歳から | ○ |

■保育所（私立）

| No. | 名称 | 定員(人) | 所在地 | 電話 (市外局番024) | 入所 対象年齢 | 延長 保育 |
|-----|-----------------------|-------|---------------------|-----------------|--------------|----------|
| 1 | 郡山婦人会保育所 | 130 | 堂前町21-14 | 922-0653 | 生後6か月から | ○ |
| 2 | 赤木保育所 | 80 | 赤木町23-2 | 922-3788 | 生後57日から | ○ |
| 3 | 希望ヶ丘保育所 | 140 | 希望ヶ丘22-1 | 951-0315 | 生後57日から | ○ |
| 4 | 鉄道弘済会郡山保育所 | 90 | 桑野一丁目18-14 | 932-3075 | 生後6か月から | ○ |
| 5 | ひまわり保育園 | 100 | 大槻町字西ノ宮西91-9 | 954-7636 | 生後57日から | ○ |
| 6 | はなさと保育園 | 90 | 富久山町久保田字郷花4-13 | 943-0574 | 生後6か月から | ○ |
| 7 | 梅の木保育園 | 80 | 安積町長久保五丁目1-3 | 946-5922 | 生後57日から | ○ |
| 8 | 緑ヶ丘保育園 | 80 | 緑ヶ丘東四丁目32-1 | 956-3374 | 生後57日から | ○ |
| 9 | スギナ保育園 | 80 | 富田町字後久保1-8 | 952-2198 | 生後57日から | ○ |
| 10 | エムポリアム並木保育園 | 60 | 並木一丁目20-14 | 933-1165 | 生後6か月から | ○ |
| 11 | あさひがおか保育園 | 90 | 御前南二丁目24 | 952-3232 | 生後57日から | ○ |
| 12 | ユーパロ室ノ木保育園 | 70 | 大槻町字室ノ木30-1 | 926-0600 | 生後57日から | ○ |
| 13 | 八山田保育園 | 80 | 富久山町八山田字稻荷林25-10 | 953-8655 | 生後57日から | ○ |
| 14 | 大町分園（はなさと保育園） | 29 | 大町一丁目4-3 大町ホワイトビル2階 | 925-8733 | 生後6か月から | ○ |
| 15 | 笑風にこにこ保育園 | 60 | 東原一丁目258 | 953-3725 | 生後57日から | ○ |
| 16 | ひだまり分園（八山田保育園） | 29 | 山根町1-20 セゾン山根ビル2階 | 932-3605 | 生後57日から満2歳まで | ○ |
| 17 | ドレミの保育園 | 60 | 横塚二丁目9-8 | 942-0719 | 生後57日から | ○ |
| 18 | のびのび学園 | 90 | 富田東二丁目124 | 933-7350 | 生後57日から | ○ |
| 19 | あさひがおか乳児分園（あさひがおか保育園） | 26 | 大槻町字土瓜204-75 | 953-3636 | 生後57日から満2歳まで | ○ |
| 20 | アスク八山田保育園 | 60 | 八山田西二丁目322 | 927-0625 | 生後57日から | ○ |
| 21 | 岡ノ城保育園 | 60 | 富久山町久保田字岡ノ城94-2 | 983-0581 | 生後6か月から | ○ |
| 22 | だいこん畑の保育園 | 50 | 安積北井二丁目192 | 973-6376 | 生後6か月から | ○ |
| 23 | ユーパロつつみ分園（ユーパロ室ノ木保育園） | 29 | 堤三丁目155 | 961-4147 | 生後57日から | ○ |
| 24 | ナーサリールームまんまぴあ本園 | 60 | 大槻町字三ツ坦7-15 | 953-3540 | 生後6か月から | ○ |
| 25 | 郡山どろんこ保育園 | 78 | 開成三丁目23-4 | 953-8368 | 生後57日から | ○ |
| 26 | あい・サボ保育園 | 90 | 八山田西五丁目296 | 954-3977 | 生後57日から | ○ |
| 27 | ニチイキッズ郡山あさか保育園 | 60 | 安積町長久保三丁目15-2 | 937-0222 | 生後57日から | ○ |
| 28 | ケヤキッズかなや保育園 | 90 | 田村町上行合字辰ノ尾13-1 | 983-9980 | 生後3か月から | ○ |
| 29 | ヒューマニティー保育園 | 84 | 安積北井一丁目28 | 954-5688 | 生後3か月から | ○ |
| 30 | もりのなかま保育園 郡山安積園 | 63 | 安積三丁目324-2 | 973-8667 | 生後3か月から | ○ |
| 31 | あい保育園郡山東原 | 60 | 東原一丁目23-2 | 926-0315 | 生後57日から | ○ |
| 32 | 八山田どろんこ保育園 | 90 | 富田東四丁目88 | 983-9801 | 生後57日から | ○ |
| 33 | ニチイキッズ八山田西保育園 | 60 | 八山田西二丁目146 | 925-7766 | 生後57日から | ○ |
| 34 | わかくさ保育園 | 70 | 八山田西一丁目65 | 935-1600 | 生後6か月から | ○ |

■地域型保育（小規模保育事業）

| No. | 名称 | 定員(人) | 所在地 | 電話 (市外局番024) | 入所 対象年齢 | 延長 保育 |
|-----|-----------------|-------|-----------------------|-----------------|--------------|----------|
| 1 | 中町はなさと保育園 | 18 | 中町3-1 郡山中町ビル2階 | 926-0326 | 生後6か月から満2歳まで | ○ |
| 2 | ココカラ開成 | 19 | 開成四丁目9-17 あさかビル1階102号 | 926-0774 | 生後57日から満2歳まで | ○ |
| 3 | ナーサリールームまんまぴあ | 19 | 富田町字諭訪前19-2 | 926-0297 | 生後6か月から満2歳まで | ○ |
| 4 | L-kids保育園 | 18 | 八山田三丁目8-3 | 991-1035 | 生後57日から満2歳まで | ○ |
| 5 | ブティ保育園 | 19 | 昭和二丁目3-1 イースタンビレッジ1F | 943-0415 | 生後6か月から満2歳まで | ○ |
| 6 | こばと保育園 | 19 | 並木二丁目6-5 | 935-5810 | 生後6か月から満2歳まで | ○ |
| 7 | ニチイキッズ郡山エスパル保育園 | 19 | 燧田195 郡山駅エスパル郡山1F | 927-0417 | 生後57日から満2歳まで | ○ |
| 8 | つばさ保育園 | 19 | 桑野四丁目5-9 | 935-5048 | 生後57日から満2歳まで | ○ |
| 9 | あい・サボ文助保育園 | 18 | 桑野四丁目12-11 | 983-1580 | 生後57日から満2歳まで | ○ |
| 10 | たんぽぽ保育園 | 18 | 深沢二丁目11-16 | 923-1272 | 生後57日から満2歳まで | ○ |
| 11 | ひかり保育園 | 19 | 谷地本町33 | 961-0245 | 生後57日から満2歳まで | ○ |
| 12 | チャイルドハウスとみた | 18 | 富田町字前川原22 | 951-9001 | 生後6か月から満2歳まで | ○ |
| 13 | きらきらげんき保育園 | 19 | 希望ヶ丘31-7 | 983-0751 | 生後57日から満2歳まで | ○ |
| 14 | ココカラ虎丸 | 19 | 虎丸町8-2 | 953-7727 | 生後57日から満2歳まで | ○ |
| 15 | ココカラ安積 | 19 | 字八作内65-2 | 983-5105 | 生後57日から満2歳まで | ○ |
| 16 | なごみ保育園 | 19 | 富田町字上赤沼34-105 | 961-0753 | 生後57日から満2歳まで | ○ |

■地域型保育（事業所内保育事業（地域枠あり））

| No. | 名称 | 定員 (人) | 所在地 | 電話 (市外局番024) | 入所 対象年齢 | 延長 保育 |
|-----|---------|-----------|------------|-----------------|--------------|----------|
| 1 | ほしのこ保育園 | 23 | 向河原町159-1 | 983-5519 | 生後57日から満2歳まで | ○ |
| 2 | 星ヶ丘保育園 | 15 | 片平町字北三天7-3 | 951-0788 | 生後57日から満2歳まで | ○ |

■認定こども園（幼保連携型）

| No. | 名称 | 定員 (人) | 所在地 | 電話 (市外局番024) | 入所 対象年齢 | 延長 保育 |
|-----|------------|-----------|-------------|-----------------|------------|----------|
| 1 | 希望ヶ丘こども園 | 220 | 富田町字十文字31 | 951-0443 | 生後6か月から | ○ |
| 2 | 菜根こども園 | 90 | 菜根一丁目13-20 | 954-6800 | 生後3か月から | ○ |
| 3 | エムポリアムこども園 | 198 | 堤下町5-15 | 932-1048 | 生後6か月から | ○ |
| 4 | 八山田こども園 | 90 | 東原一丁目42 | 954-5712 | 生後57日から | ○ |
| 5 | ことりやまこども園 | 120 | 日和田町字向山22-1 | 983-0920 | 生後57日から | ○ |

■認定こども園（幼稚園型）

| No. | 名称 | 定員 (人) | 所在地 | 電話 (市外局番024) | 入所 対象年齢 | 延長 保育 |
|-----|---------|-----------|-------------|-----------------|------------|----------|
| 1 | こはらだ幼稚園 | 282 | 小原田二丁目20-15 | 944-2255 | 生後6か月から | ○ |
| 2 | わかば幼稚園 | 190 | 安積町大森町34 | 945-6035 | 生後6か月から | ○ |

■幼稚園（新制度移行済み）

| No. | 名称 | 定員 (人) | 所在地 | 電話 (市外局番024) | 入所 対象年齢 | 延長 保育 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------------|------------|----------|
| 1 | セントポール幼稚園 | 75 | 麓山二丁目11-9 | 932-3755 | 満3歳から | ○ |

■幼稚園（新制度未移行）

| No. | 名称 | 定員 (人) | 所在地 | 電話 (市外局番024) | 入所 対象年齢 | 延長 保育 |
|-----|-------------|-----------|----------------|-----------------|------------|----------|
| 1 | あけぼの幼稚園 | 360 | 小原田五丁目7-6 | 943-1611 | 満3歳から | ○ |
| 2 | 柴宮幼稚園 | 240 | 安積町荒井字前田40-1 | 945-8125 | 満3歳から | ○ |
| 3 | 安積幼稚園 | 350 | 清水台一丁目6-14 | 933-2102 | 満3歳から | ○ |
| 4 | 安積町つつみ幼稚園 | 200 | 成山町104 | 945-0867 | 満3歳から | ○ |
| 5 | 大槻中央幼稚園 | 360 | 大槻町字下町39 | 951-2510 | 満3歳から | ○ |
| 6 | 大谷幼稚園 | 100 | 三穂田町大谷字新田3 | 953-2961 | 満3歳から | ○ |
| 7 | 小山田幼稚園 | 240 | 大槻町字小山田34-1 | 951-5665 | 満3歳から | ○ |
| 8 | 開南幼稚園 | 160 | 開成五丁目26-13 | 933-0332 | 満3歳から | ○ |
| 9 | 片平幼稚園 | 200 | 片平町字元若宮3-1 | 951-3516 | 満3歳から | ○ |
| 10 | 郡山ザベリオ学園幼稚園 | 200 | 大槻町字古屋敷102 | 952-7758 | 満3歳から | ○ |
| 11 | 郡山女子大学附属幼稚園 | 150 | 開成三丁目25-2 | 923-4001 | 満3歳から | ○ |
| 12 | 尚志幼稚園 | 175 | 横塚六丁目19-11 | 944-1378 | 満3歳から | ○ |
| 13 | 尚志緑ヶ丘幼稚園 | 210 | 緑ヶ丘東四丁目32-1 | 956-3140 | 満3歳から | ○ |
| 14 | たから幼稚園 | 240 | 堂前町1-7 | 922-1973 | 満3歳から | ○ |
| 15 | 多田野幼稚園 | 80 | 逢瀬町多田野字南大界45-2 | 957-2740 | 満3歳から | ○ |
| 16 | たちばな幼稚園 | 130 | 菜根三丁目5-7 | 932-4346 | 満3歳から | ○ |
| 17 | たちばな西幼稚園 | 160 | 台新二丁目23-8 | 932-8720 | 満3歳から | ○ |
| 18 | 田村町つつみ幼稚園 | 210 | 田村町守山字殿町20 | 955-2343 | 満3歳から | ○ |
| 19 | 東部朝風幼稚園 | 80 | あぶくま台一丁目326 | 943-5152 | 満3歳から | ○ |
| 20 | 富田幼稚園 | 240 | 富田町字行人田15-2 | 922-6900 | 満3歳から | ○ |
| 21 | 並木幼稚園 | 240 | 並木五丁目14-53 | 922-7270 | 満3歳から | ○ |
| 22 | 富久山幼稚園 | 210 | 富久山町福原字福原170-1 | 922-3887 | 満3歳から | ○ |
| 23 | 富久山西幼稚園 | 160 | 八山田七丁目56 | 922-4860 | 満3歳から | ○ |
| 24 | 双葉幼稚園 | 360 | 富久山町久保田字石堂51 | 922-1720 | 満3歳から | ○ |
| 25 | 双葉第二幼稚園 | 350 | 字名倉104 | 945-0755 | 満3歳から | ○ |
| 26 | みどり幼稚園 | 200 | 安積二丁目344 | 945-0467 | 満3歳から | ○ |
| 27 | みらい幼稚園 | 140 | 喜久田町堀之内字下河原7-2 | 959-6750 | 満3歳から | ○ |
| 28 | めぐみ幼稚園 | 320 | 富久山町久保田字愛宕77-1 | 933-9313 | 満3歳から | ○ |

■認可外保育施設

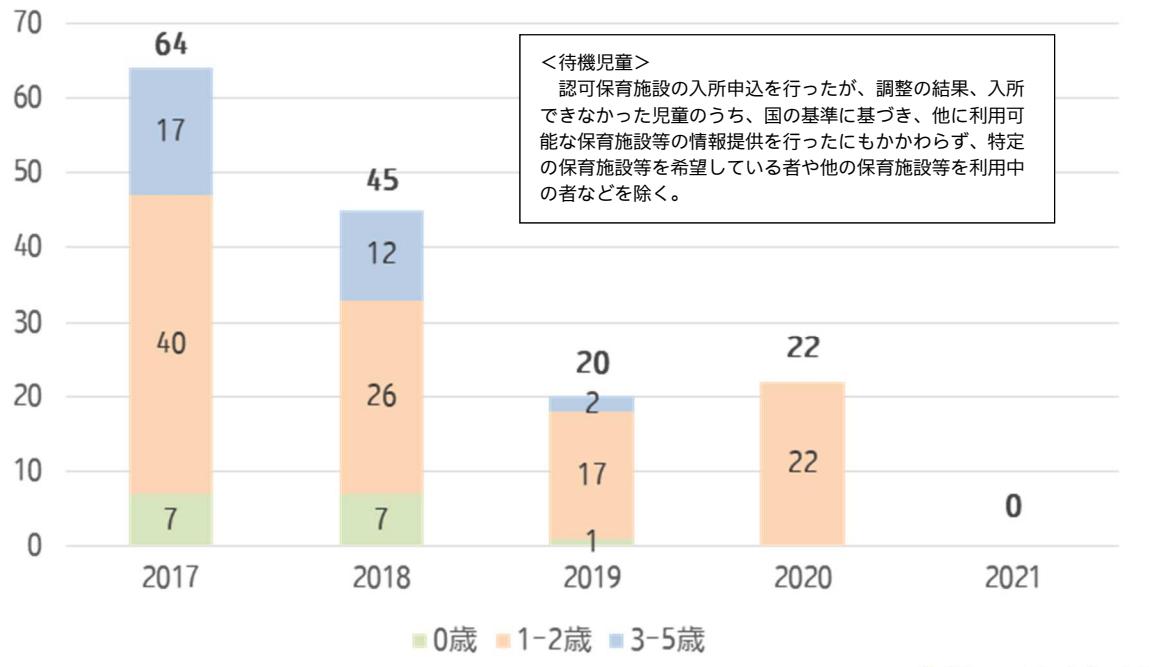
| No. | 名称 | 定員 (人) | 所在地 | 電話 (市外局番024) | 入所 対象年齢 | 延長 保育 |
|-----|-------------------------------|-----------|--------------------------|-----------------|-------------|----------|
| 1 | アゴラキンダーガーデン | 25 | 桃見台7-14 | 973-8742 | 2歳から | ○ |
| 2 | ASXED Kids Land (アスイードキッズランド) | 5 | 大町二丁目12-1大野マンション103 | 080-4893-4919 | 生後6か月から | ○ |
| 3 | アルゴ幼稚舎保育園 | 53 | 安積町成田字田向150-276 | 050-1226-2134 | 生後2か月から | |
| 4 | いづみの森 | 5 | 田村町金屋字マセロ43-1 | 973-5162 | 生後3か月から | ○ |
| 5 | カンガルーチャイルドクラブ | 40 | 富田町字上西田30-3 | 952-4651 | 生後2か月から | ○ |
| 6 | キッズルームパオ | 50 | 清水台一丁目123 | 983-0350 | 生後2か月から | ○ |
| 7 | 小金林保育園 | 162 | 大槻町字小金林23-15 | 951-6730 | 生後3か月から | ○ |
| 8 | コスモキッズガーデン | 24 | 桑野三丁目11-7 | 973-7112 | 生後2か月から2歳まで | ○ |
| 9 | 木の実保育園 | 20 | 久留米五丁目34 | 953-3024 | 生後6か月から1歳まで | ○ |
| 10 | 小原田保育園 | 24 | 小原田二丁目20-15 (小原田幼稚園内) | 944-2255 | 2歳のみ | |
| 11 | さぼーとまま俱楽部ふあいん | 26 | 富久山町久保田伊賀河原1 | 927-5856 | 生後6か月から3歳まで | |
| 12 | 食育保育園 豆の木ハウス 安積 | 85 | 安積町荒井字大池70 | 946-4440 | 生後3か月から | ○ |
| 13 | 食育保育園 豆の木ハウス 大槻 | 75 | 大槻町字原田39-131 | 962-4441 | 生後3か月から | ○ |
| 14 | 楓の森プレスクール | 5 | 東原一丁目284 | 905-6828 | 3歳から | ○ |
| 15 | すぎのこ保育園 | 93 | 八山田五丁目42 | 921-3545 | 生後2か月から | ○ |
| 16 | 託児所ぞうさん | 20 | 横塚一丁目9-24 | 944-9852 | 生後3か月から | ○ |
| 17 | 菜の花保育園 | 32 | 久留米五丁目37-1 | 946-2784 | 2歳から | ○ |
| 18 | パートナーキッズ保育園 | 25 | 中野一丁目54-1 | 962-0711 | 生後4か月から | ○ |
| 19 | ヒューマニティー幼保学園 | 198 | 片平町遠辺田26-16 | 951-0715 | 生後6か月から | ○ |
| 20 | ひよこ保育園 | 66 | 富久山町久保田字上野20-1長谷川ビルB・D・F | 933-1450 | 生後2か月から | ○ |
| 21 | ベビールームスキップ | 40 | 本町二丁目24-11 | 932-3220 | 生後2か月から | ○ |
| 22 | ユーパロ中町保育園 | 40 | 中町11-5やまのいビル3F | 925-1539 | 生後6か月から | |
| 23 | ワイスプリスクールアンドキンダーガーテン | 40 | 安積荒井二丁目199 | 900-2606 | 1歳から | ○ |
| 24 | (ベビーシッター)(公社)郡山市シルバー人材センター | — | 朝日一丁目29-9 | 933-0001 | 0歳から | ○ |
| 25 | (ベビーシッター)own time | — | 三穂田町川田字大徳原9-7 | 983-6536 | 0歳から | ○ |

■企業主導型保育施設（地域枠あり）

| No. | 名称 | 定員 (人) | 所在地 | 電話 (市外局番024) | 入所 対象年齢 | 延長 保育 |
|-----|----------------|-----------|-----------------|-----------------|-------------|----------|
| 1 | FSG保育園 | 9 | 本町一丁目16-18 | 954-3775 | 生後3か月から3歳まで | |
| 2 | アルカナーサーハウス | 21 | 安積荒井二丁目218 | 983-8882 | 生後3か月から2歳まで | ○ |
| 3 | おひさま保育園 | 6 | 亀田一丁目51-12 2F | 927-1880 | 生後2か月から3歳まで | ○ |
| 4 | キッズ東都学園保育所 | 9 | 団景二丁目11-23 | 934-0301 | 生後6か月から | ○ |
| 5 | キッズルームひばり | 9 | 八山田西二丁目159 | 973-8917 | 生後6か月から3歳まで | |
| 6 | 食育保育園豆の木ハウス | 15 | 大槻町字南八耕地15-1 | 983-8882 | 生後3か月から2歳まで | ○ |
| 7 | なみきッズ保育園 | 20 | 並木一丁目13-11 | 973-6470 | 生後6か月から | ○ |
| 8 | ニチイキッズ郡山とみた保育園 | 9 | 富田町字塩ノ草45-9 | 962-7127 | 生後3か月から2歳まで | |
| 9 | 待池台あおぞら保育園 | 6 | 待池台一丁目17-1 | 926-0407 | 1歳から | ○ |
| 10 | まるみつ☆ひかり保育園 | 15 | 富田町字権現林19-21 | 983-5303 | 生後6か月から | ○ |
| 11 | 南東北こども学園 | 15 | 富久山町八山田字土布池55-5 | 926-0909 | 1歳から | ○ |

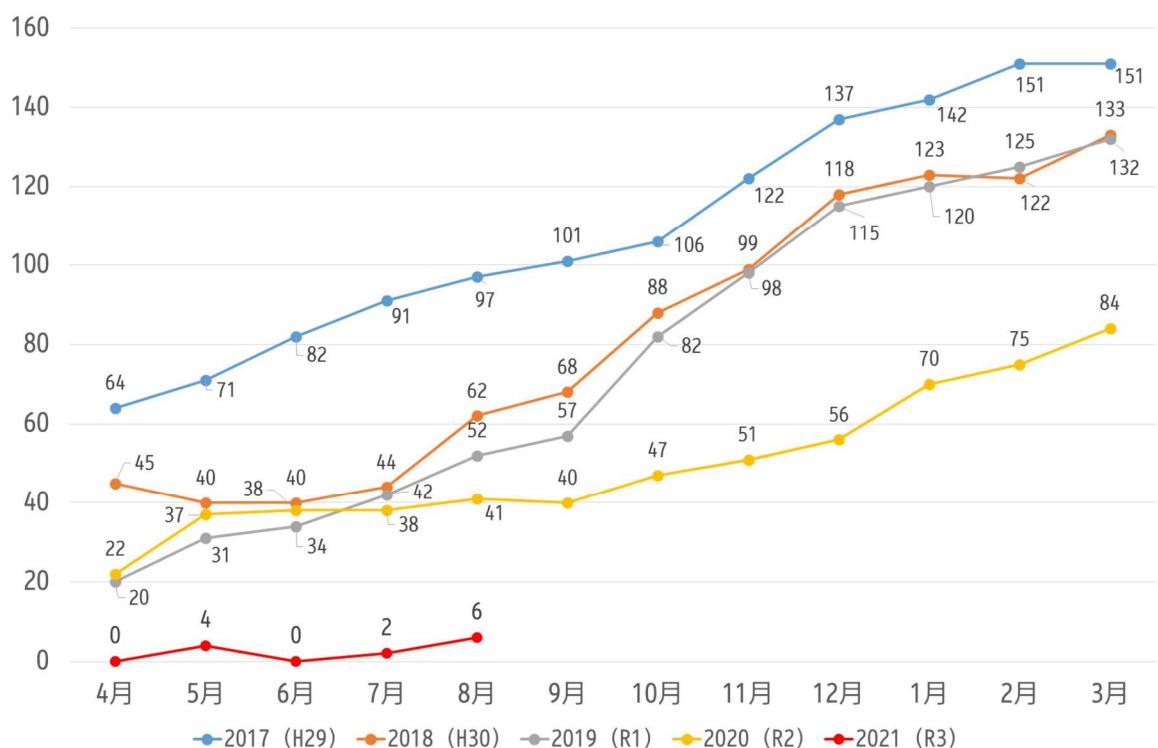
(6) 国基準待機児童

① 各年4月1日現在の推移と内訳



資料：郡山市保育課

② 各年各月1日現在の推移

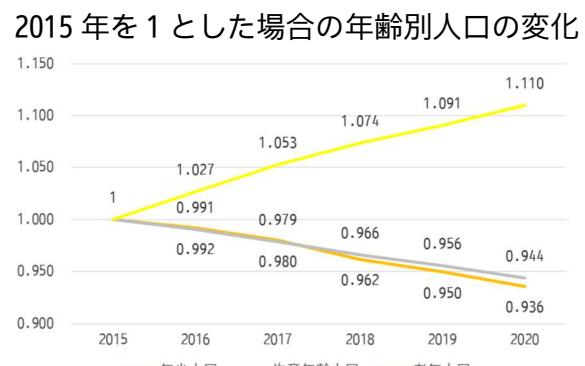


資料：郡山市保育課

3. 郡山市の人団

(1) 近年の総人口の推移

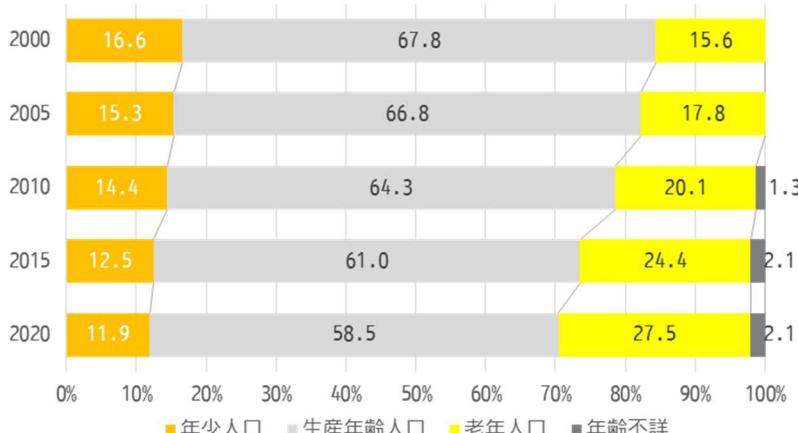
- ◆ 郡山市の総人口は 2016 (平成 28) 年以降も減少傾向が続いており、2020 (令和 2) 年 10 月 1 日時点では 330,358 人となっています。
- ◆ 年齢区分別の人口について、2015 (平成 27) 年の年少人口 (15 歳未満)、生産年齢人口 (15 歳以上 64 歳以下)、老人人口 (65 歳以上) を 1 とした場合、最も減少が進んでいるのは 15 歳未満の年少人口となっています。



| 年 | 年少人口 | 生産年齢人口 | 老人人口 | 年齢不詳 |
|------|--------|---------|--------|-------|
| 2016 | 41,546 | 203,029 | 84,030 | 6,941 |
| 2017 | 41,013 | 200,468 | 86,214 | 6,941 |
| 2018 | 40,288 | 197,737 | 87,897 | 6,941 |
| 2019 | 39,776 | 195,838 | 89,283 | 6,941 |
| 2020 | 39,170 | 193,392 | 90,855 | 6,941 |

(出典：福島県現住人口調査)

- ◆ 郡山市の年齢区分別人口の推移では、2020 (令和 2) 年時点で 15 歳未満の年少人口の総人口に占める割合は 11.9% となっています。一方、65 歳以上の老人人口割合は 27.5% となっています。



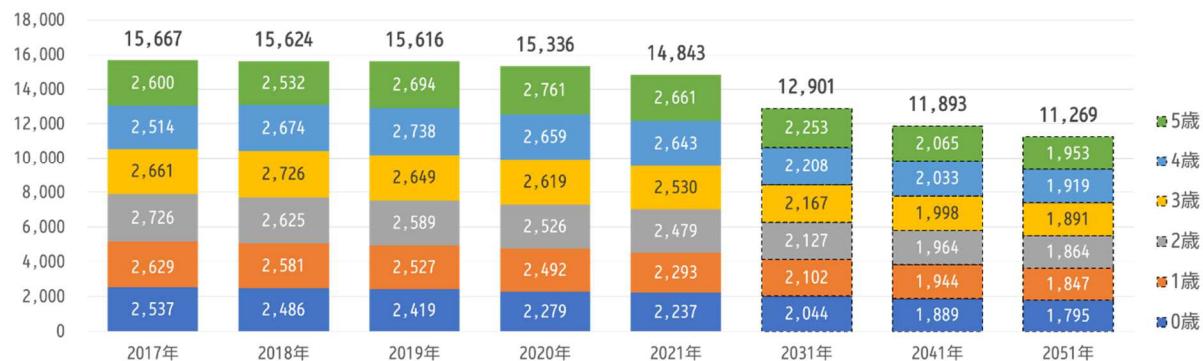
(出典：国勢調査、2020 年のみ福島県現住人口調査)

(2) 未就学児童（0～5歳児）人口推計

人口推計は、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの各年度の4月1日現在の住民基本台帳の人口をもとに、コーホート変化率法※により算出しました。

※ 過去の年齢層ごとの人口の変化率が今後も続くものとして、将来の人口の変化を推計する方法

■郡山市全体（実績と推計）



■行政区別（実績）

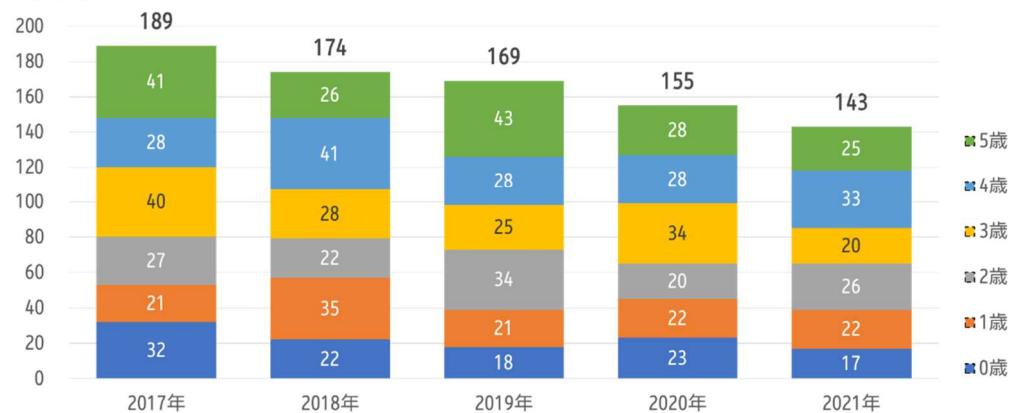
① 旧郡山



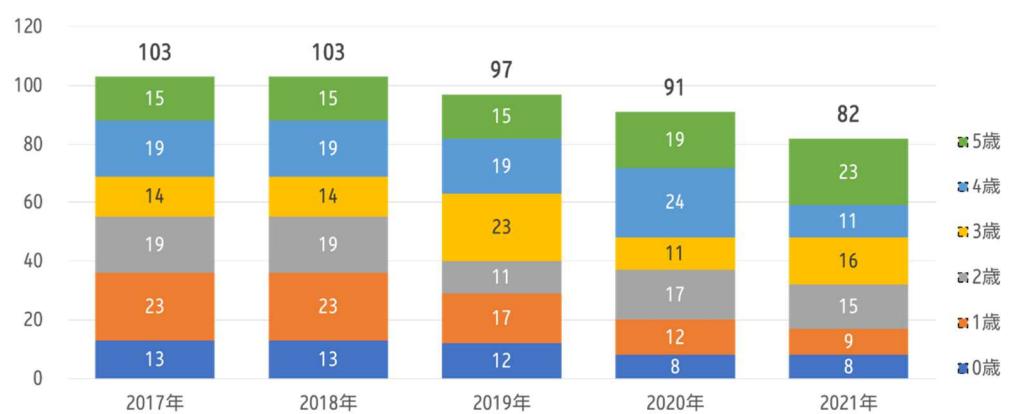
② 安積



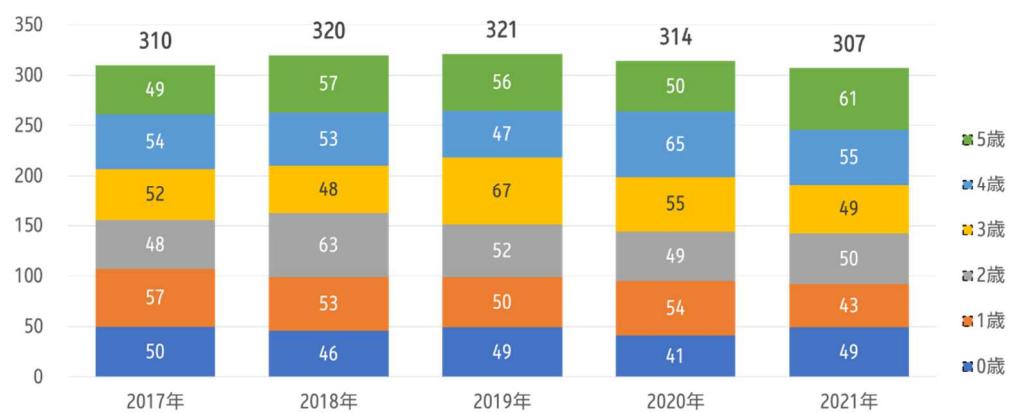
③ 三穂田



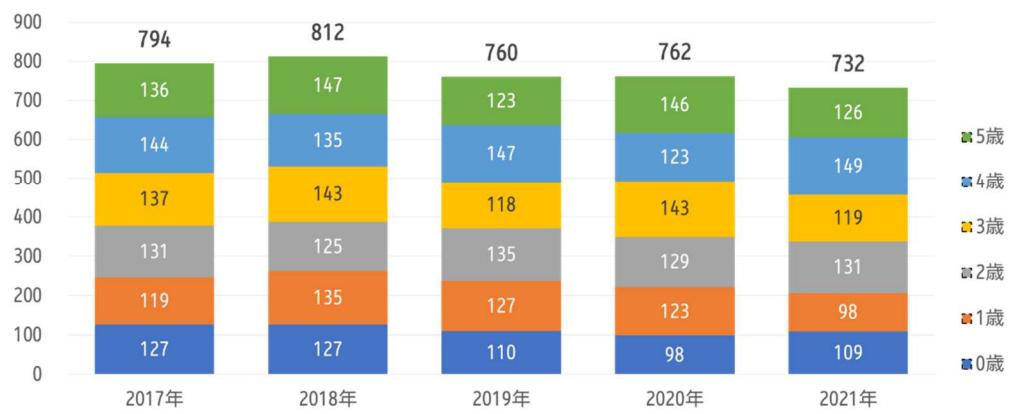
④ 逢瀬



⑤ 片平



⑥ 喜久田



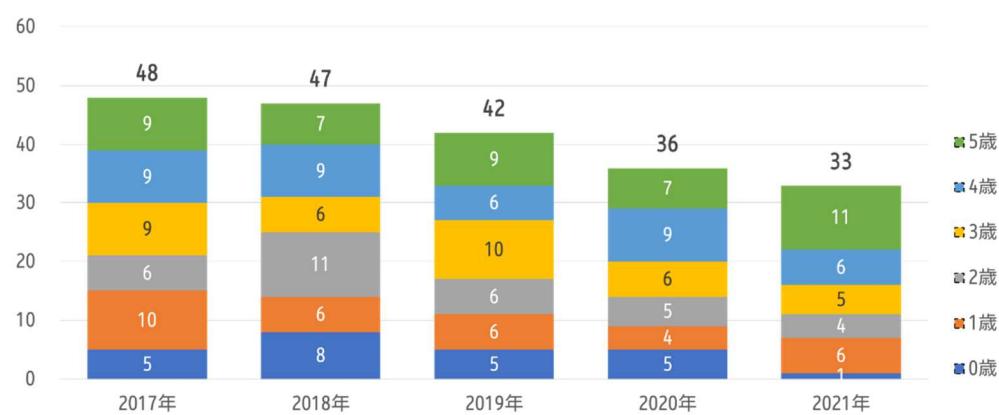
⑦ 日和田



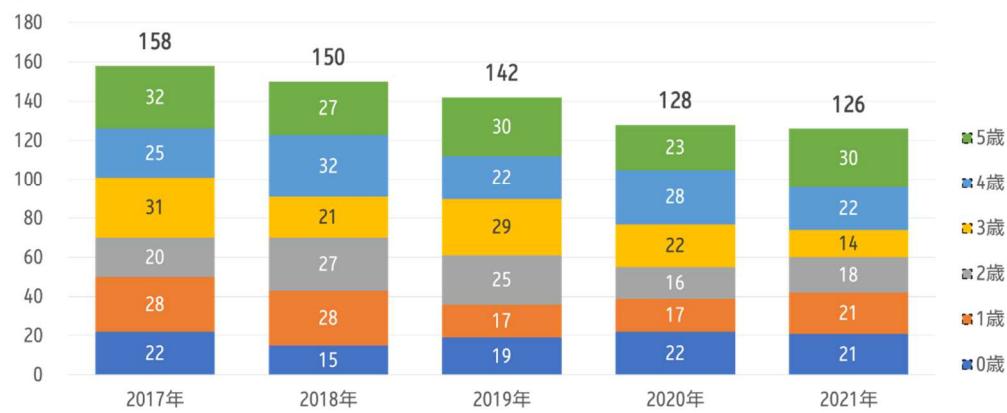
⑧ 富久山



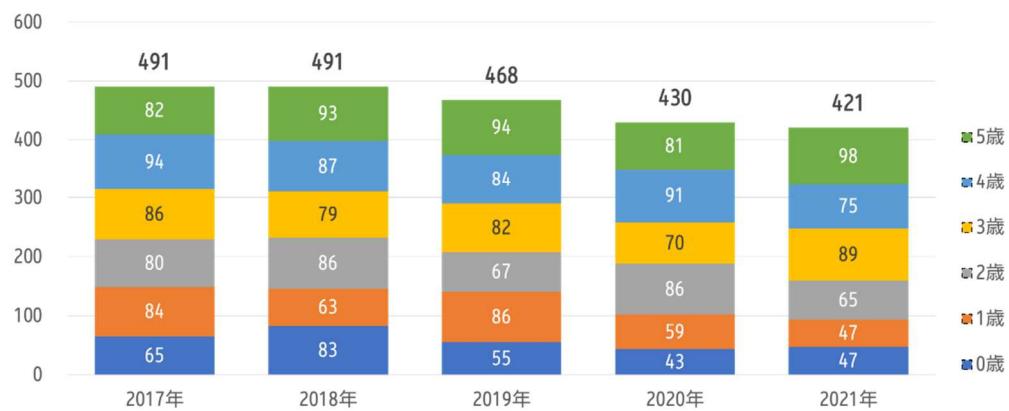
⑨ 湖南



⑩ 热海



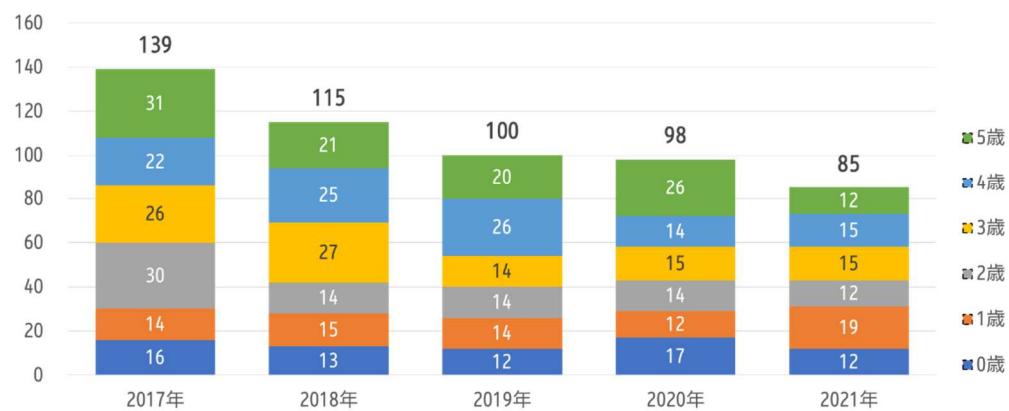
⑪ 田村



⑫ 西田



⑬ 中田

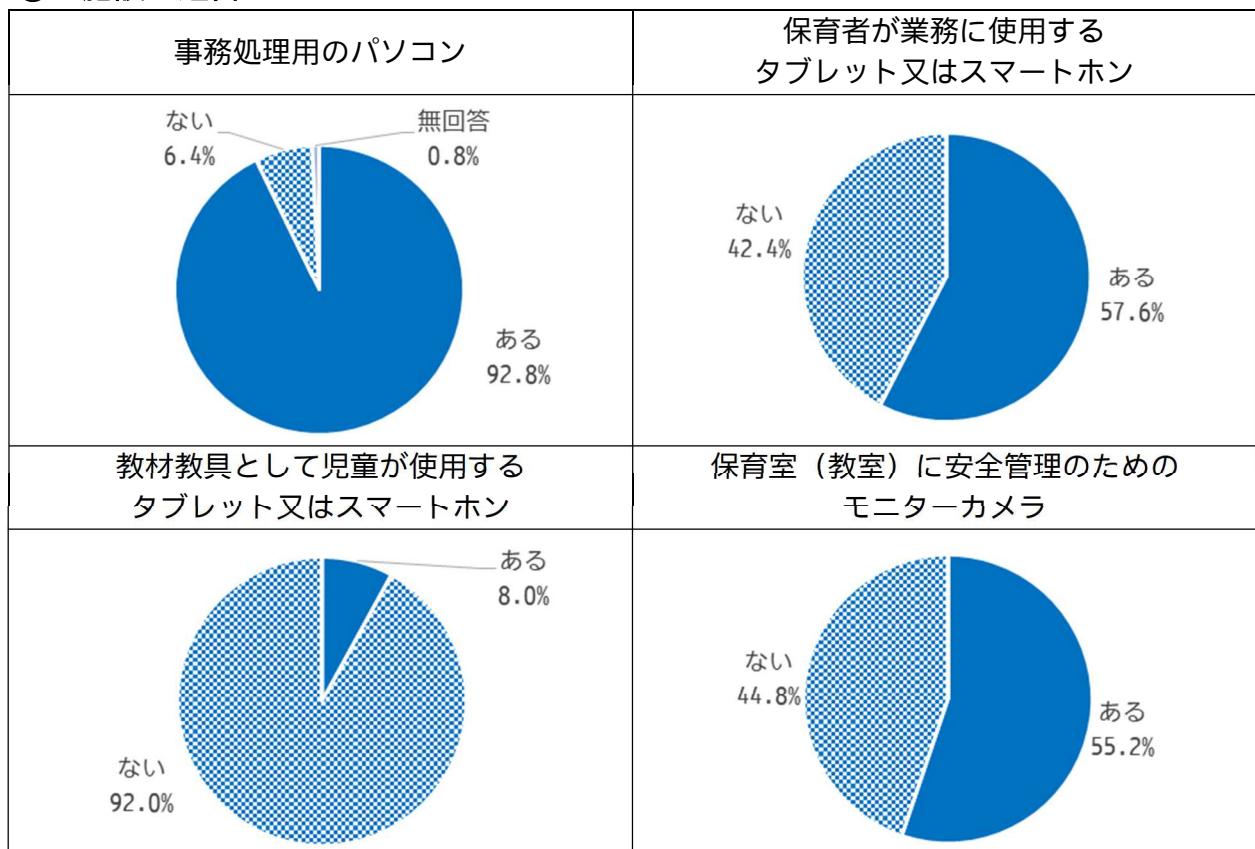


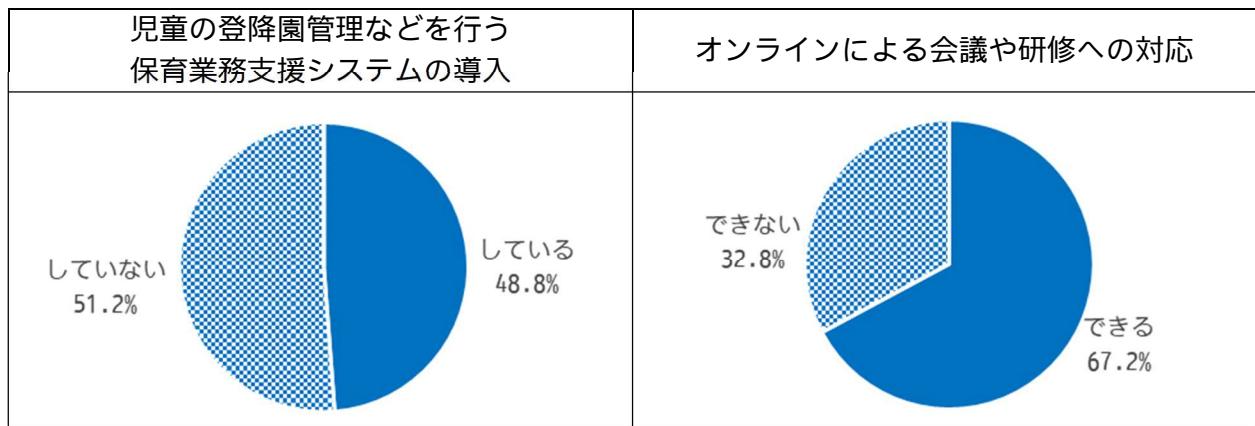
4. アンケート調査結果の概要

(1) 施設アンケート

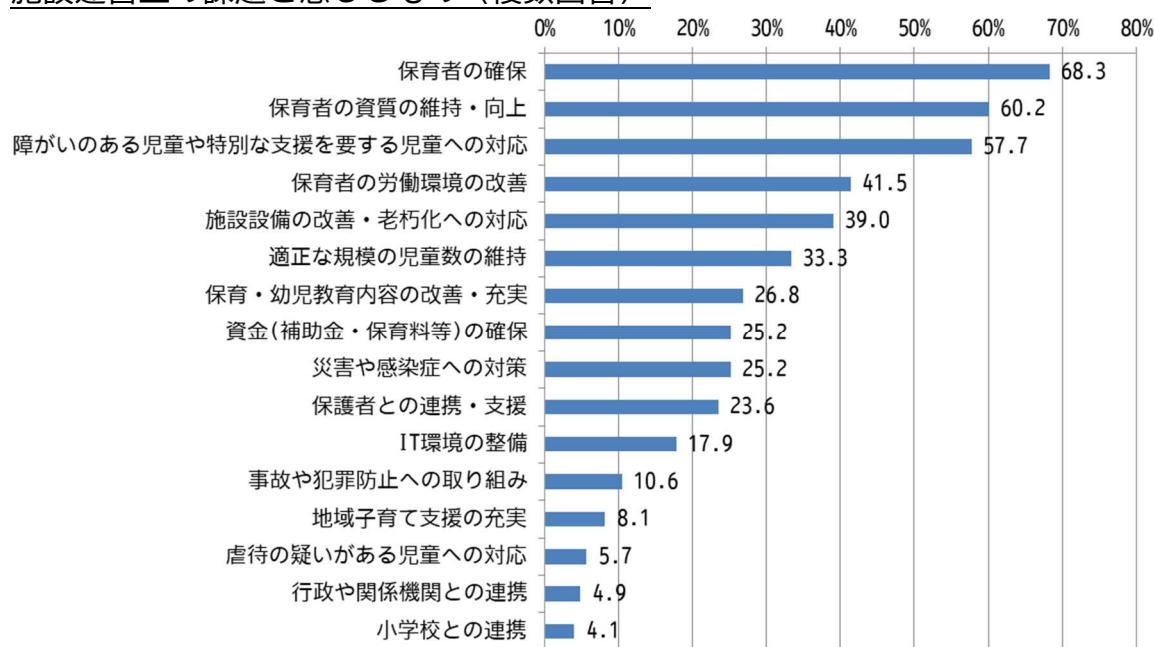
| | |
|------|---|
| 対象 | 公立保育所、民間認可保育所、民間認可小規模・事業所内保育事業、民間認可認定こども園、民間認可外保育施設、幼稚園 |
| 依頼方法 | 施設あてに調査票及び回答票を電子メールにて送付 |
| 実施期間 | 2021（令和3）年3月8日～3月24日 |
| 回収方法 | 回答票を電子メールにて返送 |
| 回答数 | 125 (内訳) 公立保育所 25 民間認可保育所 27 民間認可小規模・事業所内保育事業 15 民間認可認定こども園 3 民間認可外保育施設 38 幼稚園 17 |
| 調査項目 | ① 施設の運営について ② 保育・幼児教育の内容について ③ 障がいのある児童や特別な支援を要する児童について ④ 子育て支援について |

① 施設の運営について





施設運営上の課題と感じるもの（複数回答）



その他施設運営上の課題と感じるもの（自由記述・抜粋）

- 年度当初に定員人数を確保できない
- 少子化により園児数を確保できない
- 児童送迎時の保護者のための駐車場が不足している
- 近隣住民との関係等

コロナウイルス感染症の流行に伴い、新たに発生した課題（自由記述・抜粋）

- 保護者とのコミュニケーションが思うように取れない
- 保護者が参加する行事の開催が難しい
- 清掃や消毒が増え保育士負担が増えた
- 子どもの集団での活動が制限され、経験不足が懸念される
- 衛生用品が手に入りにくくなった
- 保護者の職場等で感染者が出た場合の登園の可否の判断が難しい等

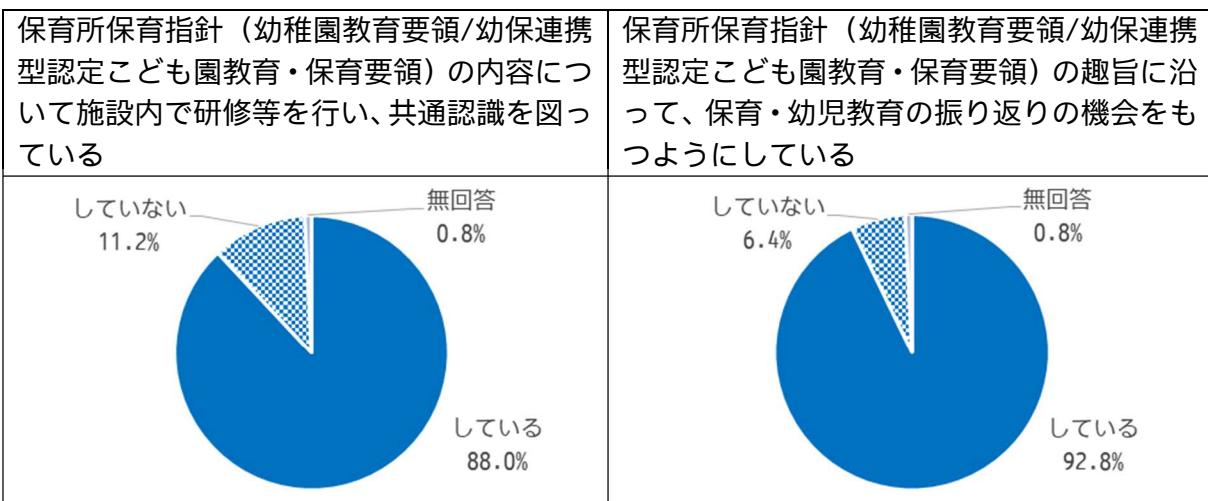
施設運営について中期的な計画として予定または検討していること（自由記述・抜粋）

- 認可保育園への移行を切望している
 - 認定こども園へ移行したい
 - 状況を見て新制度幼稚園への移行の可能性もある
 - 園児数の激減により閉園の可能性もある
 - 地域の状況に応じた定員の縮小を検討している
- 等

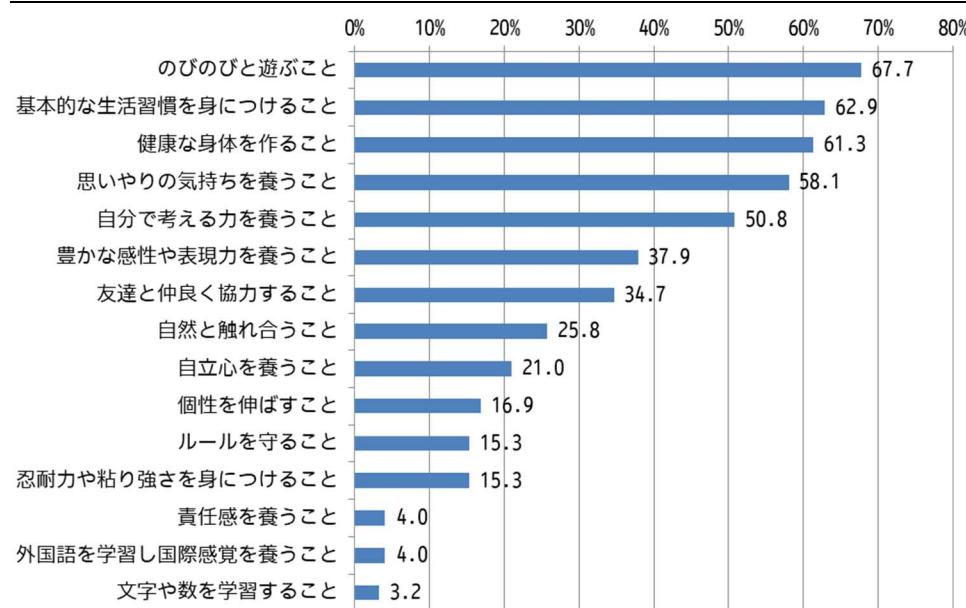
施設運営に関する市への要望・意見等（自由記述・抜粋）

- 0歳児が減少しているので、1歳児への補助がほしい
 - 年度当初からの安定した園児数の配置をしてほしい
 - 保育士の配置基準の見直しをしてほしい
 - 保育施設が増えることで保育者が不足する状況を考えてほしい
- 等

② 保育・幼児教育の内容について

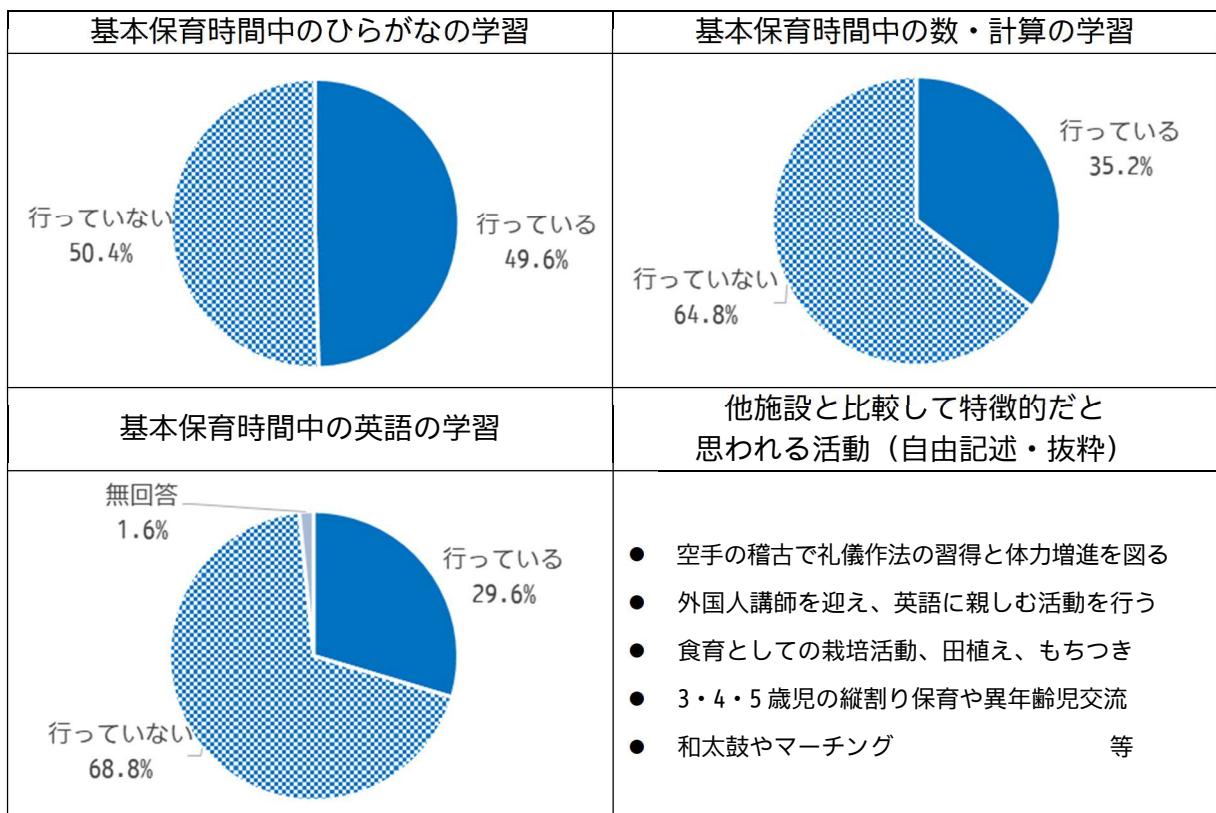


保育・幼児教育の目標や内容として重視しているもの（複数回答）

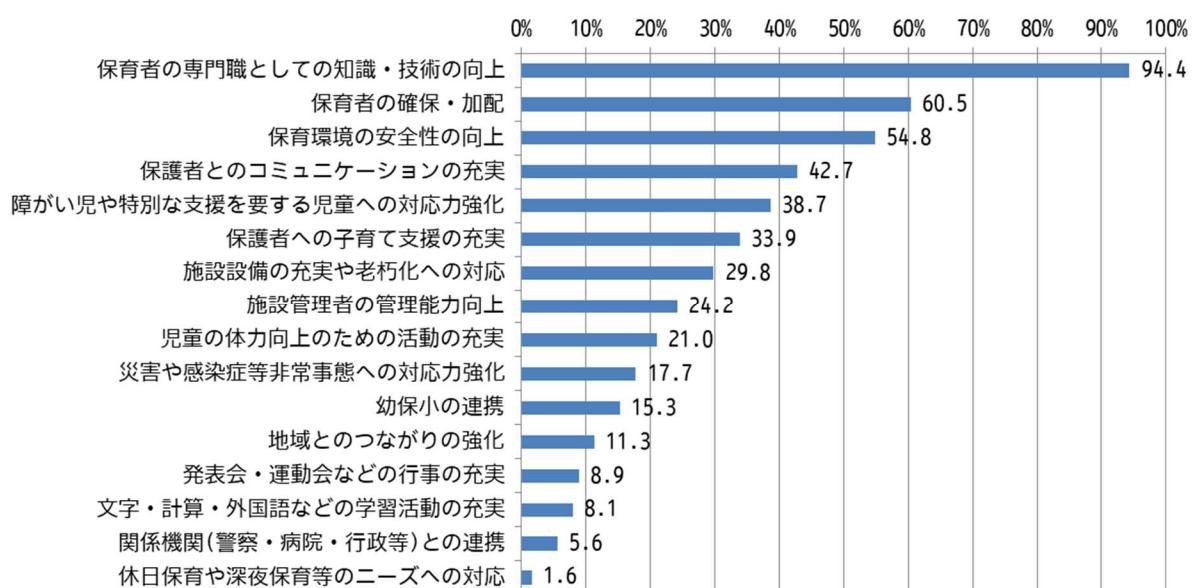


その他保育・幼児教育の目標や内容として重視しているもの（自由記述・抜粋）

- 世代間交流を行い思いやりの気持ちを育てる
 - 一人ひとりを大切に子ども主体の保育をする
 - 食に対して興味・関心を持たせる
 - 自己肯定感を育む
 - 感謝の心を育てる
- 等



保育・幼児教育の質の向上のために特に必要だと思うもの（複数回答）



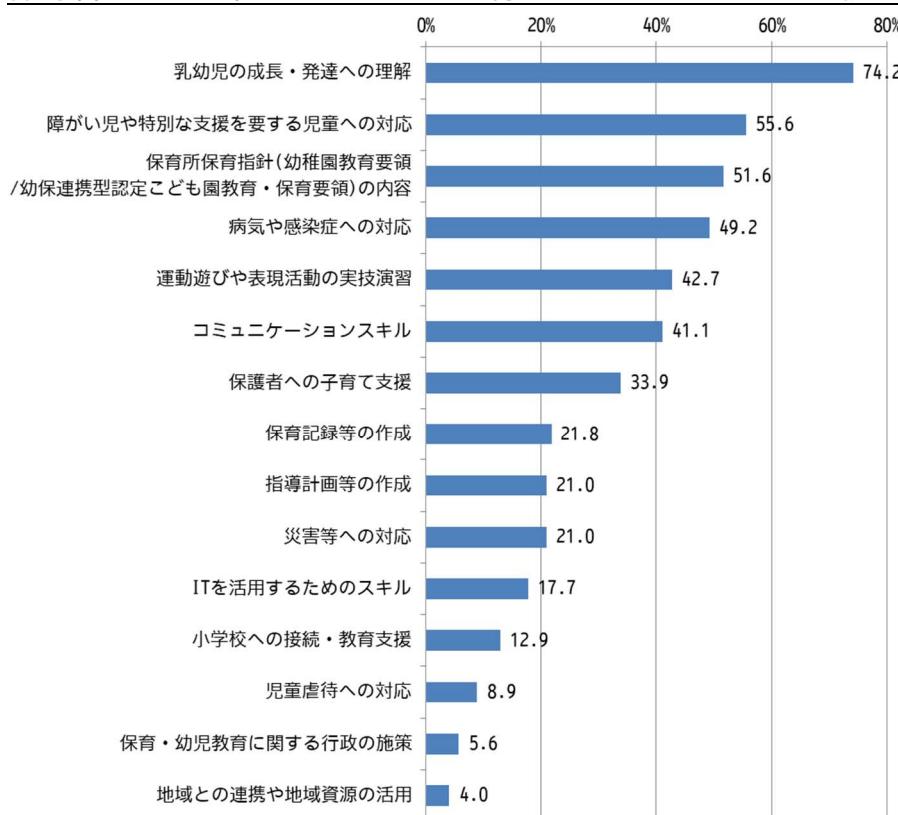
その他保育・幼児教育の質の向上のために特に必要だと思うもの（自由記述・抜粋）

- 保育者の職場環境改善
- 保育士の配置基準見直し
- 保育士自身が余裕をもち、前向きな気持ちで保育に向き合えること
- 施設内研修で共通理解を深め目指すところを明確にする 等

施設内での保育者研修



保育者向けの研修の内容について特に有益だと思うもの（複数回答）



その他保育者向けの研修の内容について特に有益だと思うもの（自由記述・抜粋）

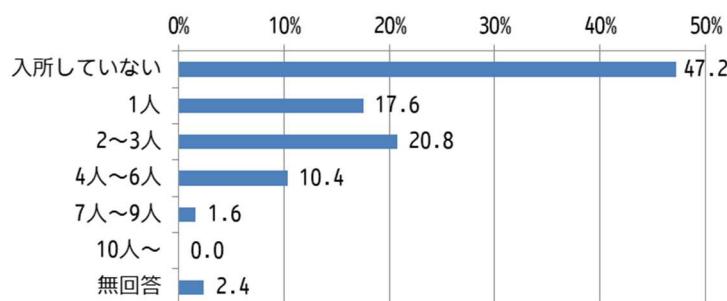
- リスクマネジメントについて
- 保育者自身のメンタルヘルスについて
- 食育や食物アレルギーについて
- 保育者同士の異年代交流会
- エピペンや AED の実技講習 等

保育・幼児教育の質の向上に関する市への要望・意見等（自由記述・抜粋）

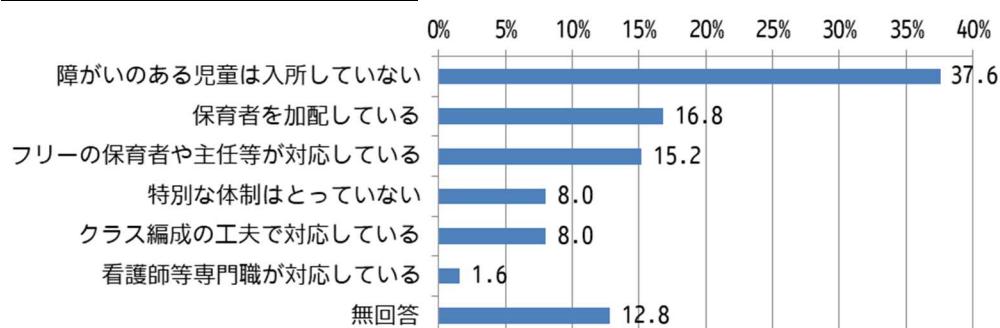
- 保育者向けの研修を充実させてほしい
- 保育者が書類作成等の事務仕事に追われ、保育が疎かにならないよう考慮してほしい
- 保育の質の向上や保育環境の改善のために補助金を増額してほしい
- 最低基準の保育士配置では思うような保育が難しいので基準を見直してほしい 等

③ 障がいのある児童や特別な支援を要する児童について

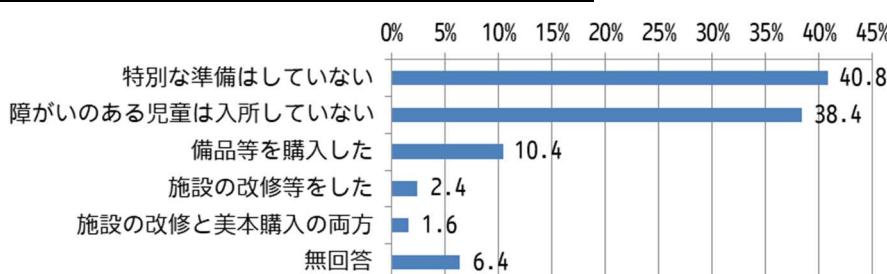
入所している障がいのある児童（令和2年10月1日現在）



障がいのある児童の支援体制



障がいのある児童のためのハード面の準備



障がいのある児童の受入人数の増加傾向



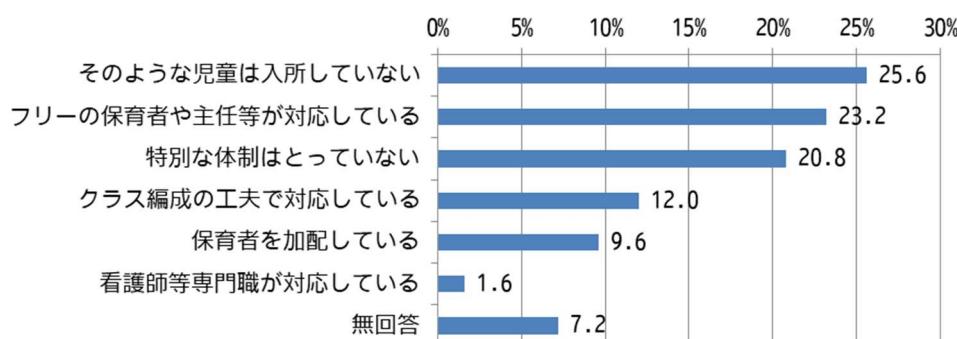
障がいのある児童の支援に関する市への要望・意見等（自由記述・抜粋）

- 療育施設の充実と協力体制がとりやすい仕組みづくり
 - 保育者用の相談窓口を設置してほしい
 - 保育者の十分な加配や保健師等の常置ができるようにしてほしい
 - 早期発見につなげるため、乳幼児健診のスパンを短くしたり回数を増やしてほしい
 - 加配職員への専門的な研修をしてほしい
- 等

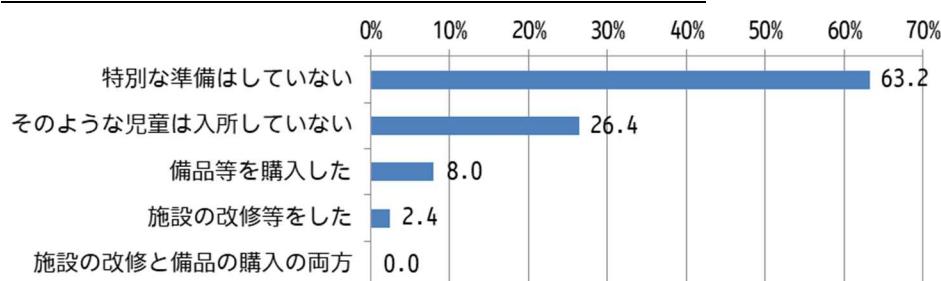
入所している特別な支援を要する児童（令和2年10月1日現在）



特別な支援を要する児童の支援体制



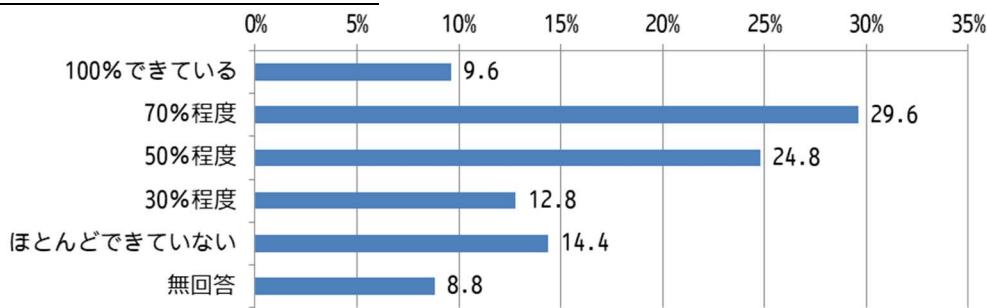
特別な支援を要する児童のためのハード面の準備



特別な支援を要する児童の受入人数の増加傾向



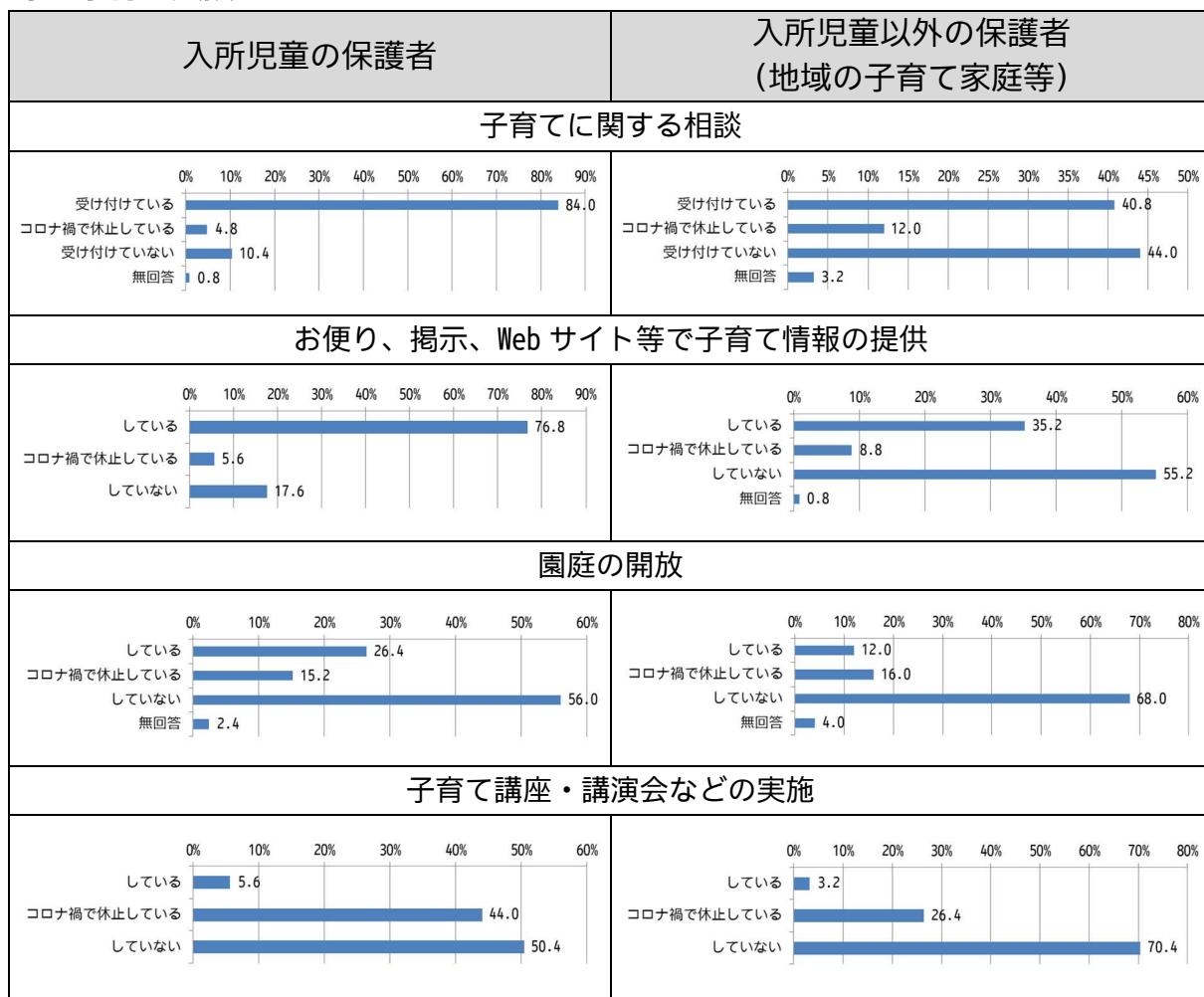
特別な支援を要する児童の障がいや発達の遅れが疑われる点について 保護者との情報共有や相談



特別な支援を要する児童の支援に関する市への要望・意見等（自由記述・抜粋）

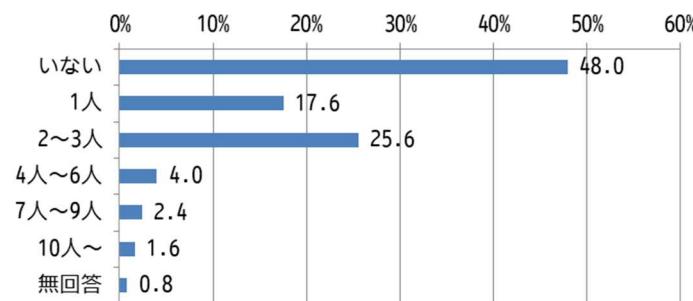
- 就学時検診の前に4歳児検診を実施してほしい
 - 定期的に臨床心理士等専門家に巡回支援してほしい
 - 関係機関との連携や受診がスムーズにできるような仕組みづくりをしてほしい
 - グレーゾーンの子どもに対しても加配できるようにしてほしい
 - 気軽に相談できる窓口の設置や専門的な研修の実施をしてほしい
- 等

④ 子育て支援について



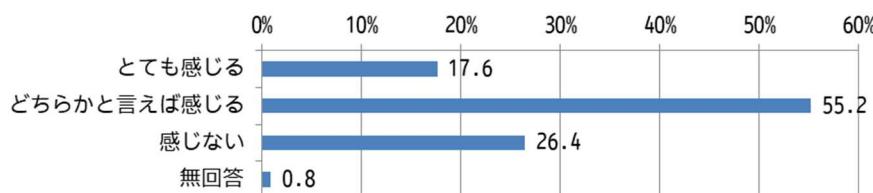
| 一時預かりの実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----|------|-----|-------------|-----|-------|------|-----|-----|---|----|----|------|------|-------------|-----|-------|------|-----|-----|
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>している</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>コロナ禍で休止している</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>していない</td> <td>88.0</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>3.2</td> </tr> </tbody> </table> | 状況 | 割合 | している | 7.2 | コロナ禍で休止している | 1.6 | していない | 88.0 | 無回答 | 3.2 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>している</td> <td>19.2</td> </tr> <tr> <td>コロナ禍で休止している</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>していない</td> <td>77.6</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> | 状況 | 割合 | している | 19.2 | コロナ禍で休止している | 2.4 | していない | 77.6 | 無回答 | 0.8 |
| 状況 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| している | 7.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コロナ禍で休止している | 1.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| していない | 88.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 3.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 状況 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| している | 19.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コロナ禍で休止している | 2.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| していない | 77.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無回答 | 0.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他実施している支援（自由記述・抜粋） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 保護者からの意見は全職員で共有し、必要な対応を行っている 支援を要する児童の個別面談を実施している 日々なるべく多くのコミュニケーションをとるよう心がけている 制作や自然散策などの親子ふれあい活動を行っている | <ul style="list-style-type: none"> 離乳食体験を実施している 未就園児サークルを実施している 月に1、2回見学会を開催しその際に悩み相談を受けている 園の行事を掲示し参加を呼びかけている等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

特別な支援が必要と思われる保護者※

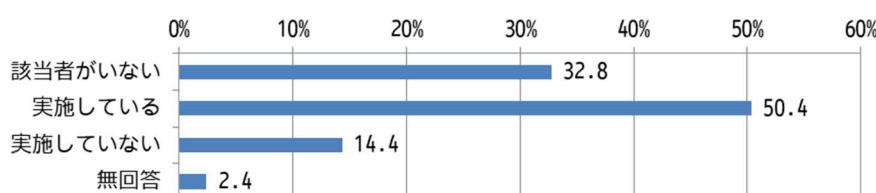


※ 児童の栄養状態が悪い、無断欠席や遅刻が多い、児童が保護者から暴力や暴言を受けている疑いがある、ネグレクトの疑いがある、貧困などの理由により支援を必要とする保護者のこと

特別な支援が必要と思われる保護者の増加傾向



特別な支援が必要と思われる保護者に対する個別相談など何らかの支援



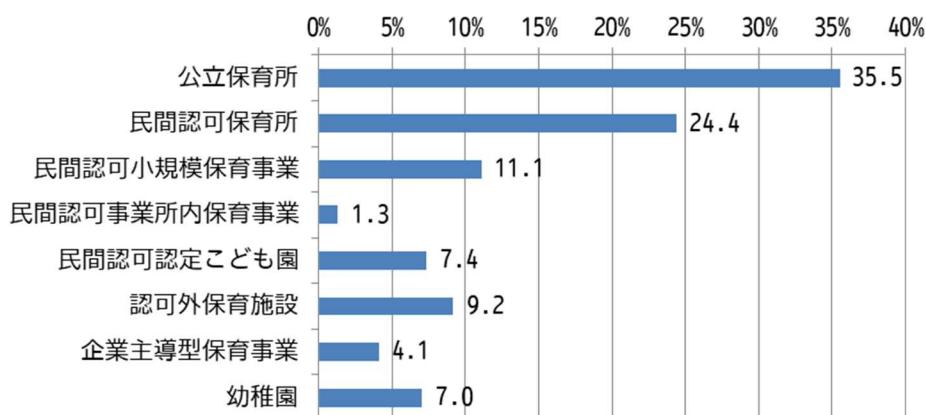
特別な支援が必要と思われる保護者の支援に関する市への要望・意見等（自由記述・抜粋）

- 保護者からの声があがれば行政等につなぎやすいが、あがらない場合は難しい
- すぐに相談できる体制を整えてほしい
- 支援が必要と思われる保護者へのかかわり方を具体的に学べる機会があるとよい
- 生活の安定を図ることができるような施策を進めてほしい等

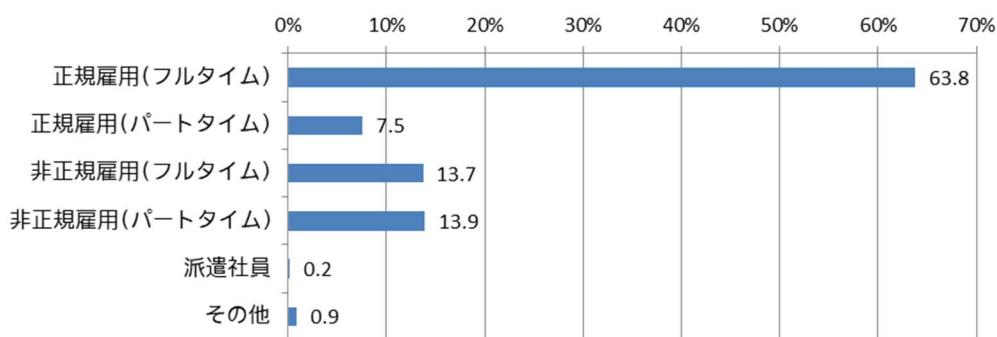
(2) 保育者アンケート

| | |
|------|---|
| 対象 | アンケート対象施設の保育従業者 |
| 依頼方法 | 施設でチラシを回覧または配付 |
| 実施期間 | 2021（令和3）年3月8日～3月24日、5月6日～5月13日 |
| 回収方法 | 簡単電子申請またはFAX |
| 回答数 | 611 |
| 調査項目 | ① 現在就業している施設 ② 現在の雇用形態 ③ 資格所有状況 ④ 現在の施設での就業年数 ⑤ 現在就業している施設を選択した理由 ⑥⑦⑧⑨ 現在の就業環境 ⑩⑪ 保育者として働くことを辞めたいと思ったか（その理由） ⑫⑬ 就業している施設で改善してもらいたいこと ⑭⑮ 保育所保育指針（幼稚園教育要領/幼保連携型認定こども園教育・保育要領）への理解度、施設の活用度 ⑯⑰ 保育・幼児教育業務にあたって重視していること ⑯⑲ 保育・幼児教育の質の向上のために必要だと思うもの ⑳㉑㉒ 自身のキャリアアップに向けて |

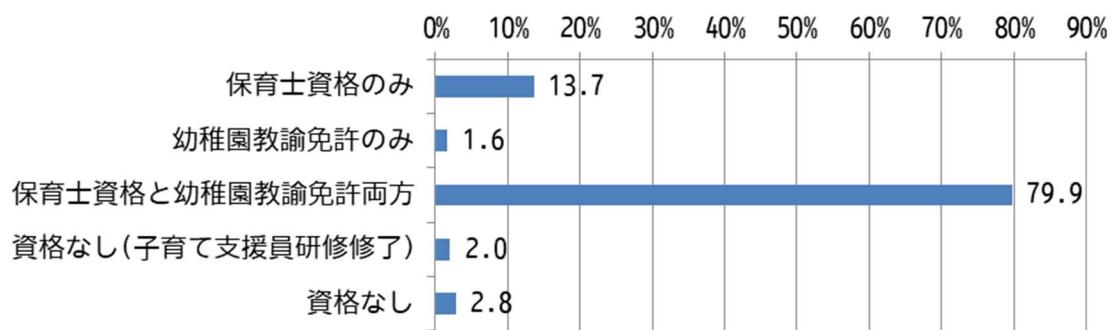
① 現在就業している施設



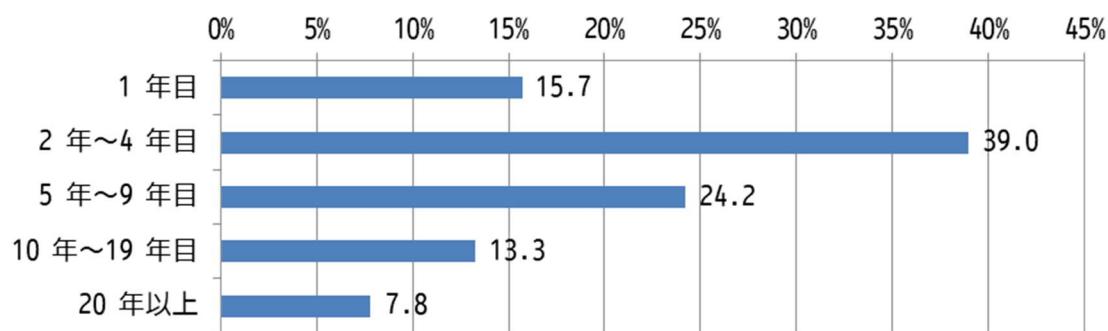
② 現在の雇用形態



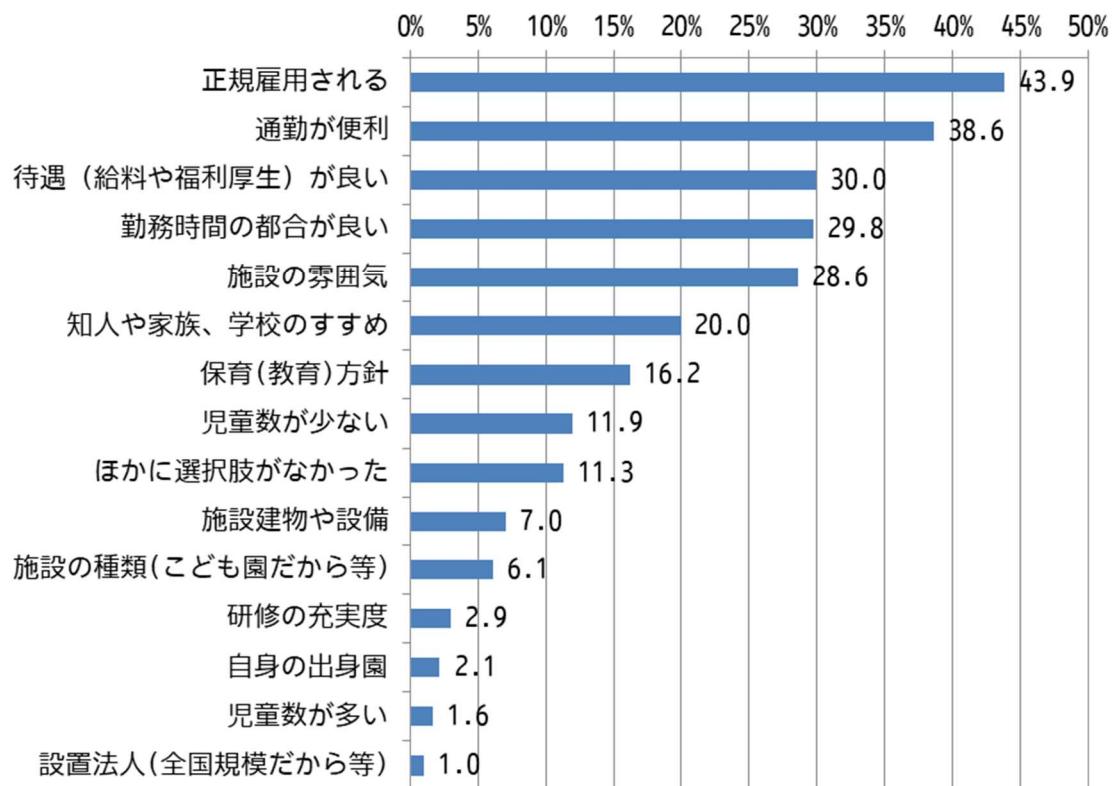
③ 資格所有状況



④ 現在の施設での就業年数



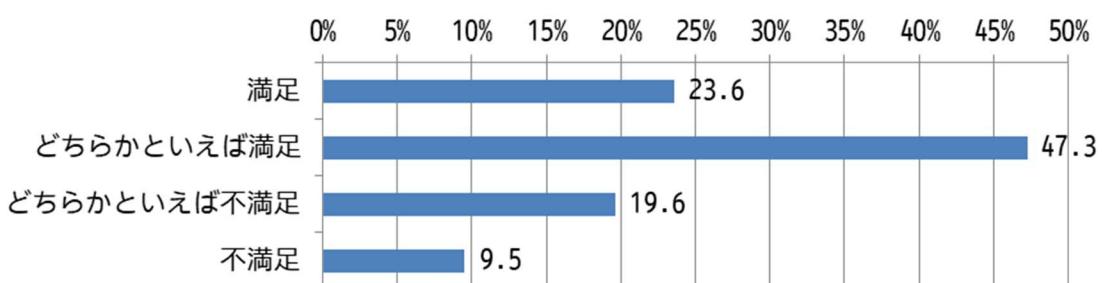
⑤ 現在就業している施設を選択した理由（複数回答）



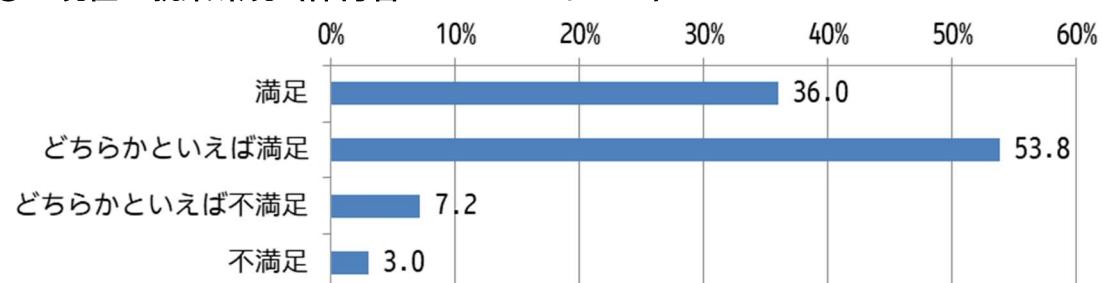
⑥ 現在の就業環境（収入の満足度）



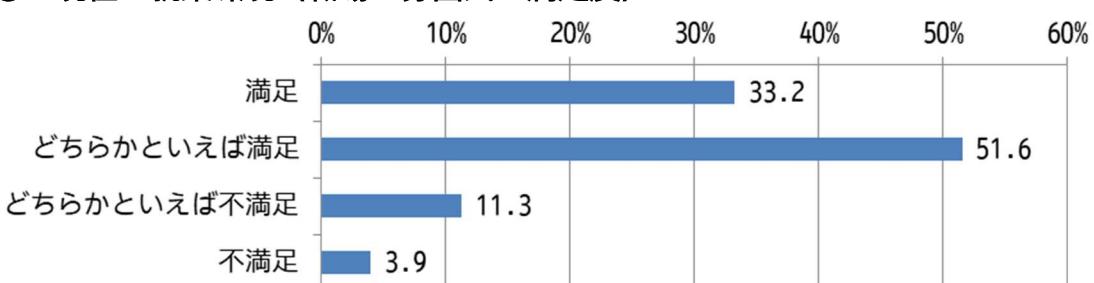
⑦ 現在の就業環境（労働時間・休暇の満足度）



⑧ 現在の就業環境（保育者としてのやりがい）



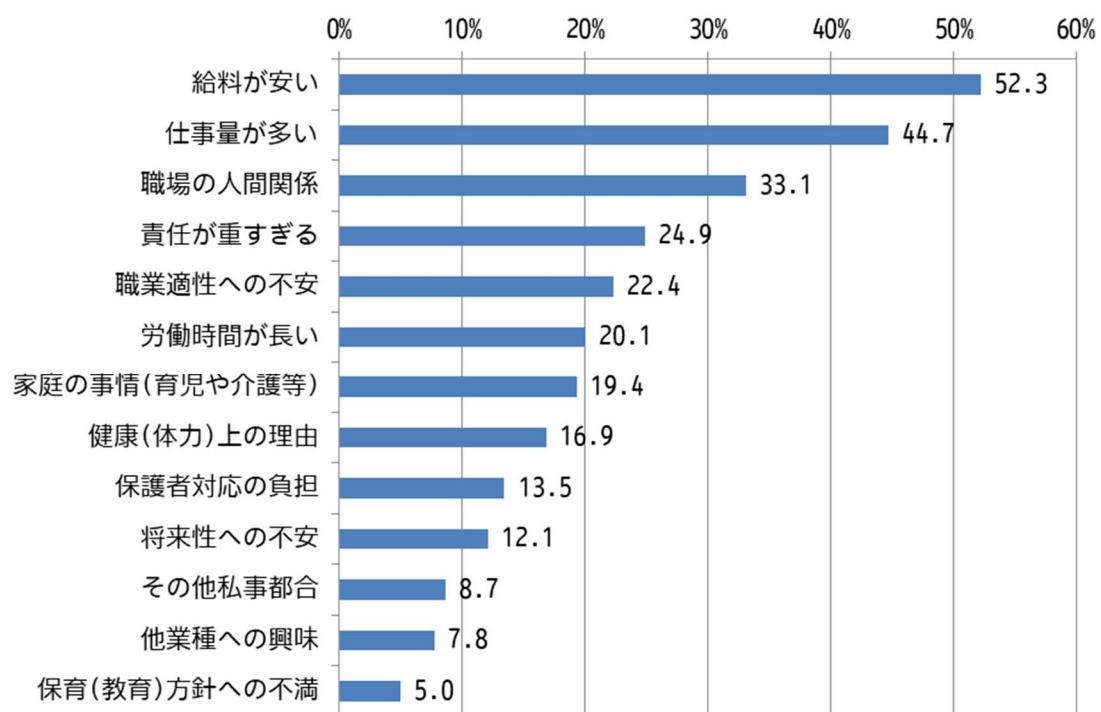
⑨ 現在の就業環境（職場の雰囲気の満足度）



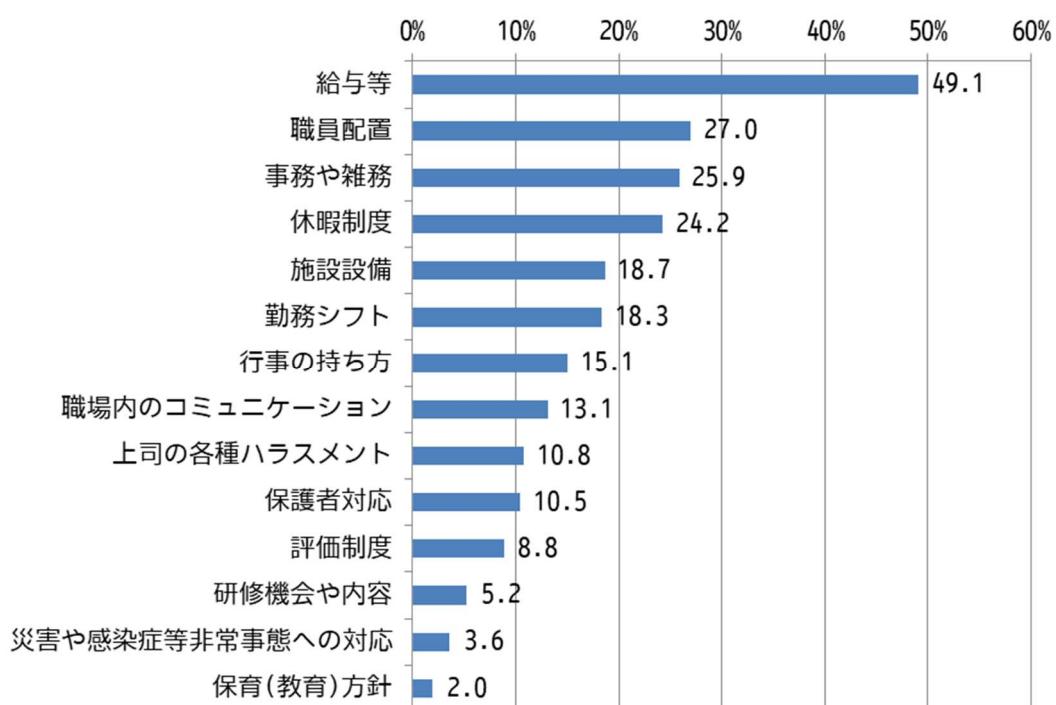
⑩ 保育者として働くことを辞めたいと思ったか



⑪ ⑩で「辞めたいと思った」と回答した理由（複数回答）



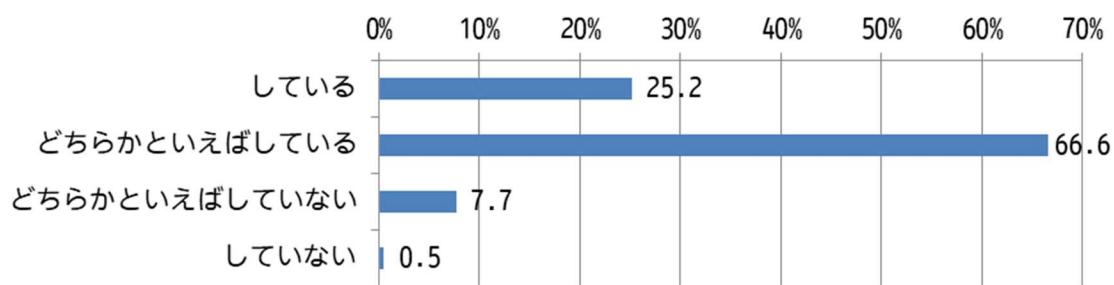
⑫ 就業している施設で改善してもらいたいこと（複数回答）



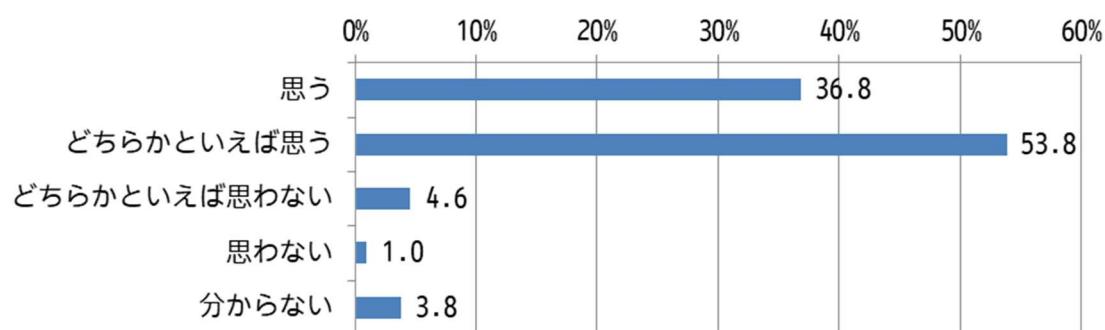
⑬ ⑫選択肢以外で改善してもらいたいこと（自由記述・抜粋）

- 人員を増やしてほしい
- 年次有給休暇制度はあるが取得しやすい雰囲気づくりをしてほしい 等

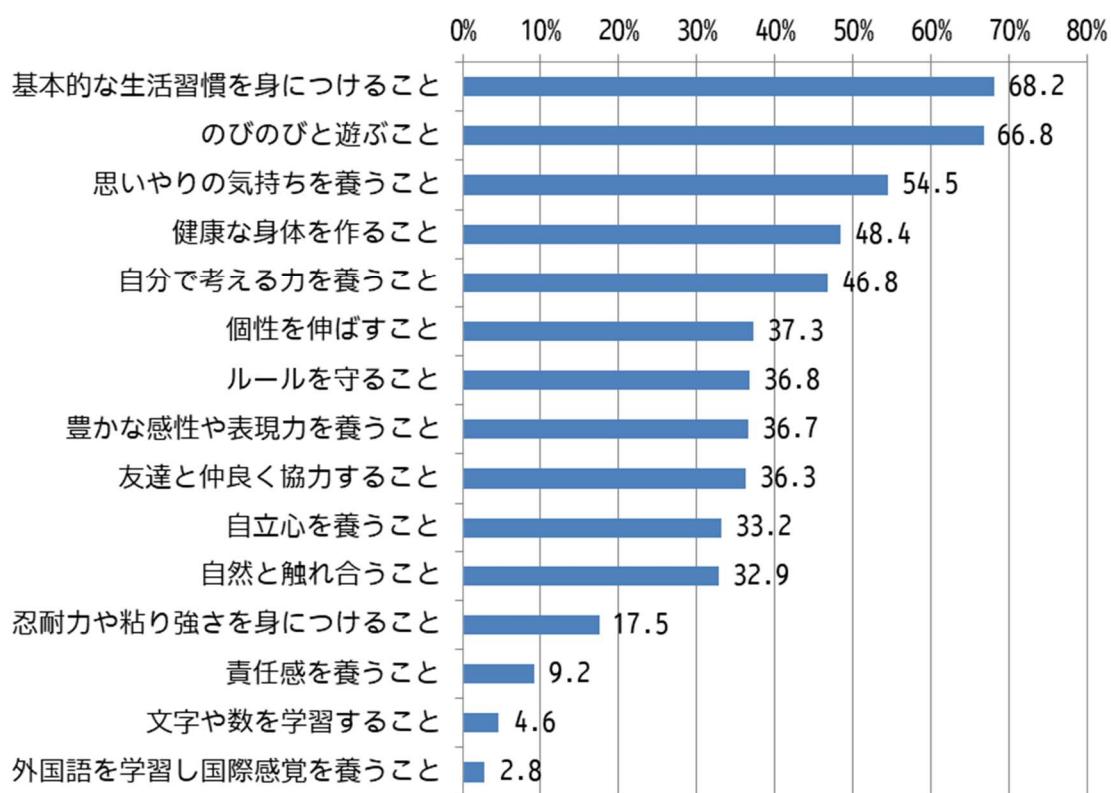
⑭ 保育所保育指針(幼稚園教育要領/幼保連携型認定こども園教育・保育要領)への理解



⑮ 保育所保育指針(幼稚園教育要領/幼保連携型認定こども園教育・保育要領)の内容に沿った保育・幼児教育が就業施設で実施されているか



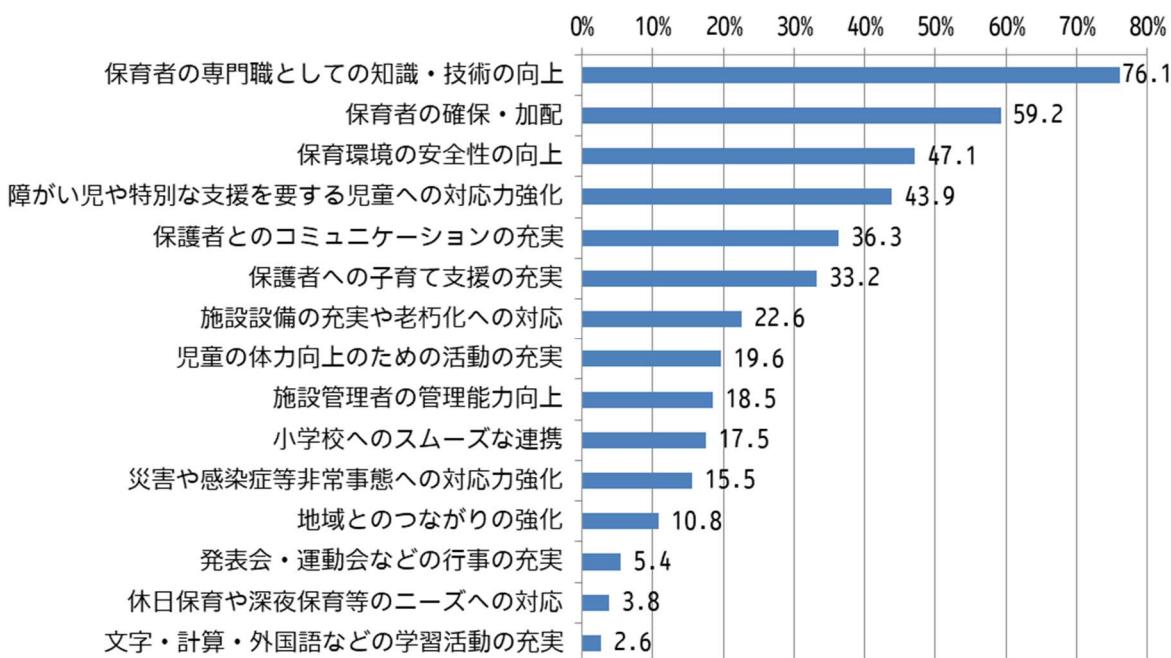
⑯ 保育・幼児教育業務にあたって重視していること（複数回答）



⑯ ⑮選択肢以外で重視していることや工夫していること（自由記述・抜粋）

- 子どもの立場を尊重すること
- 食育をとおした健康管理をすること
- 家庭のようなあたたかい環境づくりをすること 等

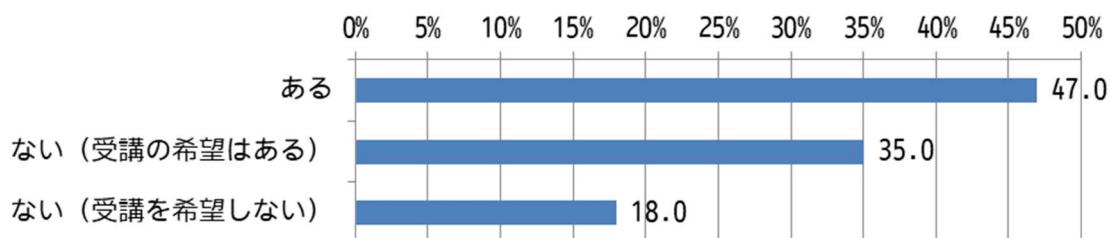
⑰ 保育・幼児教育の質の向上のために必要だと思うもの（複数回答）



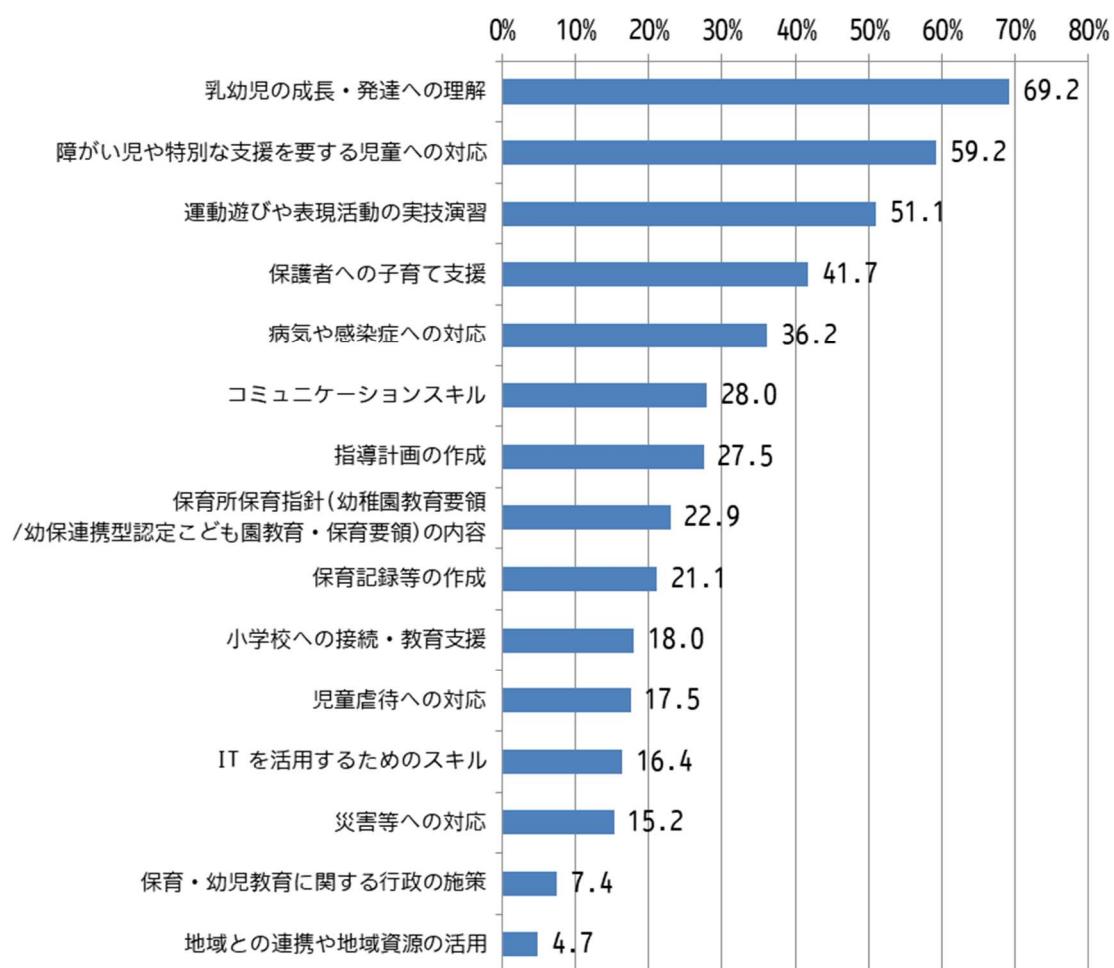
⑱ ⑯選択肢以外で必要なもの（自由記述・抜粋）

- 保育者のメンタルヘルス研修を実施してほしい
- 他の施設との情報交換の機会がほしい 等

⑲ 専門性を高める研修（保育士キャリアアップ研修や幼稚園教諭一種への切り替えに必要な研修等）の受講



② 習得したい知識や技術（複数回答）



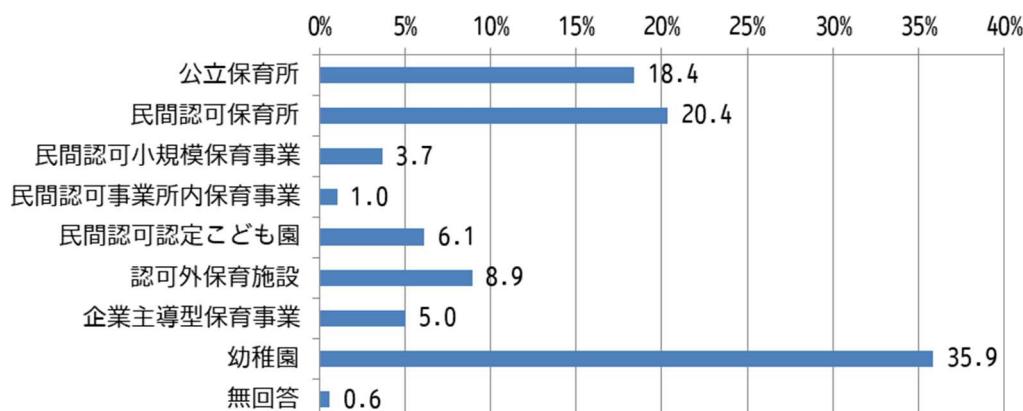
② ②選択肢以外で習得したいもの（自由記述・抜粋）

- 幼児心理アドバイザー
- 食育に関する知識 等

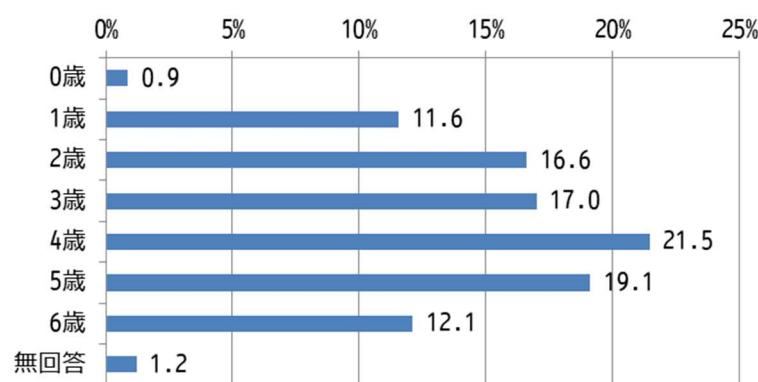
(3) 保護者アンケート

| | |
|------|--|
| 対象 | アンケート対象施設の保護者 |
| 依頼方法 | 施設からチラシを配付 |
| 実施期間 | 2021（令和3）年3月1日～3月19日 |
| 回収方法 | 簡単電子申請 |
| 回答数 | 2,516 |
| 調査項目 | ① お子さんが通っている施設 ② 施設に通っているお子さんの年齢 ③ 早朝（7時半以前）保育の必要性 ④ 夜間（19時半以後）保育の必要性 ⑤ 日曜日や祝日保育の必要性 ⑥ 第一希望施設に預けることができたか ⑦ 現在通っている施設を選択した理由 ⑧ 施設での保育（教育）において重視してもらいたいこと ⑨ 現在通っている施設で改善してもらいたいこと ⑩ 施設で行ってほしい子育て支援 ⑪ 現在通っている施設の満足度 ⑫ その他ご意見 |

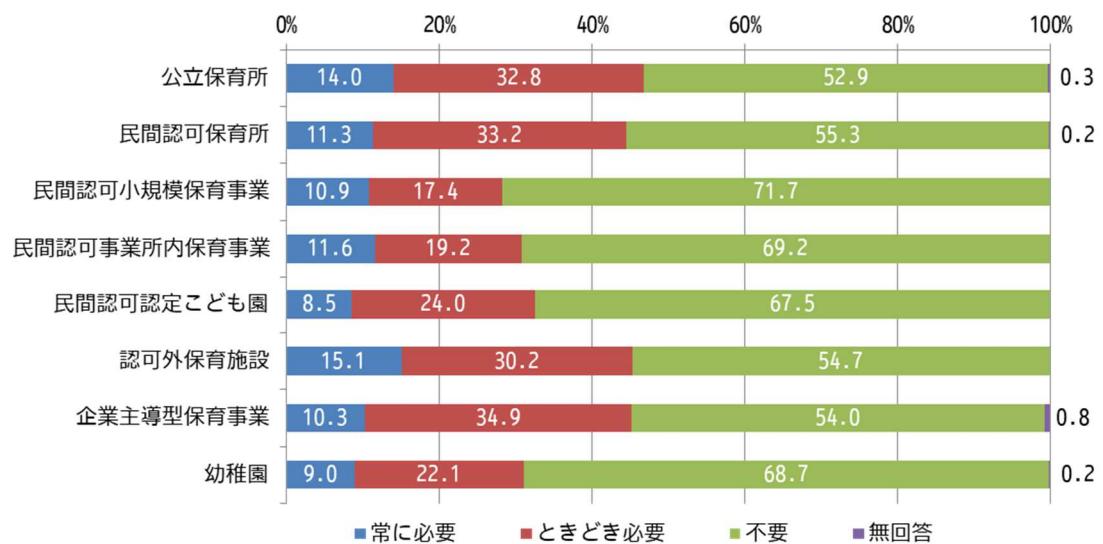
① お子さんが通っている施設



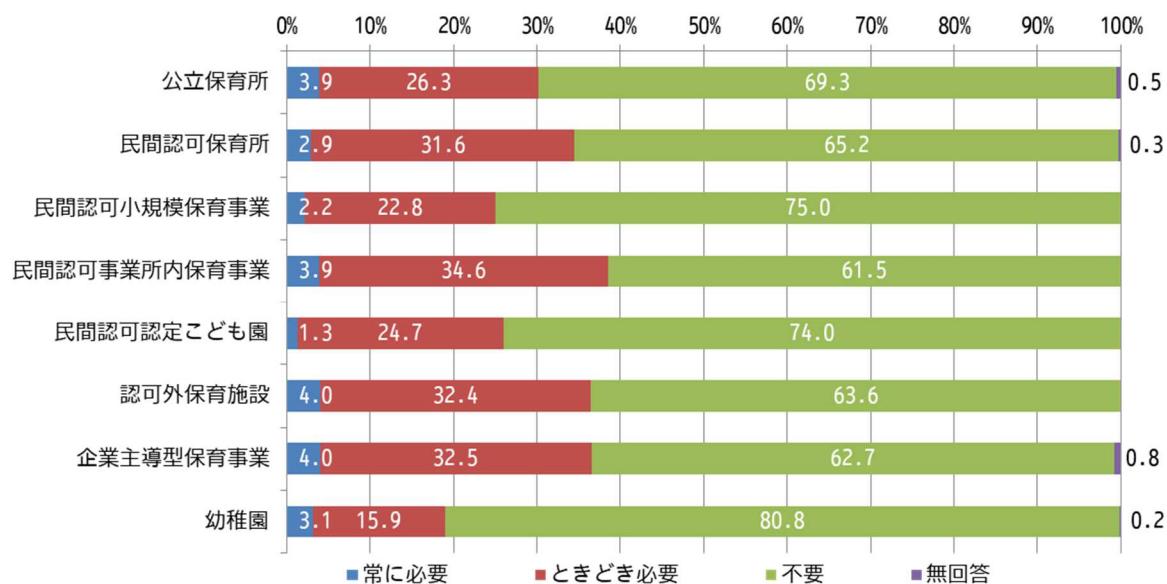
② 施設に通っているお子さんの年齢



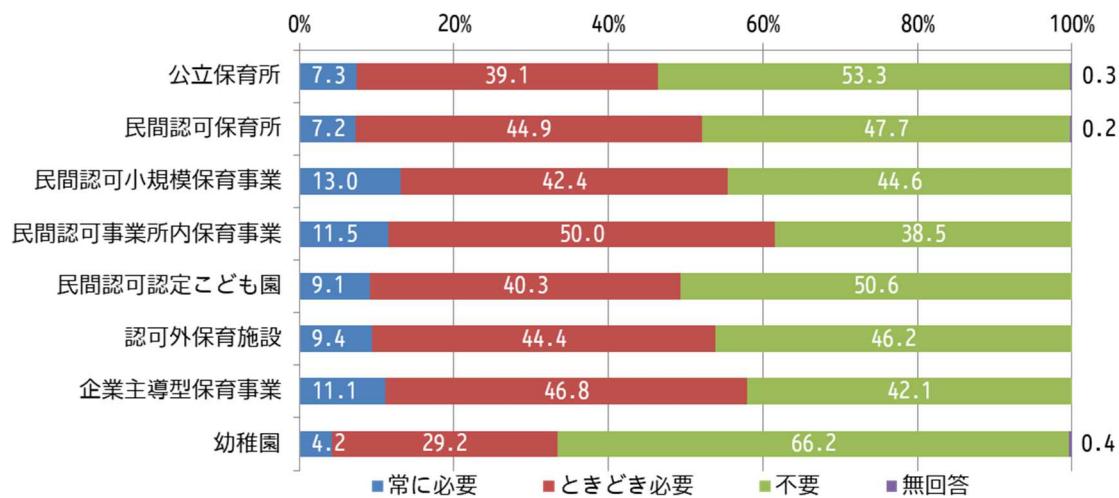
③ 朝（7時半以前）保育の必要性



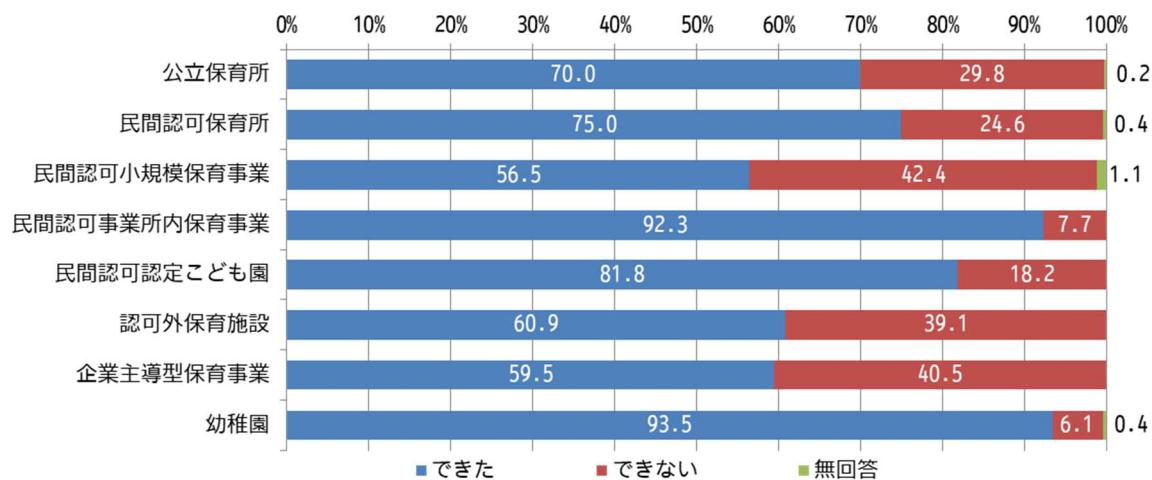
④ 夜間（19時半以後）保育の必要性



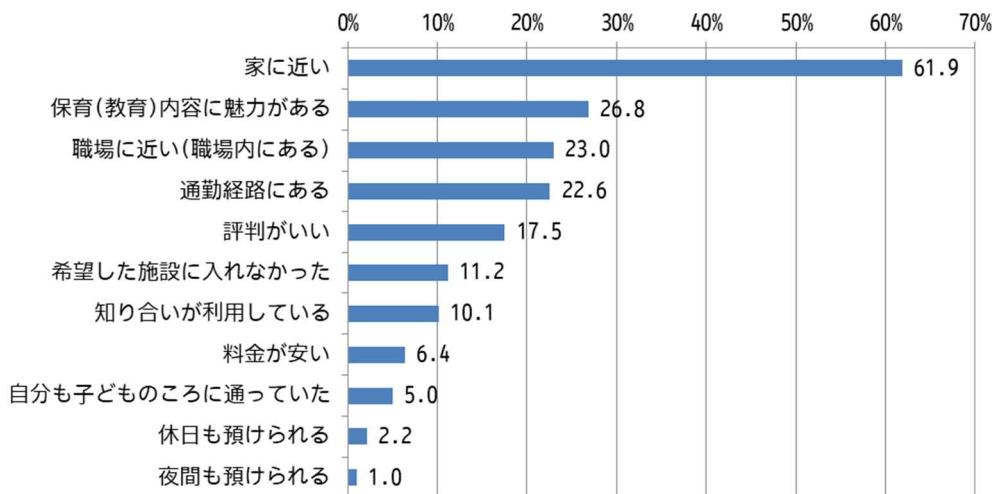
⑤ 日曜日や祝日保育の必要性



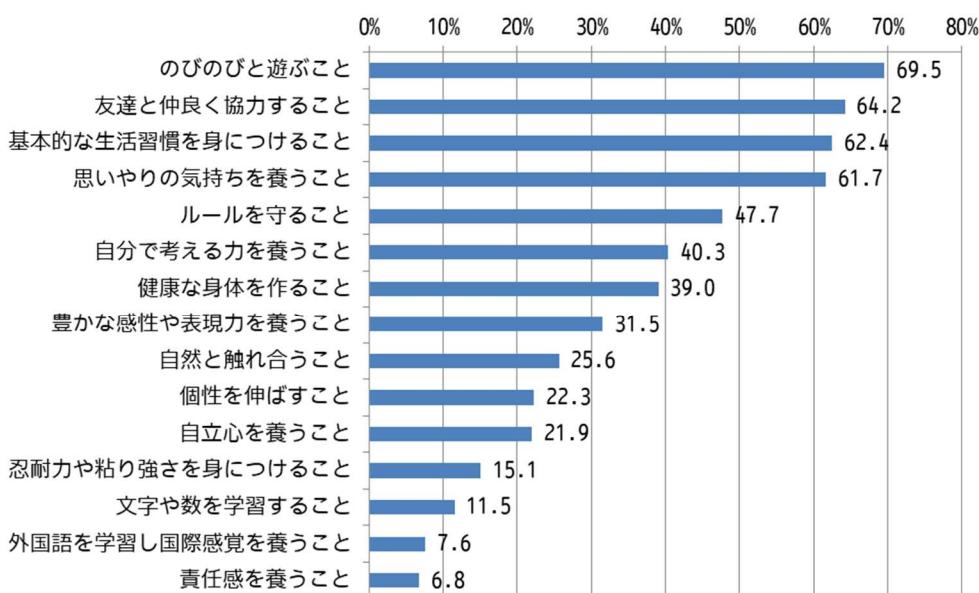
⑥ 第一希望施設に預けることができたか



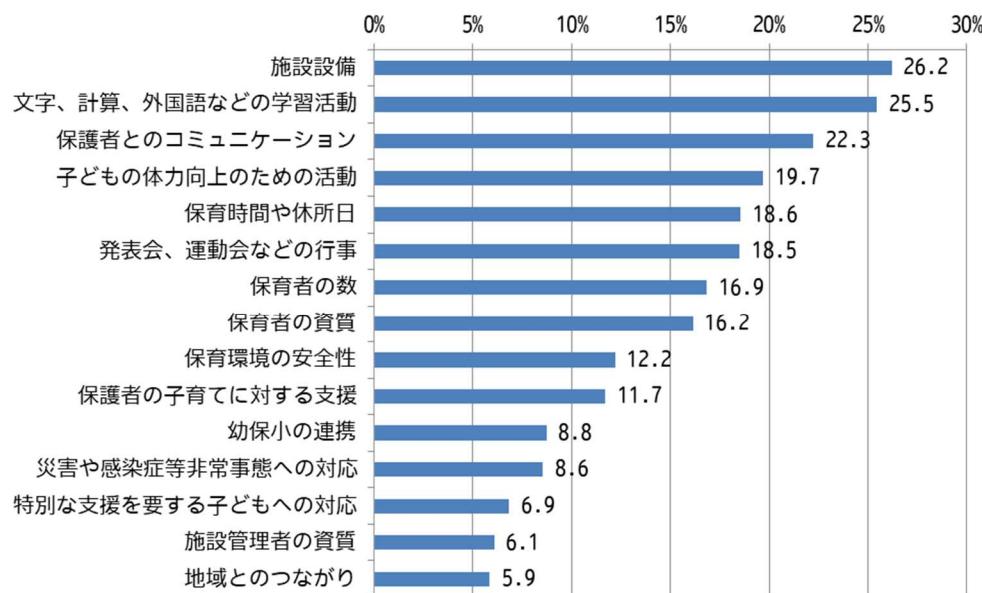
⑦ 現在通っている施設を選択した理由（複数回答）



⑧ 施設での保育(教育)において重視してもらいたいこと（複数回答）



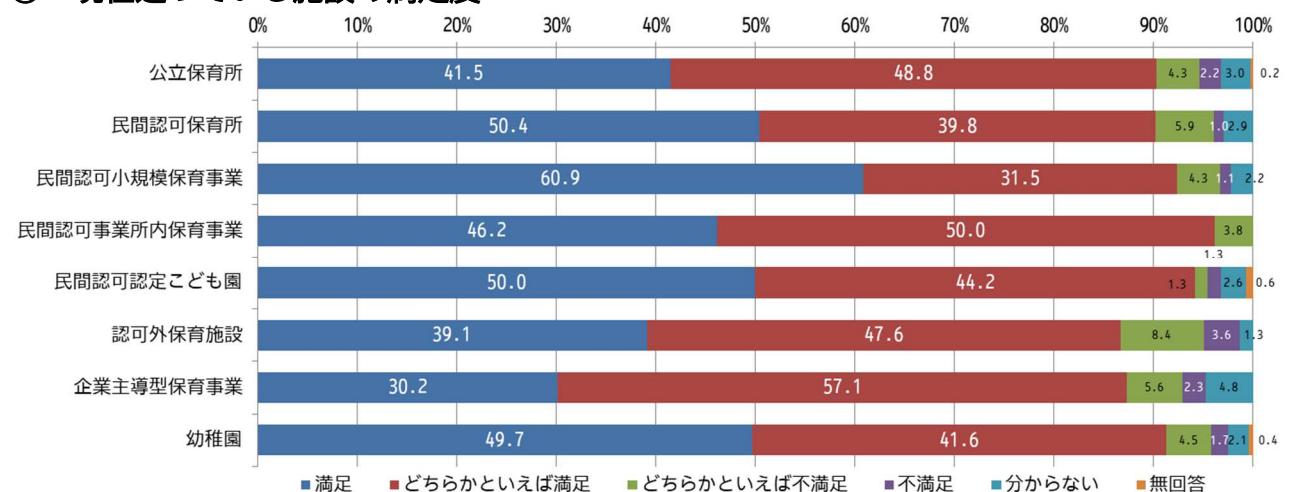
⑨ 現在通っている施設で改善してもらいたいこと（複数回答）



⑩ 施設で行ってほしい子育て支援（複数回答）



⑪ 現在通っている施設の満足度



⑫ その他ご意見（自由記述・抜粋）

- 日曜・祝日保育があれば保護者の就業先の選択肢を増やすことができる
 - 保育者の待遇を良くして保育・幼児教育の質の向上につなげてほしい
 - 特別な支援を必要とする児童の入所可能施設が限られているので増やしてほしい
 - 子育てに関する不安について、具体的なアドバイスをしてほしい
 - 子どもの個性を重んじてほしい
- 等

5. 郡山市子ども・子育て会議

(1) 委員名簿

(敬称略)

| No. | 役職 | 氏名 | 主な役職等 |
|-----|-----|--------|------------------------------|
| 1 | 会長 | 滝田 良子 | 郡山市子ども子育て支援企業組合 代表理事 |
| 2 | 副会長 | 平栗 裕治 | 郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会 会長代行 |
| 3 | | 吾妻 利雄 | 郡山市認可保育所長会 会長 |
| 4 | | 大川原 順一 | 株式会社ケンオリ 相談役 |
| 5 | | 佐藤 一夫 | 福島県ユニセフ協会 事務局長 |
| 6 | | 佐藤 広美 | NPO 法人子育て支援コミュニティープチママン 理事長 |
| 7 | | 佐藤 真澄 | 公募委員 |
| 8 | | 三瓶 令子 | 郡山女子大学短期大学部幼児教育学科 非常勤講師 |
| 9 | | 隅越 誠 | 一般社団法人郡山医師会 理事 |
| 10 | | 遠野 馨 | NPO 法人しんぐるまさあず・ふおーらむ・福島 理事長 |
| 11 | | 濱津 真紀子 | 福島県弁護士会郡山支部 弁護士 |
| 12 | | 蛭田 さゆり | NPO 法人郡山市私立保育園連絡協議会 理事長 |
| 13 | | 福内 浩明 | 福内合名会社 代表社員 |
| 14 | | 安田 洋子 | NPO 法人郡山のびのび福祉会 理事長 |
| 15 | | 箭内 孝仁 | 日本労働組合総連合会福島県連合会郡山地区連合会 事務局長 |
| 16 | | 山田 祐陽 | 公益社団法人福島県栄養士会 管理栄養士 |
| 17 | | 橋本 ゆみ | 公益社団法人福島県看護協会 専務理事 |
| 18 | | 佐藤 勉 | 郡山市小学校長会 会長 |
| 19 | | 遠藤 善美 | 郡山市PTA連合会 副会長 |

(2021 (令和3) 年7月末現在)

(2) 策定までの経過

| 開催回 | 開催日 | 主な審議内容 |
|------|---------------------------|----------------------------------|
| 第37回 | 2021 (令和3) 年 1月28日 (木) | ○策定の背景と趣旨について ○アンケートの設問項目について |
| 第38回 | 3月25日 (木) | ○構成案について |
| 第39回 | 4月28日 (水) | ○アンケート結果速報値から見える課題について |
| 第40回 | 5月27日 (木) | ○保育・幼児教育の現状及び課題について |
| 第41回 | 7月29日 (木) | ○素案について |
| 第42回 | 8月26日 (木) | ○素案について |

**郡山市保育・幼児教育ビジョン
2021（令和3）年10月**

■発行 郡山市
■編集 郡山市こども部保育課
〒963-8601
福島県郡山市朝日一丁目23番7号
TEL：024-924-3541
FAX：024-924-3802